機関誌「市民安全の栞」第2号 第20回 大会記念号



令和 4 年 『命は 1 つ 』だから

新時代の『安全と安心』 をデザインしよう!



記念講演1 日本の海洋戦略と市民安全

記念講演2 鍵穴の向こうにある安全と安心を求めて (名誉シニアフェロー)

日本市民安全学会

Japanese Association of Community Based Civil Safety Sciences



目 次

1.	巻頭言 「『命は1つ』だから、新時代の『安全と安心』をデザイン		石附 弘]
2 .	特別寄稿 1 宇宙大航海時代の幕開けと衛星コンステレーションによる 野	国際競争の実態 E宙システム開発利用推進機構	三神 泉 5
3.	特別寄稿 2 津波と学校防災 —大川小津波被害国賠訴訟の控訴審判決を	から学ぶもの― 弁護士	齋藤雅弘12
4.	論説 1 コロナパンデミック:『トリアージと市民安全』 京	葉病院 原口義座、津端 徹、 東京曳舟病院	星野正巳 友保洋三21
5.	論説 2 With・Afterコロナのシニアマーケット	シニアライフデザイン代表	堀内裕子23
6.	記念講演 1 日本の海洋戦略と市民安全	東海大学海洋学部教授	山田吉彦27
7.	記念講演 2 名誉シニアフェロー第 2 号 記念講演 (1)名誉シニアフェロー第 2 号授与者は富田俊彦氏に決定		
	(2) 記念講演「鍵穴の向こうにある安全と安心を求めて」	名誉シニアフェロー選考部会長 生活安全・QOL向上副会長	
8.	トピックス 東京2020ボランティアと市民安全	総務局第一次長	菅野泰彦······35
9.	20回大会特集 会員寄稿文集		36
10.	学会活動に対するアンケート調査結果について	総務局長	山下弘忠53
11.	メールマガジン発行状況	編集委員会委員長	濱田宏彰56
12.	お知らせコーナー (総務局だより)	総務局長	山下弘忠81
13.	編集後記		

巻 頭 言



第20回大会記念誌「市民安全の栞」の発刊に寄せて「『命は1つ』だから、新時代の『安全と安心』を デザインしよう!

日本市民安全学会会長 石 附 弘

本日、日本市民安全学会第20回記念大会を、皆様とともに迎えることができたことを大変嬉しく思います。これ一重に会員の皆様をはじめご関係の皆様の当学会に対する深いご理解とご協力の賜物とこころから感謝と御礼を申し上げます。

ご案内のとおり昨年度は、コロナ災禍の下、常任理事会、研修会、市民安全語ろう会は、すべてオンライン(ZOOM)としました。当学会の魅力であるリアルでのコミュニケーションや地域訪問による生活安全現場との交流が、自粛已む無き至ったことは残念ですが、本年度は、是非、リアルでの行事を順次復活させ、学会会員間の多様な絆の強化を図っていきたいと思います。

さて、第20回大会のテーマですが、そのキーワードを「『命は1つ』と『安全と安心』のデザイン」とさせていただきました。市民生活をめぐる大変化の中、「新時代の方向性」を見極めつつ、忘れてはならない「市民安全の原点」をもう一度振り返ってみたいと思ったからです。

前者の「方向性」に関しては、記念講演1「日本の海洋戦略と市民安全」および特別寄稿1「宇宙 大航海時代の幕開けと衛星コンステレーションによる国際競争の実態」が、これからの戦略的発想法 のあり方を示唆してくれるはずです。

後者の「市民安全の原点」に関しては、記念講演2の「鍵穴の向こうにある安全と安心を求めて」 および特別寄稿2の「津波と学校防災—大川小津波被害国賠訴訟の控訴審判決から学ぶもの」が、地 域の日々の市民生活において何が重要なのかを示唆してくれるはずです。

コロナ後に私たちがやりたいことは、「新時代の『安全と安心』をデザインした『まち・ひと・もの』の現場をたずね多くのことを学ぶことです。また、地域に伝承された歴史の教訓にも視野を広げたいと思います。

なお、オンラインによる「時空を超えた新時代のコミュニケーション文化」の社会的定着や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(閣議決定令和3年12月24日)の方針を踏まえつつ、今後は、オンラインとリアルの双方のメリットを活かした「ハイブリット方式」をも取り入れて、より多くの会員の皆様に役立つ「市民安全・安心学のプラットフォーム」づくりに叡智を集め、その成果を社会還元していきたいと考えています。

折角の機会なので、大会テーマについて敷衍説明をさせて頂きたいと思います。

「命は1つ」。「命」は他に代えがたい価値と意味をもっており、「市民安全・安心」を考える原点だと思います。そして社会関係の原点は「家庭」です。その集合体が、地域でありまちであり国です。そして今は、1つの命が、家庭の安全・安心が、加えて地球村の命が危うくなっています。

例えば、日々映像とともに伝えられるウクライナ戦争は、この1つしかない「命」をめぐる諸課題

第20回大会記念誌「市民安全の栞」の発刊に寄せて 「『命は1つ』だから、新時代の『安全と安心』をデザインしよう!」

について多くを考えさせられました。皆様は如何でしょうか?

戦争とは何か?国(主権)とは何か?領土とは何か?政治とは何か?リーダーとは何か?国民とは何か?防衛とは何か?市民の安全・安心とは何か?コミュニティとは何か?ボランティアとは何か? そもそも市民とは何か?と。

市民の「安全・安心」の対極にあるのが「戦争」。

コロナ危機も自然災害もそうですが、戦争という災禍が現実社会の脆弱性をあぶり出しました。私は、「戦争」という極限状況から「市民安全・安心」を考えると、これまで見えなかった「市民安全や安心の課題」が見えてくるのではないかと考えています。

「命」をめぐっては、気候変動をはじめエネルギーや資源の問題、また、サイバー空間とリアルワールドの問題、高度情報社会が生みだす蔭の部分、専制・独裁と自由・民主の体制問題等々地球規模の大きな環境変化が、「1つの命」の安全・安心に影響を与える時代となりました。換言すれば、「1つの命」を守ることが難しい時代になったように思います。

* *

日本市民安全学会は、昨年度に続き令和4年度も、「子どもから高齢者まで『安全・安心に暮らせる社会づくり』(会則第2条)に資する活動を推進するため、内外の有識者等との交流を深め、会員との絆の強化を図り、市民安全・安心の新たな社会的価値の創造に寄与する活動に邁進していきたいと思います。会員の皆様のご健勝とご活躍を祈念してご挨拶といたします。

【私見:若干の考察】

1 ウクライナ戦争と瀕死の市民安全・安心

2月以降のウクライナ情勢の惨状に胸を痛めない方はいないと思います。TVやSNSによって連日伝えられるロシア軍の「戦争犯罪」を超えた「人道犯罪」の数々。

昨日まで安全・安心に普通の生活を送っていた無辜の民の命が無差別に抹殺され、子ども達の未来 と夢を奪い去り、都市の生活インフラ破壊により昨日までの生活の場を奪い、ウクライナの誇る歴史 と文化を永遠に消去するという蛮行!

決して許せないのは、病院、学校、避難所に対する蹂躙攻撃です。原発攻撃、加えて、大量の市民 シベリア移送等々生々しい現在進行形の映像を、固唾を飲んで注視しつつ、これが「戦争の実像」な のだと肌で感じています(皮膚感覚の体感戦争・不安感)。

また、これを止めることができない歯がゆさと、プーチン大統領(英雄型サイコパスか?)への怒りに腸が煮えくり返えっているのは、決して私だけではないと思います。

「矛盾」という言葉を作った韓非子(春秋・戦国時代を代表する中国の思想家)は、「簪(かんざし)を盗んだ者は死罪、国を盗んだ者は英雄」と言っていますが、プーチンの野望は英雄になりたかったのでしょう。

韓非子は、国と国が生き残りをかけて争う戦国の世の統治のあり方を説き、秦の始皇帝がお手本とした人物です。その冷徹な人間分析は、「信義を重んずる論語」の世界を大切にしながらも、国際政治の現実のなかで、強靭で現実的な「市民安全」のあり方を考える参考になるかも知れません。

2 市民の命を守るために重要なこと=重層構造の社会安全システムの構築

他方、ウクライナのゼレンスキー大統領。彼の冷静かつ優れた統率力、国民を奮い立たせる情報発信力、死をも恐れず逃げずに国難に立ち向かう雄姿、国際世論への巧みな演説と支援協力要請等、ウクライナ国防軍の善戦と士気の高さ、国民の政治や軍への信頼と協力、国民の団結力と祖国を守る気概、民間人がまちを守るために立ち上がり、戦車に人の垣根をつくり武器を取って敵と戦う勇気、避難所での7歳の女の子のウクライナ国歌斉唱、隣国への子どもや女性の大量の避難民、それを受入れ保護する行政やボランティア等々、まるで映画を見ているような感動すら覚えます。昨日までの普通の生活を奪われないために、何が必要なのかを示唆してくれています。

ウクライナという地政学上の火薬庫に住んでいる方々は、負ければ国が無くなる(抹殺される)という苦い歴史体験がDNAにあって、「安全と安心」の創造の知恵が国民一人ひとりの血となり肉となって、強靭な「市民力」となっているのではないでしょうか?韓非子の「螻蟻潰堤」(蟻の一穴)は、アリの穴から水が滲みて潰れるという「小事は大事」、即ち、国民ひとり一人の士気・祖国への思いが、国の運命を左右する生きた教訓といえるのではないでしょうか。

3 戦争の経験がない、戦争を知らないことの恐ろしさ

私は1945年生まれで父親が戦争に駆り出された世代ですが、今回のウクライナ戦争の実像を垣間見て、親が戦争について一切口にしなかった理由がわかりました。

戦後長らく戦争のない例外的に平和な時代に生きて来られてことを感謝すると同時に、戦争は彼我の力学関係(国際的パワーゲーム)や偶発的(独裁者心理・誤情報・誤判断)にも起こりうるもので、この機会にしっかりと勉強しておくことも、「市民安全」のあり方を考える糧になると確信しています。 昔、総理官邸でお仕えした後藤田官房長官は、「『戦争を知らない世代』の怖さ、つまり、戦争の本当の恐ろしさについての無知が一番恐ろしい」とよく口にされていました。ウクライナの現場映像で、後藤田先生の言われていたことが理解できたように思います。戦争を仕掛けた方も仕掛けられた方も無辜の民の多数の「1つの命」の集合体が一瞬にして失われるのです。

日本で似たような事態になった時、あなたはどうしますか?

4 マリウポリと東日本大震災直後の釜石市:廃墟とさせないために

実は、小生、2011年3月11日の東日本大震災の直後、大津波の被災地釜石市を訪問し、ロシア軍の 砲弾で廃墟化したウクライナのマリウポリの高層居住地やその周辺の光景と酷似する光景を目撃しま した。前者は天災、後者は人災の典型例です。

例えば海岸近くの堅牢な釜石警察署は、3階まで津波で机から椅子、日常事務用品をすべて持ち去り、人の生活感のない空虚な冷たい空間だけが残されていました。近くの木造家屋地区の建物もすべて流出し、家を建てる前のコンクリの土台だけがむき出しになっていました。その廃墟に残されたみそ汁のお茶碗1つが、昨日までの家族の団らんの場のただ1つの痕跡でした。思わず言葉を失い胸が詰まりました。

この時の津波(自然災害)の力学には本当に驚愕しましたが、マリウポリの方は戦争の軍事力による無差別殺人です。力の暴力に対しては、あらゆる力を結集してこれに対抗しなければ暴力に屈することになります。

防災伝承てんでんこは、1人でも生き残ればまちの復興ができると、極限での「命」の大切さを子 どもたちに教えています。では、戦争では?

第20回大会記念誌「市民安全の栞」の発刊に寄せて 「『命は1つ』だから、新時代の『安全と安心』をデザインしよう!」

5 本当の国力とは?

「戦争」は、敵味方を含め「1つしかない命」を奪い、過去・現在・未来を抹殺します。今回のウクライナのとった戦時対応は、かつてのクリミア戦争を教訓に、約10年をかけてウクライナが自ら築きあげてきた有形・無形の「重層構造的安全活力」といえるのではないでしょうか。これが、真の「国力」と言えるのではないでしょうか?

これを支えたのは、情報統制ではなく、秩序ある自由な空気です。活力は、自由無くしては生まれません。限定条件なしの議論こそが、新たな社会価値を生むはずです。

日本市民安全学会第20回大会が、信頼を基盤とする論語の理念的世界と韓非子の冷徹な現実世界の狭間(2つの矛盾)のなかで、健全で明るく、逞しい市民社会を創造していくための知恵を育むチャンスになれば幸いです。

【参考】

韓非子は、政治家・権力者が陥りやすい罠とか政治家を選ぶ基準とか組織ガバナンスのコツとか国際政治力学関係など、人間心理を踏まえた含蓄のある書と思います。次の2つの指摘も、ウクライナ戦争に関連して気付かされた箇所でした。

- ・亡徴編:友好国をあてにして近くの他国を軽んじ、他国が助けてくれるとたかをくくって自国を圧 追してくる国を気にとめないような国は危ない。
- ・孤 憤:法の力によって君主の元で正しい政治を実現しようとする者と、君主に気に入られ多くの 人を従えて私利を図り王朝を害している臣下とは相容れない。

君主に気に入られ君主と顔なじみで耳に気分のよいことだけを言い、身分が高く子分を多く従えている。有能な者や潔白な者が彼らにはばまれ、政治が腐って王朝をほろぼす。

プロフィール 石附 弘 (いしづき ひろし)

1969年、一橋大学法学部卒業、警察庁入庁。石川・福岡・兵庫の各県警課長、在韓日本大使館書記官、内閣官房長官(後藤田・小渕両長官)秘書官、警察庁捜査二課長、暴力団対策第一課長、長崎県警察本部長、防衛庁審議官等を経て、現在、日本市民安全学会会長、厚木市セーフコミュティアドバイザー、(財) 国際交通安全学会評議員、警察政策学会市民生活と地域の創造研究部会長、日本セーフティプロモーション学会理事。

・座右の銘 一日生涯

特別寄稿1



宇宙大航海時代の幕開けと 衛星コンステレーションによる国際競争の実態

三 神 泉 先生

(一財) 宇宙システム開発利用推進機構 (JSS) 常務理事・博士 (工学)

2021年(令和3年)6月19日、日本市民安全学会・第4回ロボット共存研の共催で、見出しの講演会を開催しました。ご講演をお聞きしての斎藤メモからその内容をご紹介いたします。

(三神先生には、本稿についてご了承を頂いております)。 (文責 斎藤晃顕)

【講師のご紹介】

三神泉先生は、元の勤務先である三菱電機時代に、世界一の「すばる望遠鏡」の製作のプロジェクトチームの一員として、15年間、艱難辛苦の末、完成させた実録の物語が、NHKの「プロジェクトX」で放映され、国民に大きな夢と感動、そして勇気を与えてくださいました。

(注) プロジェクトX 挑戦者たち 宇宙ロマン すばる ~140億光年 世界一の望遠鏡~国井雅比古/(https://tower.jp/item/3337083/) は、「世 界 最大の望遠鏡・すばる。その誕生のかげには宇宙の果てを見たいと願った人たちの壮大な夢があった。予算獲得に奔走する天文学者、究極の鏡づくりにかける技術者。宇宙に魅せられた人たちの情熱を描く」と解説しています。

なお、「すばる望遠鏡プロジェクト」の責任者として 活躍した功績を讃えられ、学術・芸術部門に功績のある 人に与えられる「紫綬褒章」を受章されました。その時 のエピソードとして、同じく「紫綬褒章」を受章された 女優の桃井かおりさんとの記念写真は、すばる望遠鏡の 思い出と同じく記録と記憶に深く刻まれた出来事だった との秘話をご披露していただきました。

講師紹介の後、三神泉先生からは、本題のご講演に先立ち、当学会から急遽お願いした「すばる望遠鏡の開発の歴史の一部」と題して、特別編「すばる望遠鏡の開発」についてお話いただき、本題の4点にお話を進められました。

- 1. 米中が競う大航海時代の幕開け、月資源の利用と 火星資源獲得への道
- 2. 低軌道 (LEO) 宇宙空間の寡占をめぐる戦い~ LEOを制するものは宇宙の覇者?
- 3. 熾烈な宇宙空間の開拓競争における我が国のスタンス~限られたリソースでもできることは?
- 4. 準天頂衛星システム「みちびき」を利用した市民 の安全・安心への取組~当財団が実現を支援する 新事業~

○特別編 すばる 望遠鏡の開発の歴史から

三菱電機でのサラリーマン人生の中で、幸運にも各種の貴重な仕事に毎回選抜されその都度実績を残されてきました。その後に関連会社の大洋無線株式会社の社長を経て、"準天頂衛星みちびき"を所管する(一財)衛星測位利用推進センター専務理事にご就任された後に、令和3年4月、現職にご就任なさいました。主な業績と職歴は、下記の「設計開発・マネジメントの歴史」をご覧ください。特にその経歴の中でも特筆される一大功績が

すばる望遠鏡の開発の歴史の一部を特別編として・・・



15年間を捧げたたハワイ島すばる望遠鏡 桃井かおりさんとともに頂いた紫綬褒章 All rights reserved.



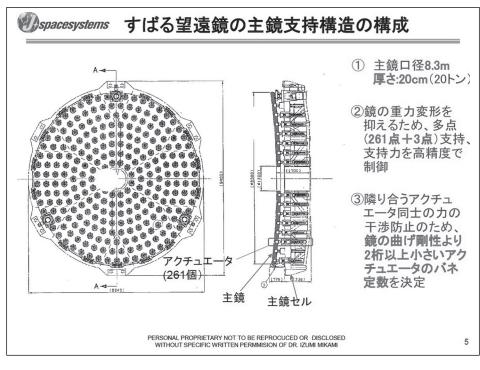
「すばる望遠鏡」の製作です。当時1枚鏡で8.3mの口径の望遠鏡は世界一という大望遠鏡を製作されました。この製作の最大の難しさは、その一枚ガラスの主鏡の大きさにあります。従来の製作方法と異なりコンタクトレンズの様に、鏡体重量を軽くするために技術の粋を凝らしたそうです。また厚さを薄くした分、紙と同じように、極度に薄い為、水平にしても、垂直にしても、鏡面の歪みや狂わぬようにする為に、様々な工夫をしながら解決していったそうです。

その主な課題個所は、

- ①主鏡口径8.3m、厚さ20cm (重さ:20 t)、
- ②鏡の重力変形を抑えるため、多点(261点+3点)支持、支持力を高精度で制御、
- ③隣り合うアクチュエータ同士の力の干渉防止の為、鏡の曲げ剛性より2桁以上小さいアクチュエータのバネ定数を決定等にご苦労された様です。

具体的には鏡能動支持、制御系全システムの全容は主 に、A:自重支持力の算出部、B:力指令の分配部、C:





光学収差の算出部、D:鏡面補正モードの算出部、E: 支持点の補正力の算出部等々と副鏡能動駆動制御部で 構成されるまでの長期間にわたり心血を注がれてきました

世界一の著名な「すばる望遠鏡」のサクセスストーリーは、我が国の光学技術の粋を結集した大変高度でありかつ難解な物理のお話を噛み砕いて解説いただき、すばる望遠鏡の偉大さを知ることが出来ました。

本題「宇宙大航海時代の幕開けと 衛星コンステレーションによる国際競争の実態」

1. 米中が競う大航海時代の幕開け、月資源の利用と火 星資源獲得の道!

現在は「宇宙大航海時代」ともいうべき時代に突入しており、いま地球上空には、およそ1000機以上の衛星が飛んでいる事を知ってる人は少ないのではないかとのことです。現在米中が、覇権争いをしている宇宙の「大航海時代」の幕開けとは、月資源の利用と火星資源獲得への道であり、「火星探査の必要性と有効性」につきましては下記の図解をご参照ください。

下記図表の様に、2021年には、月周回軌道への無人フライト、2022年には、月周回軌道の宇宙ステーションの建設開始(ISS同様国際協力)、2024年には、人類が再び月面に着陸(有人探査)、コロニー設置や女性飛行士の派遣による火星ミッション用の資源調達、そして最後のミッションである2033年には、有人火星探査を計画しています。何故月が、火星の玄関口なのか?というと、ロケット推進の補助剤としての3He(ヘリウム3)が豊

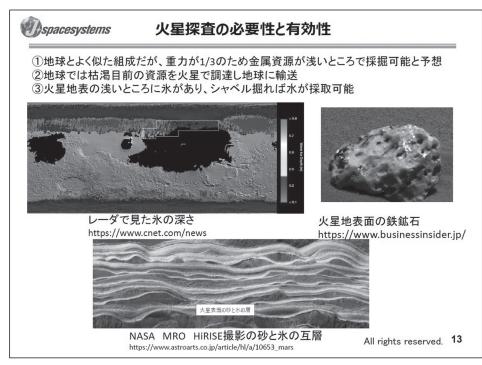
富に埋蔵されており、ロケットの打ち上げに1/6の重力 で済むことの有利性、更に地球の人類にとって、核融合 発電と新冷却技術に有効であること等が挙げられるそう です。

2021年2月には、火星に到着した米国パーシビアランスが調査開始。次いで中国も米国へ追いすがるべく、火星有人探査への一歩として、2013年には、中国初の月面着陸、2019年には、月面の裏側への人類初の軟着陸+月面ローバー、2020年には、月周回母船と着陸船によるサンプルリターンを行うなどの実績を重ね、その後も月の南極の資源探査と月面での資源利用と人間派遣準備などを計画中であり、2033年には、「有人火星探査」、その後の火星・地球間宇宙船往復による大規模資源開発方針などにつき発表されています。

2021年5月23日、中国は火星探査車「祝融」の火星着陸に成功、探査を開始。測位衛星システムにおける中国の台頭はめざましく、現在所有の衛星は、米国のGPSの31機に対し、中国は35機体制で米国を凌駕しています。宇宙大航海時代の宇宙船ナビを支えるには、衛星測位が不可欠です。

2. 低軌道(LEO)宇宙空間の寡占をめぐる戦い」

今後は、低軌道(LEO)を巡る戦いになり、LEOを制する者は、宇宙の覇者になるといわれています。米国宇宙開発庁(実質:宇宙軍)は、高速滑降するミサイルを複数の低軌道(LEO)小型衛星(数百kg)が連携・追尾し、地上とコンカレントな情報共有と各種判断・対応を実施(2026年内に全世界を網羅)を予定。中国の衛星コンステレーションの防衛分野での活用も考えられ、中露



米国が切り開く宇宙大航海時代の「NASAのアルデミス計画による月探査と火星有人探査計画」

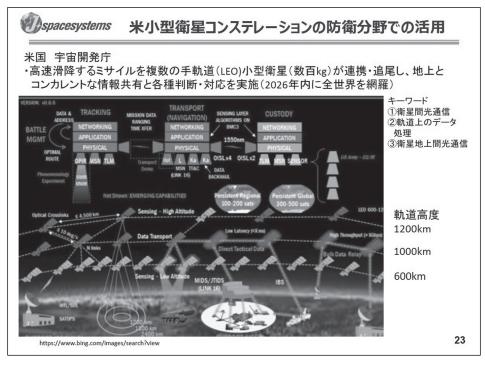
間で協定が締結されたとの報道や完成間近との米国の記事もあり、小型衛星コンステレーションのインターネット分野での活用も考えられています。

米国のSpaceXのStarlinkがLEOに展開する数千から数万の小型通信衛星コンステレーションが、軌道高度の340km~1150kmに展開中、因みにホリエモンのロケットは100kmに過ぎず、その程度の高度では、30分程度の宇宙旅行体験ツアーが出来る位の高度ですので、もっと頑張ってもらいたいとのことです。

経費節減を目的に**米国ファルコンロケット打ち上げ1 回が運ぶStarllink衛星は60機**を収納したものになっています。

米国のStarlink社のSpaceXの低軌道衛星メガコンステレーション構築の実態は、高度340~1150kmに12000~42000衛星を2021~2027年中に計画、アマゾン社は、高度600kmに3236衛星を2026年に計画、Google社のPlanet Labsは高度400kmに196衛星を現在サービス中、中国は、China Satellite Network Groupが高度500~1145kmに12992





衛星を2035年までに計画、英国&インドは、高度1200km に7020衛星を2022年にサービス開始予定、日本では、Axelspace社が高度600kmに5~50衛星、QPS研究所が高度525kmに2~36衛星を、Synspective社が高度525kmに1~30衛星を運用並びに計画中です。

3. 熾烈な宇宙空間の開拓競争における我が国のスタン ス

ここでは、限られたリソースでも出来るとことから着 手することが課題となります。 令和3年7月15日、衛星測位フォーラム製造産業局長の講演で、急がれる日本の取組について、①日本の計画は観測衛星のみであり、それも**海外に引き離されつつある**。②このままでは、日本は他国のシステムに依存せざるを得なくなり、**技術面でも世界に後れ**をとることは必至。③衛星コンステレーションが宇宙利用のゲームチェンジャーとして注目される中、我が国の対応は急務との世界の宇宙産業の実情を述べられたそうです。

現在、海外に引き離されつつある状況において、急務 な取り組みは、**先ずは観測衛星の打ち上げ**であるとし

D spac	esystems	低軌	.道衛星	メガコ	ンステレー	-ション構築の	実態
	企業名	目的	計画衛星数	軌道高 度 (km)	現在の 運用衛星数	完成年度等	備考
6	SpaceX Starlink	インターネット	約7,500 約1,600 約2,800 計12,000	340 550 1150	1,659	2027年代 (2021世界サービ ス開始)	最大42000機
米	amazon	インターネット	3,236	約600	0	2026	-
	Planet Labs (Google)	光学	196	約400	196	サービス中	
中国	China Satellite Network Group	インター ネット	12,992	500~ 1,145	0 (別名で実 証中の衛星 を含む?)	2035? (通信、地球観測、 衛星測位の 統合系として)	2121年6月最新情報(ITUから)。 当計画前は、約100機×5計画があった
英·印	One Web	インター ネット	7,020	1,200	256	2022年 サービス開始	
日	Axelspace QPS研究所 Syspective	光学 SAR SAR	50 36 30	600 525 500	5 2 1	? ? ?	_
			А	II rights r	reserved.		2

Spacesystems

我が国政府が示す方向性

7/15 衛星測位フォーラム製造産業局長講演より抜粋

急がれる日本の取組み

- 日本の計画は観測衛星のみ。それも海外に引き離されつつある。
- このままでは、日本は他国のシステムに依存せざるを得なくなり、技術面でも世界に遅れを取ることは必至。
- 衛星コンステレーションが宇宙利用のゲームチェンジャーとして注目される中、 我が国の対応は急務。

通信衛星コンステレーション計画

- ・米巨大資本が先行。加・韓企業も計画。
- EUは事業可能性調査を開始。年内に結論。

*	Space X	1,664機	(12,000機)
*	Amazon	0機	(3, 236機)
英	OneWeb	218機	(648機)
hn	Telesat	0機	(298機)
中	銀河航天科技	1機	(650機)

レーダー衛星コンステレーション計画

- ・ 先行するIceyeは、米国の国防需要等を背景に、 年産10機体制を構築。
- 日系2社の打上計画は年間数機に止まり、引き 離されるかどうかの瀬戸際。

6.7	企業名		実績(計画)
*	Capella Space	4機	(36機)
フィンラント゜	Iceye	7機	(18機 ※2022年半ば)
日	QPS研究所	1機	(36機 ※2025年)
日	Synspective	1機	(30機 ※2020年代後半)
中	SPACETY	1機	(56機)



All rights reserved.

ています。今後、衛星コンステレーションが宇宙利用の ゲームチェンジャーとして注目される実情は、**通信衛星** コンステレーション分野では、米国の巨大資本が先行 し、カナダ、韓国企業も計画。EUは、事業可能性調査 を開始し、年内には結論を出す予定。

日本はこの分野には参画ゼロ。具体的活動の現状は、 米国のSpaceX社が、実績(1664機)、計画(12000機)。 Amazonは、実績(0機)、計画(2236機)。英国の OneWebの実績(218機)、計画(648機)。カナダの Telesatの実績(0機)、計画(298機)。中国の銀河航天 科技は、実績(1機)、計画(650機)。

レーダー衛星コンステレーション分野では、先行するフィンランドのIceye社は、米国の国防需要を背景に、年産10機体制を構築したとのことです。一方、日本の日系2社の打ち上げ計画は、年間数機に止まり、引き離されるかどうかの瀬戸際の状態です。具体的活動の現状は、フィンランドのIceyeは、実績(7機)、計画(18機)、米国はCapella Spaceの実績(4機)、計画(36機)、中国は、SPACETYの実績(1機)、計画(56機)に比べ、日本は、QPS研究所の実績(1機)、計画(36機)、Synspectiveの実績(1機)、計画(30機)となっています。

我が国政府の示す方向性については、次の諸点の重要性を指摘されました。

- ①20機以上からなる日本独自のレーダー衛星コンステレーションを早急に構築する。
 - ・足下でも、防災に加え、インフラの監視やスマート 農業等で衛星データの利活用が進みつつある。
 - ・国や自治体等での衛星データの利用拡大に向けた実

証や実利用の為に衛星データを購入。

- ・複数年にわたる衛星データ購入の予見性を持たせる ことで、民間のコンステレーションを加速する。
- ②次世代宇宙基盤技術の開発。
 - ・将来の安全保障にも貢献し得るレベルの軌道上データ処理技術や衛星間光通信技術、小型衛星バス等を 開発。
 - ・開発した技術は、災害時に被災状況の広域・迅速な 把握に貢献する衛星に搭載して実証する。

また、宇宙開拓利用における我が国の国際協力の必要性については、第一番目は、米国アルテミス計画への協力強化と側面支援、第二番目は、バージンオービット社の大分宇宙空港化計画への協力支援、第三番目は三神先生の試案として、早急に世界と伍していくには、開発運用面、資金面や利活用を考え、LEO小型衛星のグローバル構築を親日のアジア諸国と連携して、社会問題解決型LEO小型衛星コンステレーションの実現を率先して考えていくべきであると考えているとのことでした。

4. 準天頂衛星システム「みちびき」を利用した市民の 安全・安心への取組

当財団が実現を支援する新事業について、みちびきを含む宇宙技術の利用が進む主に自動運転分野では陸・海・空の分野で、自動運転バス、IT施工、スマート農業、除雪支援、津波観測、外航船自動運転、プレジャーボート自動接岸、ドローン物流、空飛ぶ自動車等いろいろな分野で利活用中の由で、みちびき社会実装に向け当財団が支援中のプロジェクトには次のような分野のものと教えていただきました。



Aspacesystems

おわりに

弊財団は、高精度衛星測位サービス利用促進協議会(QBIC)の事務局として、みちびきを含む衛星測位の利活用による我が国の産業活性化を目指す活動を推進中です。

会員団体数: 311

WG活動: アウトリーチWG, 社会実装WG, 海外展開WG, 標準化WG

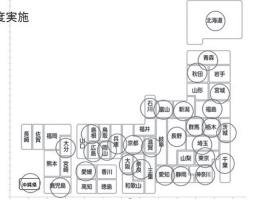
参加費: 無料

総会: 毎年7月頃に1時間半程度実施

是非、お知り合いの団体さんもお誘いの上、下記URLから登録を申し込みください。右図の未登録の都道府県でお知り合いの方にも紹介していただくと幸甚です。

https://qbic-gnss.org/join2

WG各種講演、測位受信機の市場動 向、世界の衛星測位の利用状況、国 内外の学会情報等がお楽しみいた だけます。



QBIC会員の所在都道府県

43

- ①測位補強サービスを用いた介助システム(B-SOS): 内閣府みちびき実証。
- ②「みちびき」の高精度測位データ等を活用した業務 支援システムによるゴミ収集運搬の効率化:大分県 先端事業挑戦補助金。
- ③視覚障害者向け、歩行ナビゲーションシステム:広島県-EGGSプロジェクト。
- ④土木建設用重機周りの作業者安全管理システム「重機ソナー」:民間企業自社投資。
- ⑤レースにおける移動物体軌道、速度・加速度検出,先 着順位管理システム:神奈川県企業の開発投資等々 に、JSS (旧SPAC) 開発済のCLARCSが全シス テムの開発を支援中。宇宙技術の全ドメイン利用に よる安心・安全な社会構築支援活動中です。

最後に、当財団は高精度衛星測位サービス利用促進協議会 (QBIC) の事務局として、みちびきを含む衛星測位の利活用による我が国の産業活性化を目指す活動を展

開中です。

現在会員団体数311、全国47都道府県中30ヶ所が加入、 残りの17県内に協力団体の拠点の拡大を模索中とのこと で会員獲得、特に未加入の全国の都道府県内の企業・団 体の加入へ皆様のご推薦、勧誘を期待されていました。

(主催者から御礼)

この度は、当学会で質実ともに濃密かつ壮大な「宇宙 ビジネス」に関し、業界を代表する三神泉先生にご講演 の機会を得まして、参加者の皆様が大いに納得がいく、 大変有意義な、かつ、充実した講演会になりました。三 神先生、本当に有難うございました。

(記録:日本市民安全学会・常任理事・ヒューマンネットワーク担当副会長 斎藤晃顕)



津波と学校防災

一大川小津波被害国賠訴訟の控訴審判決から学ぶもの ―

弁護士 齋 藤 雅 弘

1. はじめに

本日は「津波と学校防災一大川小津波被害国賠訴訟の控訴審判決から学ぶもの」と題して、石巻市立大川小学校の津波被災事件(以下「本事件」)についてお話しをさせて頂きます。冒頭に短い映像(https://creators.yahoo.co.jp/teradakazuhiro/0200093049)を見て頂きましたが、この映像を制作した寺田和弘監督のドキュメンタリー映画「生きる~大川小学校津波裁判を闘った人たち」((株)パオネットワーク)が2022年4月に完成しましたので、そちらもご覧になって頂ければ幸いです。

本事件では、大川小学校(以下「大川小」)に通う児童74名(うち4名が依然として行方不明)と教職員10名が津波の犠牲になりました。明治5年の「学制」制定以来、一つの学校における災害による被災事件としては、歴史上最大の犠牲者を出した事件です。大川小の南側には「ダルマツ山」があり、大川小の児童は椎茸栽培等の学習や遊び場としてこの裏山には頻繁に上っていました。東日本大震災(以下「本震災」)当日の14時46分にM9の地震(以下「本件地震」)が発生し、大川小の児童は教室内で揺れが収まるのを待ってから校庭に避難しました。

地震発生の6分後には、大津波警報の発令と高台避難が呼び掛ける防災行政無線の放送が校庭隅のスピーカーから流され、15時10分にも同様の放送がなされました。しかし、大川小の教頭、教員らは児童を裏山等に避難させず、その後、45分余り校庭に留め置きました。そして、大川小を襲った津波(以下「本件津波」)が襲来する僅か7分前、教員の指示により児童は、新北上大橋の袂の校庭より僅か5m程高いだけの地点(通称「三角地帯」)に移動を始めました。しかし、移動の列は、北上川の堤防を超えた津波と河口から陸上を遡上した津波の2方向からの津波に呑まれて、上記のとおりの犠牲を出しました(以下「本件事故」)。

本件事故で犠牲になった児童の遺族は、皆、我が子なら走れば1分足らずのところによく知った裏山があったにも関わらず、なぜ教員らは裏山に児童を避難させなかったのか、我が子が命を落とした状況はどのようなものだったのか、その時の子供の様子はどうだったのかなど、被災当時の真実を知りたいと切望しました。これは、子供を亡くした親の心情としては、自然であり誰も

が抱く気持ちであったと思います。

本件事故後、石巻市教育委員会(以下「市教委」)による保護者説明会が開かれたり、文部科学省の仲介による「大川小学校事故検証委員会」が設置され、説明や検証がなされました。ところが遺族の求めた「なぜ」「どうして」は解明されず、それどころか市教委の説明には虚偽があったり、市長が遺族の心情を損ねる不用意な発言をするなどした揚げ句、石巻市は本件事故の説明や検証を打ち切ってしまったことから、遺族は法的責任を追及することを通じて、本件事故の真実を明らかにする以外に方途がない状況に追い込まれました。

このような経緯から、本件事故で犠牲になった児童の 遺族のうち19家族、23名が原告となり、石巻市と宮城県 に対する国賠訴訟(以下「本件訴訟」)を仙台地裁に提 起しました。

訴訟提起は、時効期限ぎりぎりの2014(平成26)年3月10日になされました。時効直前に提訴したことからも、遺族は、当初、裁判など起こすつもりはなかったにもかかわらず、市教委側の対応からやむなく提訴に至ったことがよく分かると思います。

また、訴訟などするつもりがなかった遺族を訴訟に追い立て、その結果、裁判で石巻市や宮城県の法的責任が認定され、高額な賠償を命じられてしまったことは、リスクマネジメントにおける失敗例の一つの典型ではないかと思います。本件事故は、このような観点からも、遺族が訴訟に踏み切らざるを得なかった経緯と理由及び背景をきちんと理解する必要があります。

また、本件訴訟の際だった特徴は、津波という自然災害における行政の責任を認定させるのは至難の業であったにも関わらず、責任を認める判決を勝ち得たことですが、そのために原告遺族らが、我が子の事実上の代理人弁護士としてこの訴訟に参加し、証拠を集め、法廷で我が子を亡くした親の心情を訴え続けたという点です。このような原告ら遺族の活動により、最終的には仙台高裁で市教委や学校等の「組織的過失」を認め、石巻市と宮城県の国賠責任を認定する画期的な判決を得ることができたと言えます。

これから、本件訴訟で画期的な判決が得られたのは、 どのような経緯があり、原告ら遺族がどう対応したから なのか、また、仙台高裁の「組織的過失」の認定という 法的判断は学校防災においてどのような意味や意義を持 つのか、さらには学校に限らず災害時における防災への 取組においていかなる意義や意味があるかをお話しし、 そして、この考え方はさらに広い射程を持つ判断となる ものであることをご紹介します。また、こうした判断を 引き出した原告ら遺族の活動の社会的な意義をご説明し たいと思います。

2. 大川小はどこにあったのか

大川小は、石巻市釜谷字山根1番地にありました(【写真1】参照)。北上川は、現在は太平洋に面する「追波湾」に注いでいますが、むかしは石巻市の中心部を流れ、石巻湾に注いでいました。しかし、1934(昭和9)年に北上川を追波川に繋ぐ付替え工事により、小河川であった追波川が現在のような大河となりました。この付替え工事に伴い大規模な堤防工事もなされました。



〔写真1〕

堤防は人工物であり、かつ巨大な構造物ですので、全体を見ると非常に頼もしく感じますが、土木工学の専門家などの意見では、堤防は数十キロ、あるいは100kmを超えるような構造物が均一の品質を持ってきちんと構築されている保証はないと言われています。どこかに脆弱な箇所があることもあり、地震や津波でその箇所から損傷や崩壊しかねない本質を持っているとのことです。本件訴訟の控訴審の判決は、震災で堤防が損壊して津波が大川小に来襲する危険を認定し、市教委や大川小の校長らの予見可能性を認めて市や県の国賠責任を肯定しています。このような考え方は、他の自然災害における防災を考える場合にも重要です。

北上川の河口付近は河川堤防も津波堤防もありません。砂浜で松林があるだけです【写真1】。堤防は、守るべき区域を囲わないと全く意味がありません。北上川の河口は海に向かって開けていますし、河口の近くで富士川と合流しています。大川小の位置は【写真1】のとおりですから、北上川と学校を隔てるのは高さ5.185mの本堤防と3.125mの富士川の堤防だけでした。河口から北上川を津波が遡上すれば、同時に富士川も遡上しま

すので波高が3.125mを超えれば越流して大川小のある 釜谷地区にも来襲します。したがって、3m程度の津波 でも学校を津波が襲うことは容易に予見できる場所でし た。しかし、大川小は河口から約3.7km離れていますし、 1934(昭和9)年の付替え工事以前の追波川は小河川で したから、歴史的にも津波が追波川に押し寄せて遡上し て被害を出したという記録がほとんどありません。その こともあって、釜谷地区の住民も津波はここまで来ない という認識を持っていた人が多かったと考えられます。

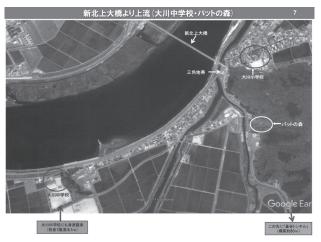
大川小は1985 (昭和60) 年に校舎が建て替えられています。従前は裏山の麓に建てられた木造 2 階建ての校舎でした。海側の見通しがよく、北上川を津波が遡上してくれば校舎から確認することが可能でした。しかし、立替えで非常にモダンな校舎になりましたが、敷地の北側に寄せて校舎を建てたため、北上川の眺望が悪くなり、津波が遡上する状況などは学校の校庭から確認することは困難となっていました。

また、北上川は河川勾配が1万7000分の1 (17km進み僅か1 mしか標高が上がらない)と、非常に勾配の緩やかな川です。そのため津波や高潮に限らず、毎日の干満の影響(感潮域)も他の河川に比べ非常に遠くまで及ぶ河川でした。実際にも、本件津波は北上川の河口から49kmも遡上しています。

【写真1】の左上に大川小の校歌2番の歌詞(船がゆく 太平洋の 青い波 寄せてくる波)が書いてあります。控訴審判決は大川小が海に近いという事実認定の一つの根拠としてこの歌詞を引用しています。つまり、大川小は川というより海に面した立地にあったとの評価も可能であったと控訴審判決は判断したと考えられます。

3. 津波被災の状況

大川小の付近を空から見ますと**〔写真2〕**のとおりです。近くに新北上大橋があり、その袂は「三角地帯」と呼ばれ、大川小の児童らが移動しようしていた場所と考えられています。**〔写真2〕**の左下に大川中学校があります。終業後で生徒がいなかったので犠牲者は出ていま



(写真2)

せんが、ここにも津波が押し寄せています。この辺りは 「間垣」と呼ばれる地区ですが、間垣地区の堤防は本件 の地震と津波で壊滅的な被害を受けています。

本件地震と震源域を同じくする宮城県沖地震が、1978 (昭和53) 年にも発生しています。このときは、たまたま大きな津波は発生しなかったので津波による被害は殆どありませんでした。しかし、この地震の揺れによって北上川の「間垣」の堤防は天板沈下して上部が陥没したり、堤体(堤防の本体)に亀裂が入る等かなり大きな被害を受けています。



(図1)

宮城県沖地震は、周期的に発生しています。かなりの確率を持って地震の発生が予測されていました。過去のデータから一番短い周期で26年、一番長い周期で43年毎に起きています。この研究成果に基づき、宮城県は1978(昭和53)年の次に起きる宮城県沖地震についての研究結果と将来の防災のための報告書を2004(平成16)年に発表し、それに基づきハザードマップ等も作っています。

1978 (昭和53) 年の宮城県沖地震の被災記録を調べると、北上川の間垣堤防がこの地震でも損壊した記録が残っています。ですから重要なことは、堤防の損壊等も含めてハザードマップの作成なり、防災計画の立案をしなければいけないはずですが、宮城県のハザードマップ【図1】では大川小は浸水域に含まれていません。しかし、この地図の範囲外になりますが、左角の先に『福地字大正』や『針岡字昭和』という地区があります。これらの地区は2004 (平成16) 年の宮城県の報告書に基づく石巻市の防災計画では浸水域になっています。大川小よりさらに上流の地区は浸水域になっているのに、それより下流の釜谷地区は浸水域に入っていないことが本件訴訟の過程で分かりました。

裁判手続の中で行った求釈明に対する石巻市の回答から、石巻市の防災計画中の津波浸水域に本来なら釜谷地区が含まれていて然るべきなのに、浸水区域の地名の誤記がなされたために、結果的に釜谷地区が浸水域に含まれないものとされていたことが分かりました。石巻市

は、市の防災計画上、釜谷地区には津波が到達しないとされていたことも理由にして、大川小への津波の襲来は予見できなかったと主張していました。しかし、仙台高裁は大川小のある釜谷地区が市の防災計画上で浸水域に含まれていないのは誤記であり、その誤記は石巻市の過誤であって、その誤りを自己を免責する理由にはできないとして排斥しています。

この点 (ハザードマップの誤りや防災計画中の津波浸水区域の誤記等) が、事前の津波防災の取組みの不十分さや、地域住民の誤った認識、ひいては大川小の教員らの認識の誤りを招き、本事件のような悲惨な結果につながったと考えることもできると思います。

被災前の学校は**【写真3】**のとおりモダンな校舎の学校でした。先ほどの映像にもありましたが、裏山のコンクリートたたきに上るとこのような景色が広がっています。この写真は当時の校長が撮ったものです。校長は写真が趣味で、写真を撮りに大川小に通勤していたのではないかと思えるくらい膨大(2年間で2万枚位)な写真を撮っていました。これらの写真は、遺族が石巻市側に提出を求めて入手しましたが、本件訴訟の立証にかなり役に立ちました。この写真から分かるとおり、裏山にさえ上がれば、十分に子供たちの命が助かるような状況にあったことがご理解頂けると思います。



(写真3)

本件津波の被災後は**【写真4】**のとおりの状況となりました。この写真から津波が来たのが2方向(写真右から堤防を越流し、下から陸上を遡上して)から襲ってきたことが分かります。また、学校の校庭側には瓦礫が沢山集まっていますが、これは唯一の生存教員の目撃状況(2方向の波がぶつかって校庭で渦を巻くように子供たちが津波にのみ込まれて行った)を裏づけるものです。

次に、児童らの避難の経路と状況は概ね**〔図2〕**のとおりです。児童の亡骸の多くが裏山の斜面の麓の三角地帯の近くの行き止まりとなった地点で見つかっています。

先ほどの映像の中で吉岡弁護士が「ここが津波が来た ところです」と指差していたところの右手に児童が椎茸



[写真4]



(図2)

栽培を行っていた場所があります。この栽培地から藪の 斜面を登れば、コンクリートたたきの1段目に上れまし た。コンクリートたたきは4段になっており、一番下の 幅が一番広くなっていますが、津波が到達したのは1段 目の下までです。ですから、裏山のコンクリートたたき の一番下まで上れば、児童の命は間違いなく救えました。

4. なぜ訴訟に至ったのか

映像の中で、遺族は本来裁判するような問題ではなかったと言っています。ではなぜ遺族は訴訟に踏み切ることになったのでしょうか。

本件訴訟は、損害賠償請求権の3年の時効が到来する直前(3月10日)に提訴をしています。遺族は、訴訟ではない方法で納得できる解決はできないのかを模索しながら3年間にわたって繰り返し石巻市に説明を求め、真摯に対応してきました。しかし、石巻市は本件事故の説明会や検証はこれ以上行わないと宣言し、遺族との対話の道を断ってしまい、遺族は取り付く島がない状態に追い詰められました。そのため、訴訟という方法によって事実関係の解明と責任の所在を追及することを通じてしか、遺族の望む真実を知る方途がなくなりました。

前述のとおり、地震発生後、児童は校庭に避難し、その後、45分余りにわたり校庭に止め置かれました。その間、学校に来た保護者によって27名の児童が引き取られています。保護者の中には、途中の車中でラジオを聞いたり、携帯サイト等によって大津波警報の発令や予想される津波の波高についての情報を入手し、校庭にいた教員に対して裏山を指さして、「山に避難させてください」と訴えた保護者もいました。しかし、その教員は「お母さん、落ち着いてください」と言ってその訴えを受け入れようとしませんでした。その後も教員らは児童を安全な高台へ避難させる決断ができず、児童は本件津波の襲来の僅か7分程前に校庭から「三角地帯」に移動を開始したものの津波に呑まれて犠牲になりました。

すぐに高台へ避難する意思決定ができなかった理由や「三角地帯」という誤った場所へ移動する決定をした経緯や理由等については、私たちなりの見解はあります。しかし、生存教員が依然として具体的な事実経過を遺族の前や法廷で語っていませんので、未だ明かではない部分があると言わざるを得ません。

私たちなりに考える理由の1つは、市教委の人事の問題です。少し語弊がありますが、大川小は市内の小学校の中では序列が低い学校でした。したがって、あまり勤務評価の高くない定年間近の校長が赴任しますと、この学校で「上がり」ということになります。そうすると、なるべく問題を起こさずに、定年までの職務を全うしたいという気持ちになります。

これは校長の資質の問題でもあるのですが、校長の学 校運営にもかなり大きな問題があったのではないかと 思います。前任校長は保護者や地域との交流に熱心で、 様々な意見を取り入れて学校運営をしていたことが窺わ れます。しかし、本件当時の校長は、そのような対応は するなという姿勢が強く、学校運営の中で教員らが保護 者や地域との交流をすることを押さえるような対応が あったと思われます。そのため、教員が萎縮し、学校内 で教員相互の意見の交換を通じ、認識を共通にする環境 が整っていなかったり、学校と保護者との交流も意見交 換もうまくいっていない状況だったのではないかと思わ れます。教員が大川小の実情(地理的状況や過去の災害 経験等々)に疎く、加えて教員同士に意見の対立がある と、緊急時の意思疎通がうまくいかず、反対意見なり少 数意見がきちんと議論に反映されないことになります。 このことも裏山などの高台避難が決定できなかった理由 の一つではないかと思われます。

また、教員相互の確執も背景になっていたのではないかと思われます。大川小の教員の在籍期間はそれほど長くはありませんでした。長く大川小にいて地域の実情を理解し、それを踏まえて学校防災も含めて対応できる教員がほとんどおらず、育っていなかったと思われます。加えて、大川小は1学年1学級の学校でしたので、学級担任は学年主任を兼ねていました。1年生から持ち上が

りの学級担任では、6年生の担任が一番発言権を持つことが多くなります。その中で、他の教員より長く在籍している教員が6年生の担任となっていると、大川小内で自ずから発言力が強くなったりします。このような状況下で教員間に確執があると、教務主任である生存教員が訴えた裏山への避難が素直に他の教員に受けとめられない状況となってしまいます。

加えて、本件地震の当日、校長は午後から休暇で不在でした。校長の学校運営の考え方が前述したとおりでしたので、本件地震発生後、教頭らはこれまで経験をしたことのない決断を余儀なくされますが、このような場面で適切な認識や判断やがきちんと担保される状況が失われていたのではないかと思っています。なぜなら、校長が教員らの判断や行動を上から押さえつけて、縛りをかけるような学校運営が大川小の職場環境だったとしますと、臨機応変に対応しなければいけない事態や災害発生のような緊急事態において、教頭以下の教員らが物事を「決められない」状況になってしまうことは想像に難くありません。

遺族は、我が子の命が失われたのはなぜなのか、あの 時大川小で何があったのか、どういう経緯で我が子は亡 くなって行ったのかに止まらず、上記のような点も含め 大川小で起きたことの全てを知りたい、明らかにして欲 しいと切望しました。しかし、前述したとおり、それが 実現しなかったのみならず、むしろ市教委の方から対応 はしないと宣言してしまったことから、訴訟でそれを明 らかにするしか方法がなくなってしまいました。

また、遺族は本事件の真実を知りたいという心情の他に、我が子に起きたような事故は二度と起こして欲しくない、我が子の命を無駄にしたくない、我が子がこの世に生きて本件事故によって命を落としたことが、同様の犠牲者が出ないようにするための礎になって欲しいとの願いもあって、訴訟に踏み切ったものです。

5. 2人の弁護士と遺族だけで訴訟を闘った意味

大川小の国賠訴訟は、大勢の弁護士で弁護団を組織して訴訟を闘ってはいません。映像に登場した吉岡和弘弁護士が主任ですが、吉岡弁護士と私の2人しか代理人になっていません。2人とも本件訴訟を始めた当時、弁護士になって35年近く経っていました。私たちも「上がり」の年代ですので、こういう大変な事件を引き受けるには少し年をとり過ぎていたわけです(笑)。しかし、遺族から話を聞いて現場に行って見れば、これはやらざるを得ない事件だと確信します。それにこの事件は、洋波で証拠は殆ど流され、地元の住民は別に転居し、どこに居るのかも分からない状況でした。そのため多数の弁護士が集まって証拠を集めようとしても決して上手くいかないだろうし、大勢の弁護士が関与するとそれだけ遺族が弁護士に期待を掛け、遺族がこの事件に関与する度合が薄れることになります。それは我が子を津波で失っ

ただけではなく、絶対安全な場所であるはずの学校で命を落としたことによるショックから立ち直る場や機会を取り上げてしまわないかと考えました。

むしろ、遺族が我が子の事実上の代理人弁護士として関わることで、それが我が子を供養することになるし、本事件による心の傷を癒やし心の置場を取り戻すことになりはしないかと思いました。いわば裁判に関わることが心のリハビリ(「生きる」こと自体や「生きる意味」を取り戻すこと)になるのではないかと考えました。こうして、弁護士をたくさん集めて大弁護団を組むのではなくて、吉岡弁護士と私の2人でやろうということになりました。この点については、提訴前の段階から、遺族ときちんと意思疎通をして始めました。

6. 仙台地裁(1審)判決の内容

本件訴訟は、2016 (平成28) 年10月26日、仙台地裁で 原告ら勝訴の1審判決(仙台地判平成28年10月26日判例 時報2387号81頁) が言い渡されました。

1審判決は、一言で言うと、本件津波の来襲時に現場 にいた大川小の教員らの「現場過失」を認定し、石巻市 と宮城県の賠償責任を認めたものです。

石巻市や宮城県など地方公共団体の賠償責任は、国家 賠償法という法律で規定されています。この法律に基づ く責任が認められる要件は、①公務員が、②職務を行う について、③故意または過失によって、④違法に、⑤他 人に損害を与えたこと、そして、⑥その違法な行為と損 害の発生との間で因果関係があることとされています。 本事件では、①、②と⑤は本件事件の実態からすれば、 当然の前提事実ですから争点になっていません。要は、 ③の公務員の「過失」があったかどうか、そして④の児 童らが亡くなったのは公務員である教員らが違法な職務 行為を行ったためであること、そして、③④と損害(児 童の死亡)との間に因果関係(上記の⑥)が認められる か否かが実質的に争点になりました。

この中ので特に重点となるのは③の「過失」です。国 賠法の「過失」は損害の発生(本件では津波で児童の命 が失われること)の予見可能性があったか否か、予見可 能だったとして児童の命を救えたかどうか(結果回避可 能性があったか)によって判断され、このような意味の 予見可能性と結果回避可能性が認められれば「過失」が あると判断をされるというのが、国賠法の責任判断の枠 組みと解されていました。

また④の「違法に」というのは、損害発生の回避可能性があったとしても、実際に結果回避行為に出ることがその公務員の職務上の法的義務となっており、その義務を怠ったことと解されています。この点が民法の不法行為の責任判断と異なります。

本件事故の場合、一審の仙台地裁は、本件地震発生後の状況からすると、大川小に本件津波が到達して、それによって子供たちの生命・身体に危険が及ぶことが予

見でき、さらに大川小には裏山があり、津波到来の7分前であっても教員らが裏山に避難させれば児童の命を救えたと認定し、したがって、現場で児童の避難誘導に当たっていた教員らに過失があったし、裏山に登らせれば結果が回避できたので、教員らにはその時点で職務行為として子供の安全を守る義務あったが、大川小の教員らはそれを怠ったから石巻市には国賠責任が認められるという判断をしました。

このような1審判決をどう評価するかですが、本震災の津波に関する裁判は東北地方の裁判所に十数件提起されています。しかし、地方自治体や企業の責任が認められた判決はそれほど多くありません。大川小の1審の裁判官と同じ裁判官が判決を下した山元町自動車学校の事件と、もう一つ東松島市の小学校の児童が下校途中で津波に遭った事件の2件だけです。その他の事件では、ほとんどが未曽有の震災であったから、津波で子供や住民の命が失われたりすることは予見できなかった(予見可能性がない)などとして遺族は敗訴したり、かなり低額の和解を余儀なくされています。

ここから分かるとおり、これまでの裁判所の判断としては1000年に一度の震災とだから津波による被災の法的責任は問えないという固定観念があり、1審判決はこれを打ち破ったという点では評価をしてもよいと思います。

しかし、この一審の判断は、災害が発生した現場における予見可能性と結果回避可能性で責任判断をするという判断枠組みとなっています。ところが、こうした巨大な自然災害が起きたときに、人がパニックにならずに冷静で合理的な判断ができるのかとよく問われます。むしろ、それは難しいのではないか、難しかったらその責任をその人に負わせることは適切なのかという意見や批判がしばしばなされます。このような受け止め方を前提にすると、本件訴訟の1審の判決は、現場にいた教員に大川小で児童が亡くなったことの責任を全て還元させてしまうような法的判断をしていますので、学校の先生に厳し過ぎるという批判や反発に繋がります。学説でもこの点を指摘する論文があります。

こうした問題点があることから、1審判決が出た後に、特に新聞やニュースの報道の中でも、この判決に対し、先生も一生懸命頑張ったのに、どうして現場の先生だけが非難されるのか、結局、現場の負担を重くするような判決ではないか、それは現場の教員に酷ではないかという受け取り方が、世間的には一般的だったと言えるような状況があったわけです。このような意味で一審判決には限界があると思います。

7. 仙台高裁(控訴審) 判決の内容と意義

仙台地裁の1審判決に対し、原告ら遺族側も被告の石 巻市と宮城県側も控訴をしました。そして2018(平成 30)年4月27日に再び遺族側勝訴の控訴審の判決が言い 渡されました。この控訴審判決に対し、石巻市と宮城県 が上告と上告受理の申立てをしましたが、2019 (令和元) 年10月10日に、最高裁で石巻市と宮城県の申し立てを退け る決定がなされ、控訴審判決が確定しました。

控訴審の仙台高裁は、1審と同様に遺族の請求を認容しましたが、1審とは異なる責任判断の枠組みを採用し、「組織的過失」を認定して石巻市と宮城県の国賠責任を認めました。この「組織的過失」というものを理解するのは、結構、大変ですが、概ね次のような意味をもつ法的責任の判断の方法です。

前述の国賠法の責任要件の①から⑥のうち、①の要件については、具体的に職務行為を行う公務員は、校長や教頭、教務主任だったり、教育委員会という会議体(合議体)組織の構成員たる教育委員や委員会事務局の指導主事などですが、これらの公務員について、校長Aさん、教頭Bさん、教務主任Cさんの場合、このA、B、Cという個々の個人を対象にして国賠責任の要件の判断の対象として捉えるのではなくて、校長という職務にあるA、教頭という職務にあるB、教務主任という職務にあるCというように職務との関連をもって責任主体となる公務員を捉え直します。

これを前提に、③の過失と④の違法性の要件の判断については、A、B、Cという個人が問題なのではなくて、校長や教頭、教務主任の職務にあること自体を捉えて、これら職によって運営されている組織の運営者、管理者としての責任というものを判断する、こういう判断枠組みを採用したわけです。控訴審判決では、これを「組織的過失」と捉えていると理解できます。

学説では、本件訴訟の控訴審判決が出される前から、 このような考え方による責任判断の枠組みを採用すべ きと主張する学説もありました。例えば、予防接種訴訟 で厚生大臣の責任を認めた裁判の判決の考え方であると か、公職選挙法が在外投票を認めていなかったことを国 会という会議体の立法の不作為としてその過失と違法性 を認めた判決があったりしますから、これらの事案では 「組織的過失」の議論もなされていたと言えます。これ らの事案では、予防接種をしたAさん、Bさんという医 師の過失であるとか、予防接種制度を組み立てた当時の 厚生省の役人1人1人の職務行為の違法だとか、個々の 国会議員の立法行為における過失や違法性などは問題に せず、予防接種なら予防接種という制度を作り、管理・ 運営する地位にいる公務員 (トップである厚生大臣) が 組織において職務上行った職務権限行使の過失や違法性 を考えていくという考え方をとっています。控訴審判決 は、このような考え方を学校事故に初めて当てはめて責 任を判断しましたし、津波による自然災害における責任 判断をしたという点で画期的な判断と言えます。

また、この判決のもう1つ重要なポイントは、1審判 決は実際に津波が発生して、その後、大川小に本件津波 が襲来することの予見可能性を判断していますが、これ に対し控訴審判決は、2004(平成16)年に宮城県がまと めた報告書で指摘されている地震による津波(想定される地震と津波)を予見の対象としています。ここで指摘されている想定地震は、かなり周期性の高い地震であると報告書で指摘されていますので、控訴審判決はこの想定地震によって起きる津波を前提にして、平時からそれに対する備えをしておくべきであると判断しています。

そして、想定津波の予見可能性を前提に、学校保健安全法(以下「安全法」)の規定を根拠に平時における児童の安全確保義務を肯定し、その違反をもって国賠法の過失を認め、安全法の義務は国賠法の違法性を基礎づけるとして石巻市や宮城県の責任を認めました。

安全法26条から29条には、学校の設置管理者や学校、校長に、学校における安全確保に関する危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を義務づけていますが、控訴審判決はこれを根拠にして「平時」における安全確保義務を認めたわけです。ただし、安全法が規定しているのは抽象的な義務ですので、本件において実際に責任判断をする場合には、かなり具体的な事実認定を踏まえて、本件の場合は学校、あるいは教育委員会が本件地震が起きる1年前には、危機管理マニュアルの作成と整備(具体的な高台避難の場所、避難開始要件の明記、避難訓練の実施など)は法律上の義務であったのに怠ったという判断をしたのが控訴審判決です。

控訴審判決は、予見の対象を実際に起きた本震災の津波ではなく、2004(平成16)年の宮城県防災会議の報告書が指摘した想定される宮城県沖地震を対象にしていますが、それだけではなく、過去の歴史的体験とかハザードマップの浸水域だけから判断していません。津波防災の施設や態勢の総体を捉えて、津波の波高だけではなくて、前述のとおり北上川の特質、あるいは堤防というものの持っている問題点、それから地震と津波というのは別々に起きるわけではなくて、両方を加味してどういう危害、危険が具体的に生じ得るかということをかなり丁寧に認定しています。この点は、私たちもかなり苦労して立証をした点ですが、こういう点を踏まえて判断をしたところが、非常に丁寧で画期的な判断だと思います。

また、控訴審判決は、児童の命を守る義務は「根源的義務」であると言っていますが、これは教育現場では命を守らなければいけないということが、学校の設置管理に当たる公務員たる校長や教頭、市教委等の具体的な法的義務だったということを判断したことになります。それが単なる努力義務ではなくて、いつの時点から具体的な法的義務になったかについては、本震災の前年5月1日以降、各学校から提出される教育計画の内容に不備があれば、市教委はそれを確認、チェックして適正なものに指導すべき義務があり、それを怠ったと判断しました。

最後は、⑤の因果関係ですが、「平時」の安全確保義務を観念した場合、その義務違反と実際に津波で命が奪われたこととの間が時間的にも、あるいは状況的にも間が空くことになります。安全確保義務は1年前の5月段

階で発生していますので、その違反とその1年後に起き た津波によって命が奪われたこととの間には様々な要素、事情が入り込む可能性が出てきます。

したがって、結果回避義務に違反する職務行為と児童 の死亡との間の因果関係の判断は、かなり難しい論点に なるわけですが、控訴審判決は、実際に地震が発生して から避難を開始するまでの間のかなり詳細な事実経過を 一つ一つ証拠に基づく認定を積み上げていき、実際に安 全確保義務を果たしていれば、子供たちの安全が確保で きたとして因果関係を認定しました。

控訴審判決が判示している安全確保義務は「平時」か らの整備・対応義務ですし、学校だけでなく市教委も含 めて情報を共有して組織として対応しなければいけない 義務だとしています。また、教員らに対しても地域住民 より高度な科学的知見の収集や分析義務があるというこ とを言っていますが、この点は現場の教員からかなり異 論が述べられています。現場教員からすれば、自分たち はただでさえ忙しくて大変なのに、そんなことまでやっ ていられないという批判です。これはもっともなことで すが、控訴審判決をきちんと読んでいただくと、そうで はないということがおわかりいただけると思います。控 訴審判決は、現場の教員だけにこれを要求している訳で はありません。地方公共団体の市長部局の人たち、例え ば石巻市で言えば防災対策課があって「危機管理監」と いう責任者がおりましたが、そういう市長部局の人たち との連携・協働を踏まえて、高度な科学的知見の収集、 分析をしてくださいと言っています。決して現場の教員 に責任を全部転嫁させるような判断をしてはいません。 むしろ逆を向いているということになります。ここを間 違うと控訴審判決の意義が減殺をされてしまいます。

次に、控訴審判決は「平時」の安全確保義務を認めていますが、その意義は、安全確保義務の発生を具体的な危険発生の予見と切り離すことを意味します。安全確保をすべき義務発生の時点を遡らせることができるので、災害の場合、その発生時点より前の段階での義務となるので、時間的な余裕や対応の余裕を認める判断ということになります。控訴審判決は、事前にやって下さい、むしろ事前にやらなければだめですよということを言っているわけです。これは、先ほど申し上げたように、実際に大きな災害が起きたときに、その現場できちんとした対応や判断ができるかということになると、それが難しいわけですから、難しいからこそ事前にやっておいてくださいという義務を認めているということになります。この判断は結局、学校の児童だけでなくて教員も救われる判断なのです。この点がとても重要です。

また、それだけに止まりません。大川小の場合、丁度 下校時間でしたのでスクールバスが正門や自転車置場の 脇の通路の付近でずっと待機をしていました。運転手は 会社に無線で連絡して対応を相談をしていますが、大川 小の判断が出ないのでしばらく待機してくれと言われ、 結局、バスの運転手も犠牲になって亡くなっています。 学校の判断が遅れたことで犠牲になったのです。

さらに、児童はスクールバスで帰ってきますので、バスの停留所で子供の帰りを待っていたため避難が遅れて 津波の犠牲になった祖父母や保護者もいます。

したがって、大川小の避難の決定が遅れたことにより、児童と教職員だけではなくて、スクールバスの運転手のような学校業務に関連する人や地域住民にも被害を発生させているという実態があります。しかし、控訴審判決にように、「平時」の安全確保義務が認められば、避難決定の時点が早くなり、こういう被害も救われることになるということは、控訴審判決のとても重要な側面ではないかと思います。

それからもう一つ重要なことは、実際に災害が発生したときに、どういうふうに対応するかと問題を設定しますと、現場過失を問題にするような判断は、教員の能力によって安全の確保の結果に差が出てくることを承認せざるをえません。何が起きても沈着冷静な教員がいる学校では、教員がパニックにならず児童が安全に避難できるでしょうが、知識や経験がなく判断力に乏しい教員がいる学校では、教員がパニックになって大川小のように救える命が救えないということになるわけです。しかし、あらかじめ一定の水準を保った避難マニュアルを用意し、避難訓練もしてあれば、どんな資質の教員がいても、マニュアルや訓練した経験に従って対応すれば、安全確保ができることに繋がる判断です。これが控訴審判決が言っていることの重要なポイントだということになります。

さらに控訴審判決は、ハザードマップの限界をきちん と認識し、その限界を踏まえて責任判断をしています。 ハザードマップ自体は、政府がハザードマップの作成に 関するマニュアルを出しており、そこではハザードマッ プ限界なり適用あるいはその仕様における注意点が指摘 をされています。ところがこれが現場におりてきて、市 区町村でハザードマップをつくる際には、それがきちん と伝わらないということがあります。その結果、ハザー ドマップが逆の受け取り方をされてしまいます。ハザー ドマップに浸水域が図示をされていると、浸水域になっ ていないところは安全であるという認識を生じやすくな ります。このことによって命を落としたというケースも 本震災では沢山あります。この点に関し、ハザードマッ プの限界をきちんと指摘し、それを踏まえた対応を「平 時」の義務としておくことは、学校の児童、生徒の命だ けではなくて、近隣住民の命も守ることにつながるよう な判断を控訴審判決はしているということです。教育現 場で何を優先すべきかの再認識を控訴審判決は迫ってい ます。命を最優先で守らなければいけないときに、現場 の先生だけがそれを負いなさいと言っているわけではな いことが、控訴審判決の重要な点だということです。

8. 大川小の控訴審判決の射程と広がり

控訴審判決のこの判断は、学校事故における津波災害 の事案における判断ですが、もっと広く、学校防災だけ ではなくて地域や企業の防災、あるいは防災以外の社会 的な危険や危害への対応の仕方についての法的な考え方 に示唆を与えるものです。例えば、学校の教育課程中の 事故については、いじめ事件や池田小学校の事件のよう な外部侵入者による危害の場合でも、同じような判断枠 組みが使えます。いわゆる経済事案について見ても、悪 質業者の組織過失も問題になりますし、特に建築関係で すと複数の事業者がかかわって一つの建築物などが作ら れますので、組織的な対応によって一つのものがつくら れていくということになると、そこに関与している人た ちの個々の、例えばAという建築士、Bという大工さ ん、Cという型枠職人に責任があるということではなく て、全体として、組織として対応する場合の責任判断と いうのが今後されてくることになると考えられます。旅 行についても、旅行業者、手配業者、現地での移動、ト ランスポート、それから宿泊なども含めて、旅行先での 事故や事件などについても組織的な過失に基づく法的責 任が問題になることはあると思います。

それから、警察対応における職務権限行使の過失の問題、具体的には相代理人の吉岡弁護士と私の非常に親しい友人だった秋田の津谷裕貴弁護士が殺された事件における警察の対応についても、組織的過失が問題となり得ます。この事件は、最高裁で秋田県警の責任が肯定をされましたが、最終的には組織的過失は判断されていません。しかし、むしろ現場に駆けつけた警察官の過失だけを問題にするのではなくて、社会の安全を守っていく組織としての対応をどうすべきかと考えて行ったほうが、先ほど指摘しましたように、全て現場の警察官に責任を転嫁をさせるような判断にならず、適切なのではないかと思われます。

また、医療過誤などでも、最近は一人のお医者さんではなくチーム医療やプロジェクト医療と呼ばれている医療行為が広く行われています。ここでは多数の人が様々な立場で専門性を持ってかかわって一つの医療行為を行うことが、現実に当たり前のように行われています。この中で何かミスが起きたときに、どのように責任判断していくかという問題についても、組織的過失の考え方を援用することができると思います。

これらは組織的過失による責任判断の積極面です。この側面では、システム化、分業化、チーム化、専門化の進展という現代社会の社会構造のあり方の対応の変化に対応した責任判断の枠組みとして、かなりの有用性を持った判断枠組みだと言うことができるわけです。

しかし、他方で損害賠償制度は法制度としては、あくまで個人の責任を前提にして、社会で起きた危害や損害の公正な負担を考えていくという考え方です。それは損

害の公平な分担だけではなく、社会的な意味で非難をうける行為をした者は法的責任を負うべきであるとの考え方に基づきます。このように個人の法的責任を認めることで、将来の損害発生を抑止するという趣旨もあるわけですが、組織的過失による責任が認められる場合が拡大すると、このような意味で個人の責任が希釈化されてしまうことにつながるのではないかという反論なり危惧もあると思います。

もう一つは、専門化や分業化が進むとゼネラリストがいなくなってしまいます。何でも対応できるゼネラリストがいれば、何がおきても深く、専門的ではないとしても、一歩上からきちんと全体を見通して適切で合理的な判断ができることになるので、被害がより少なく済むのではないかという批判や危惧もあると思います。

そうは言っても、現代社会の仕組みからしますと組織的な過失、ある意味では過失の客観化と抽象化との関連で、大川小の控訴審判決のような判断枠組みがこれからもきちんと理論が深化し、適用場面などもわきまえた議論の精緻化が進んでいくと思われます。このような考え方が進んでいきますと環境法の議論されている「予防原則」という考え方に近づいてくると思われます。この考え方は具体的な危険の予見ではなく、抽象的な危険の発生の可能性があれば、事前の対応をすべきであるとの考え方ですが、この「予防原則」と「組織的過失」の関係をどうとらえるかも法的には難しい問題です。

それから刑事責任の分野では、「危惧感説」と言われている過失犯の予見可能性等に関する議論もありますが、これとどう関連するのかも法律の議論としては難しい問題です。「危惧感説」と控訴審判決の「組織的過失」の考え方の基礎には通底する考え方があるわけですが、この辺は責任の種類、性質が違いますので、きちんと理論的にわきまえて考えていく必要があると思います。

それから、最終的には「補償」と「賠償」のすみ分けが悩ましい問題です。特に自然災害の場合には、責任があることを前提にする「賠償」と、そうではなくて広く世の中で災害によって損害を受けた人をみんなで助け合って、そこを軽減していこうという「補償」との間にどこで線が引けるかという問題は、法制度としては非常に悩ましい議論になると思います。

9. 終わりに一大川小の本事件が問いかけるもの

最後に、本件訴訟は原告ら遺族が事実上の代理人として我が子のために本当に頑張って活動してくれました。 訴訟活動としても証拠集めだけでなく法廷での活動でも 頑張ってくれましたし、マスコミと良好な関係を維持して世論を形成するためにも非常に貢献してくれました。

しかし、見て頂いた映像の中にありましたが、法的責 任が認められれば認められるほど、自分の子供の命が救 える命だったということが公に確定することになるわけ です。我が子は死ななくて済んだんだということが明白 になります。遺族はこの「死ななくて済んだ」というこ とを獲得するために頑張ったわけです。この葛藤を抱え ながら、涙が出るほど大変な苦悩をして頑張ってきまし た。ところが、日本の社会では、こういう活動のために 裁判を起こすと常に誹謗中傷が起きます。大川小の事件 の報道が出されるたびに、例えばヤフーニュースなどに は、必ずコメント欄に読むに耐えないような酷い書き込 みがなされたりしました。極めつけは、2021 (令和3) 年1月に起きた脅迫事件です。池田小学校の遺族と大川 小の遺族に対して、京都アニメーションへの放火殺人事 件と同じようにガソリンをまいて火をつけるという脅迫 文がマスコミに送り付けられてきました。犯人は逮捕さ れて有罪になりましたが、遺族は卑劣な脅迫事件の被害 者になりました。

このような問題は、1983(昭和58)年に起きた「隣人訴訟」の事件を通じて私たちは経験し、社会の中で一定の結論を共有できていたはずです。「隣人訴訟」は、ため池でお子さんが亡くなって、そのお子さんの面倒を見た隣人の賠償責任が問題になった事件ですが、大川小の事件と同じように法的な権利主張を訴訟で行うことに対する酷い世間の対応が問題となりました。隣人訴訟のように当事者が権利主張を行って、それを訴訟を通じて実現していくことは何ら非難に値せず正当なものであるということが、社会的にもかなりの議論がなされ、それを通じて一旦は確認されたはずです。しかしながら、大川小の事件ではその経験が生かされていないと思わざるを得ません。ネット社会になって逆に拡大されているのではないかと思います。大川小の事件のもう一つの重要な論点がここにあると私たちは感じています。

最後になりますが、2021 (令和3)年2月21日に仙台市で原告ら遺族が開いた控訴審判決の報告会において、基調講演をされた米村滋人東京大学教授は、「組織的過失」を認めた仙台高裁判決は今後の社会を変える画期的判決と評した上、「この判決がなかったならば、1万7000人もの津波の犠牲者を生んだ東日本大震災は日本社会に何も教訓を残さなかった」と締め括られました。

原告ら遺族がこのような教訓を残すことができたのは、遺族が我が子の代理人として頑張り、我が子が生きた大きな証としてこの判決を残したと信じています。

以上で私の話は終りにさせていただきます。どうもあ りがとうございました。

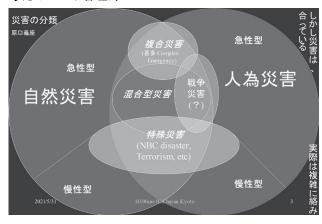
以上

コロナパンデミック:『トリアージと市民安全』

津端会京葉病院 原口義座、津端 徹 (院長)、星野正巳 東京曳舟病院、元国立病院災害医療センター救急部長 友保洋三

1. 基本となる災害の分類(原口)

災害は多岐にわたりますが、複数重複したものとして 考えることが合理的



2. 取組の基本概念

災害に対してどう取り組むべきかについては、幾つかの考え方があるが、(災害に) 打たれ強いしなやかな「レジリエント (Resilient) な社会」ということで、2007年以前からResiliencyを重視してきました。「トリアージ」という医療行為も、この目的のために行われるものです。



社会(Society)が、災害で崩壊(destroyed)した際に、 持ち直すことの重要性を示した図です。

社会機能の低下を可及的に軽減⇒状態を正常にあるいはそれ以上に回復させるには、Resilient(しなやかな、弾力性を持った円滑な立ち直りという意味の言葉)社会を、医療を含めて必要との考えで、この考え方は、トリアージの目的にも合致すると考えています。

3. トリアージの基本的な定義

トリアージとは、災害発生時に「多数の傷病者を同時に扱う際に、優先順位をつけ、最大限傷病者を救命する作業」で、「災害で著しく物品・人員・施設状態が不足する状況に対し、被災者の障害を最小限にする。」というものです(現在、取り沙汰されている「医療崩壊状態」もこれに当たると思います。)。

実はこの言葉の語源は、フランス語で「選別する」意味の「トリアージュ: Triage」とされ、ナポレオンの軍医が最初に、戦場で始めたとされます。

A)必要性 集団災害直後は、医療部門の人的・物 的資源が絶対的に不足する中で、多く の生命を救う(健康障害を減らす)た めに、確実,速やか,効率よい選別が必

B) 考え方 救命が最優先で、次で機能温存、美容 の順となります

C)分類 傷病者を緊急性(と重症度)から通常 4段階に分類 カラーコード(写真のトリアージタッ グが代表)をつけて判別する。 緊急度・重症度順に①赤、②黄、③緑、 ④黒を用いるのが一般的

D)「トリアージタック」の使用法 ミシン目があり、 状態に応じ(トリアージ結果に基づき)、カット していくというのが、代表的なやり方です。



- ①最下段(緑): 軽症・非緊急状態
 - :カット不要
- ②下から二段目(黄):
 - 中等症・準緊急で数時間は 待機可能
 - :緑を切り取る
- ③上から二段目(赤):
 - 緊急・重症・直ちに処置・ 治療が必要、大出血・窒息・ バイタルサイン異常状態
 - : 黄と赤の間を切り、以下 を取り去る
- ④最上段(黒):

死あるいは救命困難、治療 を回避あるいは回避せざる を得ない

: 赤と黒の間を切り、下3 段を取り去る。 余談ですが、ドイツ国旗をご存知の方は、軽症・中等症の際は、良いですが、重症(緊急)・救命困難の際は、ドイツ国旗を切り裂くようになってしまい、ドイツ人には、使いにくいタッグと考えられます。

4. 特殊災害(NBC~トリアージ事態)と市民安全

(1) 今後、特殊災害(NBC:核Nuclear,生物毒 Biological and 化学物質毒 Chemical Disasters/ Hazardsや、複数災害合併時等)が予想されると ころ、「トリアージ」についての考え方について、 若干の修正・補足が必要となります。(私見:● 印は特に重要)。

現在のコロナパンデミックは、生物毒Biological (B) に分類されます。

- (2) NBC対策…まず、パンデミック(B) から説明します。
 - ・B:パンデミック:○汚染対策(表面+内部)+ ●拡大防止

表面:ここでは、代表的な対応としては、手 洗い・うがい・マスクによる病原体のブロッ ク

内部: 抗菌剤・ワクチン・その他の薬剤類・ 重症時は救命治療

拡大防止:コロナ感染症を例に挙げますと3 密、更に感染者の隔離、特に強い感染力を 持つ患者をスーパースプレッダーと言います が、しっかりした対策

・N:核災害時:汚染対策(○表面+●内部)+○ 汚染拡大防止

> 表面:放射性物質の皮膚付着時は、手洗い・ うがい・マスクによる病原体のブロック 内部放射能汚染時は、甲状腺剤の服用(甲状

> 腺がん予防)、その他キレート剤等による排 出促進、がん等後期の合併時は治療

> 汚染拡大防止:放射線被ばくを減らす場所の 選択、放射能汚染物質を避ける(環境・雨からの回避、飲食を避けるなど)配慮超長期視

点

・C:中毒災害時:汚染対策(○表面+●内部)+ ○汚染拡大防止

> 表面接触やガス体時は吸入(サリン等の有毒 ガス類)を避ける

> 内部汚染時は体内からの排出促進(薬剤)や 救命処置の施行

汚染拡大防止・有毒物質の早期除去(気体・ 液体・固体)と中和(薬・物質)使用

・その他、爆発災害等:

一般の外傷等を伴う災害対応に加えて+上記を想定した少し違う呼び方をすることもあります。その代表をあげますと、CBRNE:「シーバーン」と口頭でいいますが、C・B・Nは同じ略ですが、Rはradiology(ほぼ放射線・Nと同じですが)、Eはexplosive(爆発性の)を意味します。

戦争(核戦争も含めて)やテロリズムまで広げた際には、こちらの呼び方がなされることも多いので記憶しておいていただけるとよろしいかと思います。

なお、Nに関してはA: Atomicと略すこともあります(余談ですが、1999年の東海村臨界事故以降、私たちは、NBCもABCも米国の代表的なテレビネットワークと同じ略語だと言って、冗談めかして、しばしば講演に用いてきた経緯もあります)。

(3) 心のケア:早期から長期にわたって重視すべき これは、全ての上記災害に共通の課題であると考 えています。

5. トリアージと市民安全

まとめですが、トリアージと市民安全を考える場合、 その背景にある人間・自然・動物等に対する基本的な理 念・哲学・姿勢・ヒューマニズム等が必要であることを 強調しておきたいと思います。

With・Afterコロナのシニアマーケット

シニアの生活も一変させた 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い回復と終息を祈念いたします。

2020年1月に最初の新型コロナウイルス感染者が確認され、はや2年以上が経過した。その間、各世代、心身共に大きな影響を受けている。幼児は人とのコミュニケーションが少なくなり発語が遅れている子が多く、小中高校生は修学旅行等の多くのイベントが中止や延期、縮小となり大切な思い出が多く削られた。大学生活は大人の一歩として様々な経験をする時期ではあるが、バイトも出来ていない人も多く、リモート授業が多い人は楽しみにしていたサークル活動も参加できないので友達ができないと言っていた。社会人は、いまだに同期の顔がよくわからないと言っている人もいる。働き方も大きく変化し、リモートが通常となっている人もいる。

あまり注目されていないが、シニアの生活もコロナの 影響が大きく影響している。

若い世代への影響も深刻であるが、シニアはもっと切 実な問題であるケースも多い。

コロナの影響が出だした当初の調査であるが、国立長寿医療研究センターが65-84歳の高齢者1000名(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県在住、平均年齢74歳、男女比1:1)を対象に新型コロナウイルスの感染が拡大する前(2020年1月)と、感染拡大後(2020年4月)の身体活動量(運動実施状況(どのような運動をしているか、どのような情報を用いて運動しているか、誰と運動しているか)などを調査したところ、「1週間あたりの身体活動時間」は約60分(約3割)も減少していることが明らかになった10。また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、「運動を意識的に実施できていた高齢者」は50%にとどまっている。

現在はコロナとの付き合い方も分かり、ワクチン接種 も進んでいることから、買い物や散歩、運動などを積極 的に行っているシニアも多いが、高齢者の重症率・死亡 率がまだ高い中、前の生活のようにできていないのが現 状である。

また、同年6月の新型コロナウイルス感染症が介護・ 高齢者支援に及ぼす影響と現場での取組み・工夫に関す る緊急調査²⁾では、「新型コロナの影響による利用者の

シニアライフデザイン代表 堀 内 裕 子 (学会常任理事)

状況悪化やそのリスクとして気になるもの」のうち、外出や交流機会の減少を半数のサービスがあげており、特に施設・居住系が76.8%と高くなっている。次いでADLの低下は通所系(デイサービス)が68.9%と高く、その他、認知機能の低下や家族の介護負担の増加などもあげられている。現在は、これらの結果を踏まえ、各サービスで対応が行われているが、第6波も高齢者施設や保育園でのクラスター発生は多く確認された。どうしても食事介助や排泄介助、移乗・移動のケアは密接になることや、認知症の高齢者がマスクをすることが困難なケースもあり、業界の性質上感染症対策問題は非常に難しい。

未だ、面会が出来ない病院や施設も多い。

施設によっては、感染対策を行い面会ができるところもあるが、オンラインで家族と話す時間を設けたり、ガラス越しに面会場所を作ったり、各施設工夫して家族とのコミュニケーションをとれるようにしている。

先ほど、若い人へのコロナの影響を述べたが、高齢者に関しては、生き死に直結するため、深刻なケースも多い。危篤であっても、あと余命わずかと言われているのに会いに行けない。それこそ2020年当初、コロナという感染症がどのようなものなのか解明されていない頃は、死に目に会えないということもあった。

実際、筆者自身も施設に入所している義父に会いにいけていない。

心臓が悪く、入退院を繰り返し、施設でクラスターが 起ったこともあり、当事者としてコロナの影響を大きく 感じている。

2. シニアマーケットのむずかしさ

普通に自立している高齢者も、人との交流を生活の楽しみや喜びとしている人は多く、習い事や地域のコミュニティを生きがいにしている人も多い。コロナはシニアのコミュニティにも大きく制限をかけ、外出も自粛していることから、買い物の回数も減ったというシニアが非常に多い。

「シニアの消費は見えない」「シニアマーケットはむずかしい」とよく言われる。

調査をして、多くのシニアがこれなら使う!買う!という結果がでたから作ったが、まったく売れない。という声をよく耳にする。

シニアマーケットはむずかしいのは当たり前で、シニアは長年生きてきた経験や知識があり、100人いれば100通りの人生があり、ということは100通りのニーズがあ

7

考えてみれば簡単なことで、小学校に入学する子に何 を買えばいいのか。ランドセルに勉強机、必要なものは 明確である。ランドセルも最近は色などカラフルなもの があるが、選択枠もこれくらいだ。おおよその体の大き さ、好み、家族構成など、小学校に入学する子どもを想 像することは容易である。

これが70歳の人に何をプレゼントすればよいのかを若い方に質問すると、杖やカートなどの答えが返ってくる。そもそも、過去に70歳の人にプレゼントしたことがなかったり核家族化により70歳の人を想像できなかったりするのである。実際、今の70歳はおしゃれで元気で、その答えを聞いてがっかりされていた。

また、小学校に入学する子どもとの違いは、シニアは 多様性により買うもの選びが難しいだけではなく、シニ アの人はほとんどのものをもう持ち得ているところが大 きく違うところである。

杖ひとつとっても、シニアは体格の違い、身体能力の違い、趣味嗜好の違いと、選ぶ要素は沢山ある。仕事をしているのか?家族は何人なのか?ひとり暮らしなのか?孫はいるのか?親の介護があるのか?貯蓄はあるのか?将来に対して不安を感じているのか?本当にシニアの属性は多様である。

その他、シニアマーケットがむずかしいと言われる大きな理由は、シニアの商品やサービスを開発・販売する側が、シニアを経験したことのない若い人が中心ということである。周りにはシニアの人が少なく、もちろん自分がシニアになったことはない。そして重要なマーケットであるということは分かっているが、苦手感がある。今後、シニア自身が作り手・売り手側になることや、若い世代が心身の加齢変化(正常老化)を理解することがカギとなる。

3. シニアマーケット消費はそれなりの理由が必要 (大義名分)

先述した通り、シニアは子どもより多様性に富み、消費も複雑化・多様化し、商品選びが難しいだけではなく、シニアの人は必要なもの欲しいものはほとんどもう持ち得ている(持っていたことがある)ということころが子どもと大きく違う。

さらに、新しくモノを購入するには、購入する理由が 必要となる。

購入する理由作り「大義名分」は自分に対して、周り (家族等)に対して必要となる。

その購入の大義名分作りのポイントは機能面にあり、 新しい商品の方が軽いから、暖かいから、ポケットが多 いから、歩きやすいからなどがよく使われる大義名分で ある。

一番、健康情報に興味関心が高いシニアは、健康面と 関連する機能訴求品に魅力を感じると共に、大義名分が 作りやすく、納得した買い物ができる。

コロナ禍、アフターコロナ、更に健康情報には敏感に なると予想されている。

もう一つ、よくシニアマーケットは「モノ消費」では なく「コト消費」だと言われる。

確かにシニアは経験(旅行や習い事、鑑賞等)の消費が多くなる。モノが欲しくなくなった、旅行に行ってお土産も若い頃のように買わなくなったし、写真の枚数も減ったという人の話も聞く。しかし、モノを購入していないわけではない。旅行に行くときの買い物には先述した機能訴求品消費が特に行われる。今持っている鞄より軽くてポケットが多く使いやすい斜め掛けバッグ・さらに歩きやすい靴・日焼けや寒さ対策のストールや帽子など、調査をすると多くの女性は旅行に行く際に何等かの旅行理由の買い物をしている。

シニアはより多くの選択肢の中で最も自分の体や好みに合ったものを選択できる環境、レコメンデーション (顧客におすすめの情報を提供する)が本来ならば重要であるが、なかなか出来ていないのが現状である。正常老化による体や心の変化に合わせ、しかるべき時にしかるべきレコメンデーションがあればシニアの消費も本来動くはずである。

また、コト消費でアフターコロナに現れるのはコミュニケーション消費である。これは、孫消費から友人同士の食事や旅行消費など。旅行やお茶を飲むことが目的ではなく、人と会うことが目的の消費である。

4. コロナで一番打撃を受けた引き算消費

2020年のはじめからのコロナ対策の制限された生活は2年以上続いており、50歳の人にとっては50年分の2年であるが、10歳の子どもにとっては10年分の2年、大人が考える以上に子どもへの影響は大きく、コロナ禍しかしらない子どもや学生もいる。

そう考えると、70歳の人は70年分の2年で影響は少ない?と思われがちであるが高齢者ならではの事情がある。実は別の見方では、深刻に影響していたのが高齢者世代となる。

70歳の人は70年分の2年、これは過去をみたものであるが、今後のことを考えると、70歳の女性の平均余命は約20歳。健康寿命から見ると、元気で自分で動ける残りの人生8年と考えると、大事な8年中2年がコロナで無くなってしまい自由に動ける期間が6年になってしまったことになる³)。

これは引き算の考えで「引き算消費」ともいい、終わりを起点に考える消費である。

多くは50歳の節目に定年まであと10年か!と思った時や、子どもが巣立った時、身近な人の死などの時に感じ始める。「自分の終わりまで、あと何年あるのだろう?」という思考となる。

シニアが「もうこれが最後のヨーロッパ旅行かもしれ

「引き算思考による消費」(プラス思考編)

あと何回行けるだろう、あと何回出来るだろう一

「きっかけ」・・・病気や同年代の人の死 男性⇒50歳(定年を10年切ったとき) 女性⇒ふと老いを感じた時(更年期や子ども・孫の巣立ち)







足腰が丈夫なうちに・・・・・

もう、あと数回しか買い換えないから・・・

ないからビジネスクラスに奮発しちゃいました!」と聞いたことがあるが、これがまさに引き算消費である。

今回、さらにコロナにより「死」を身近に感じ、この2年間できなかった一時的なリベンジ消費と、悔いが残らないように「チャレンジ消費・トライアル消費」を行うシニアが現れ、終活と言われる動きも活発になると考えられる。

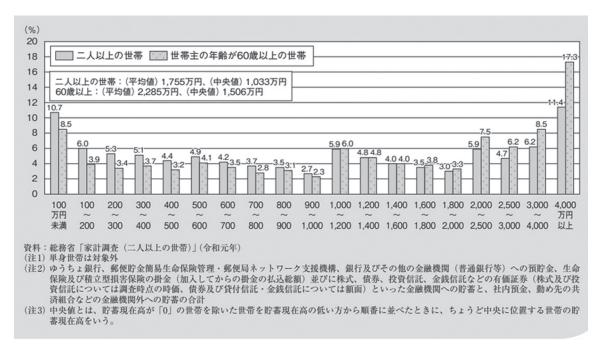
他方、元々、シニアは健康関連情報に興味関心がある。今回のコロナ禍で多くの情報があふれていたが今後、健康の知識をそれぞれの個々に学び、自分で正しい情報を見極める力もつけなくてはならない。あと数年、行動が慎重になることは致し方ないが、もしもの時のた

めにと貯めておいた預金が漂流遺産になってはもともこ もない。

5. With・Afterコロナ;自分の生活を豊かにする

With・Afterコロナだからと、シニアはリベンジ消費 のように積極的に消費をすると考えられる一方、消費に 慎重になる人も多くなると思われる。

元々、定年を迎え、世間で言う年金暮らしになると、インカムが少なくなる分、支出は抑える傾向にある。しかし、高齢社会白書の貯蓄現在高階級別の世帯分布を見ると、世帯主の年齢が60歳以上の世帯(二人以上の世帯)では、4,000万円以上の貯蓄を有する世帯が17.3%



出典;内閣府 令和3年版 高齢社会白書 貯蓄現在高階級別世帯分布 (全世帯11.4%)、2,000万円以上の貯蓄は39.5%(全世帯28.2%)と貯蓄は60歳以上の世帯で多く、しかも持ち家率が高く、圧倒的に負債が無いのが60歳以上となる。

この高齢社会白書の貯蓄は世帯で見ているため、高齢者(65歳上)はひとり暮らしと夫婦のみの世帯で6割を占めることから、一人当たりの貯蓄でみると更に全世帯より高額となる。しかし、今後のことを考えると一概に沢山貯蓄があるといえるか?

高齢者の62.3%は貯蓄の目的は「病気・介護の備え」としており、不安のための貯蓄となっている。有料老人ホームの一時金(入居時に必要となる料金で、5~7年程度で償却になるお金)が必要なところもまだまだ多くあり、多いところでは数千万円となる。

一方、身寄りのない高齢者が増える中、財産を残して 死亡したものの相続人がおらず、換金の末に国が引き 取った資産の額(国庫納付遺産総額)が603億円(令和 元年)となり、年々増加傾向にある。

本来ならば、自分たちで頑張って貯蓄したお金は、自分の生活を豊かにするために使いたいところであるが、

不安のための貯蓄を少なくするのが今後の課題のよう だ

今回の新型コロナ感染症により、想定外のことが起ることの不安が、今後のシニアの消費にどう影響を与えるのか、注視していきたいと思う。

参考文献

- 1) 国立長寿医療センター, 感染予防と身体活動
- 2) 一般社団法人 人とまちづくり研究所代表理事/慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授 堀田聰子(協力)埼玉県立大学大学院 研究開発センター教授 川越雅弘新型コロナウイルス感染症が介護・高齢者支援に及ぼす影響と現場での取組み・工夫に 関する緊急調査【介護保険サービス事業所調査】調査結果報告書
- 3) 厚生労働省, 令和2年簡易生命表の概況 内閣府, 令和3年版, 高齢社会白書
- 4) 内閣府, 平成26年度版, 高齢社会白書

日本の海洋戦略と市民安全

東海大学海洋学部教授・同大学静岡キャンパス長(学長補佐) 山 田 吉 彦

- 1. 日本という国
- 2. 主権と領土問題
- 3. 日本を取り巻く海洋情勢
- 4. 海洋管理と海洋安全保障
- 5. 海洋国家日本の未来像

Profile

【現 職】東海大学静岡キャンパス長(学長補佐)、海洋学部海洋文明学科教授、東海大学沖縄地域研究センター所長、公益財団法人国家基本問題研究所理事、特定非営利法人北方研究センター理事長、八重山自然大使(石垣市、竹富町、与那国町より任命)、日本沿岸域学会理事、海洋コメンテーター、YAHOOニュース公式コメンテーターなど。

1962年千葉県千葉市生まれ。千葉県立佐倉高校、学習院大学経済学部卒業、埼玉大学大学院博士課程修了。

日本財団勤務時代は、戦乱の地へ人道支援事業で赴く(ユーゴ内戦、スリランカ内戦 等)、海 賊対策、北朝鮮工作船の展示等の事業を企画。ユーゴ内戦の時、最前線まで赴き、子供から犠 牲になる民族浄化の戦争を目の当たりにし、守る力の重要性を認識。チェルノブイリ原発事故 支援事業で、現地を3回訪問。中国と日本の防衛交流をサポート。

【専門分野】海洋に関わるさまざまな分野を横断的に研究。特に国境離島政策、海賊問題、海 洋安全保障を追求。

【**受** 賞】第15回正論新風賞、第3回海洋文学大賞佳作入選、日本沿岸域学会出版文化賞、住田海事奨励賞、他。

【著書】『海のテロリズム 工作船・海賊・密航船レポート』PHP新書、『日本国境戦争』ソフトバンク クリエイティブ、『侵される日本 我々の領土・領海を守るために何をすべきか』PHP研究所、『国境の人々 再考・島国日本の肖像』新潮社 他多数

【座右の銘】平常心是道

【H P】https://yamadayoshihiko.com/(山田吉彦海洋問題研究室)

記念講演 1 日本の海洋戦略と市民安全

メモ

(1) 名誉シニアフェロー第2号授与者は富田俊彦氏に決定

名誉シニアフェロー選考部会長 山 本 俊 哉 (明治大学理工学部教授)

シニアフェロー制度の趣旨と第2号授与者への感謝碑の授与

・ 『名誉シニアフェロー』制度は、2020年、当学会第2期スタートにあたり「日本市民安全学会2.0 会則」前文の、「自らのベースラインをしっかりと見据え、これまで安全安心を支えてきた伝統的社会安全システムを検証」するために創設されました。

これまで、地域の安全・安心の向上を『夢』として、その具現化に果敢に挑戦された先人の足跡をたどり、安全・安心まちづくり手法や具現化のプロセス、情報発信やコミュニティづくりの実例をレビューし、これを記録化し、市民安全・安心学の構築に役立てようとするものです。

- ・ これら現場の生きた社会実践の教訓や記録の多くは、地域の歴史の中に埋没されてしまうことが多く、リーダーの『夢』や地域への熱い想い、率先垂範した取組みやそのプロセスの現場ならでは生きた証言記録等は、WHO推奨のセーフコミュニティの事例に鑑みても、これからの市民安全・安心学の構築を図るうえで有益な資料となるはずです。
- ・ なお、『名誉シニアフェロー』の称号(会則第6条、第19条)は、次の①②貢献者に付与される称号で、選考部 会の議をへて常任理事会に推挙され、総会の議を経て決定。
 - ①本会の発展に顕著な貢献があった者、②市民安全・安心学の領域において特に功労のあった者。

令和4年2月22日 名誉シニアフェロー選考部会の審議

選考審査の公平性を期すために、『夢』委員会の下に、選考部会(山本俊哉部会長、原田豊副部会長)を置き、事務局において収集された候補者関係資料等を基に審議を行い、全員一致で、名誉シニアフェロー第2号授与者を富田 俊彦氏に決定しました。(選考部会の構成は、最終ページの名誉シニアフェロー選考部会参照)



名誉シニアフェロー称号贈呈式で富田俊彦氏に授与された記念碑

名誉シニアフェロー第2号授与者 富田俊彦氏について

日本市民安全学会副会長(生活安全・QOL向上担当)、元警察庁指定広域技能指導官 (公社)日本防犯設備協会特別講師、全国読売防犯協力会セミナー講師

≪選考結果≫

・学会活動の功労

富田氏は、長期にわたり、組織運営の要として貢献されたほか学会誌への投稿、研修の講師として活躍され、学会 主催の安全安心なまちづくり大会等において対外的情報発信に尽くされた。また、警察政策学会行事での発表等学 会の地位向上に格別の功績がありました。

- ・市民安全・安心学の領域における功労
 - ① 『鍵の安全基準』(国や業界の役割)と活用についての伝道師
 - ② 防犯の核となる犯罪現場・泥棒に関する話で聴衆を魅了 「現場主義の徹底」
 - ③ 市民安全・安心活動の『奮闘哲学(井上円了の哲学)』の実践者
 - ・日々の地域安全活動における現場定点観察の実践とその意義について示唆
 - ・手品と声掛けが紡いだ人生至福の時(ボランティア活動の神髄について示唆)
 - ・AI時代こそ重要な『ケアー』の実践者(文化人類学者デビィッド・グレーバーは、人対人の関係性のなかで、「ケアー」という行為、即ち、見守り・声掛け・世話・寄添い等他者を思いやることこそ、人間本来の行為や仕事であり社会的価値を生みだす源と指摘)
 - ・「フレーミング効果」によるCPTED(環境デザインによる犯罪予防)のチャレンジ
 - ・やさしさは、最強の力であることの実践
 - ・『破れた金網修理』の先にある物を示唆

【プロフィール】

富田俊彦 (とみた としひこ)

経歴: 静岡県生まれ、1962年 警視庁入庁、1972年 第二機動隊で連合赤軍あさま山荘事件に出動したのち、刑事部捜査第三課において、通算26年間、盗犯捜査に従事し、2001年警察庁指定広域技能指導官(盗犯捜査)、官民合同会議における防犯性能の高い建物部品(CP部品)の性能試験指導員、東京都安全安心まちづくりアカデミーの講師を努める。2004年警視庁退職後、警視庁嘱託員として後輩の指導にあたる。2008年(財)都市防犯研究センターの特任主任研究員、(株)美和ロック顧問を経て、現在は、(公社)日本防犯設備協会の特別講師、全国読売防犯協力会の防犯セミナー講師として全国各地の防犯リーダー養成講習、地域防犯研修セミナー、安全安心の集い等で防犯講演活動を行っている。また、地元小学校のスクールガードに所属して、毎朝、定点に立って子どもの見守り活動を行っている。

- ・(著書)「盗賊日本左衛門こと浜嶋庄兵衛の研究」、「鍵と錠」、「窓と扉」
- ・全国防犯協会連合会の月刊誌「安心な街に」へ「キノコおじさんの防犯日記」を連載中

(2) 記念講演



鍵穴の向こうにある安全と安心を求めて

日本市民安全学会 名誉シニアフェロー第2号 富田俊彦

一 私の生き方を決めた尊い教訓

私は、警視庁第二機動隊員として羽田事件、成田空港 闘争警備、東大安田講堂警備、沖縄返還闘争警備、連合 赤軍あさま山荘事件など激動の時代を経験しました。

中でも、今から50年前の、1972年(昭47)2月、連合赤軍あさま山荘事件では、内田尚孝隊長の運転担当として出動しました。氷点下15度の極寒で足場の悪い環境下、犯人を傷つけてはならないという命令のもと、銃弾の飛び交う過酷な条件の中、隊員の先頭に立って、人質の無事救出と犯人検挙の指揮をとっていた内田隊長が凶弾に倒れて壮烈な殉職をされました。隊員思いの隊長を守れなかったことは残念で悔いが残りますが、「自らを犠牲にして職務を全うする」警察官の使命の重さと尊さを教えられました。

内田隊長の手帳には「世の中の人が安心して暮らせるようにと役立つことが、私たち警察官の使命である。万が一の時に自分の命を差し出すことがあっても、悔いは無い。自分はその覚悟を持って毎日家を出るが家族にはその覚悟は無いかもしれない。世の中が平和になり、事件を起こす人がいなくなれば、悲しい思いをする人もいなくなり、そういう平和な世の中になることを願って、日々頑張っている。」と仕事に取り組む姿勢と決意が書かれていました。仕事に行き詰って悩んだ時は、隊長の教訓を思い出して「命をかけて市民のために、仕事をしているか。」と自らに問いかけてきました。警察官は犯罪者に対しては屈することなく精強でなくてはならず、取り扱いで、出会った人に対しては、時には教育者であ

り、時には宗教家であり、住民の慈父であり、幼い子ど も達の愛護者、困窮者の味方で、いつも良識を持った優 しい紳士でなければなりません。

二 職人刑事にあこがれて

1972年9月、捜査三課に配置換えとなり、初めて刑事の仕事につき、先輩刑事達がプロとして誇りを持って活躍する姿を見て、憧れを抱き、何時か自分も盗犯捜査のエキスパートになりたいと思いながら、通算、26年間を捜査第三課で窃盗犯捜査に従事しました。

多額窃盗事件や特異窃盗事件、連続犯行事件等の被害 現場に臨場して事件の把握と手口分析を担当し、後輩 の警察官に現場観察要領と手口捜査方法を指導するとと もに、盗犯捜査に必要な資機材である張り込み用セン サー、張り込み用ビデオシステム、追跡装置の改良と運 用管理、鍵穴見分用の内視鏡等の開発などを担当しまし た。

平成9年頃から、侵入窃盗の新たな手口の犯罪が急増したので、その対策方法として窓と扉、錠前の防犯性能を高めることを提案しましたが、当時のほとんどの警察官は「検挙に勝る防犯無し」、ほとんどの市民は「水と安全はただ」、自治体の関係者は「どんな対策をしても、イタチごっこだ」と防犯意識が低くて、取り合ってもらえませんでした。

犯人検挙は警察官の重要な使命ですが、被害の発生を 待ってから検挙するのでは無く、市民が被害に遭わない ことが重要であり、市民が安心して暮らせる安全なまち づくりが大きな課題でした。





三 犯罪情勢の変化

平成9年頃から、犯罪の発生が急増し治安は最悪で、中でも、来日外国人の窃盗グループによる侵入盗事件の 急激な増加は治安悪化の大きな要因でした。

当時の主な侵入盗事件は

- ○爆窃団による貴金属店対象の連続の出店荒し事件
- ○衣料品店のドア錠を破って侵入し、ブランド品を 多量に窃取する出店荒し事件
- ○雑居ビル内の会社事務所にピッキングで侵入する 事務所荒し・金庫破り事件
- ○マンションの玄関錠をピッキング解錠して侵入する連続の空き巣・強盗事件
- ○スーパーマーケットの売上金を狙った金庫破り事 件

などが多数発生しており、特に、ピッキング事件の急増 が市民に不安を与え社会問題になっていました。東京都 内におけるピッキングによる侵入盗事件は、平成7年~ 8年は100件程度の発生でしたが、平成10年が1,106件に 増えて、平成11年は6,111件と年々増加し、発生のピー クは平成12年で、1万1.089件にのぼり、6年前の約100 倍にまで激増して、世間を騒がせました。来日外国人の 窃盗グループは、マンションやアパートを対象に、下 見、見張り、鍵開け、盗み、現金引き出し、送金などの 役割分担をしており、道案内の運転手や換金役に日本人 を雇うなど繰り返し犯行を続けていました。更に、物色 中に家人が帰宅すると刃物で脅し、ガムテープで緊縛し て居直り強盗に発展しており、都内での発生は平成11年 が26件であったが、平成12年は49件に増加するなど、凶 悪化していきました。ピッキングによる被害は首都圏を 中心に次第に全国各地へとエスカレートするも検挙率は 下がるばかりで手の付けられない状態でした。

(財)都市防犯研究センターの「貴金属店等対象侵入 盗発生実態に関する調査報告書」JUSRIリポートNo18を 作成するため、平成11年春、山本俊哉先生と一緒に被害店舗の現地調査を実施した際、侵入箇所である開口部の脆弱性と問題点、防犯上の課題等について意見交換をしましたが、平成14年、「防犯性能の高い建物部品(CP建物部品)」の性能試験の試験指導員に任命されて、開発と普及にたずさわることができました。。

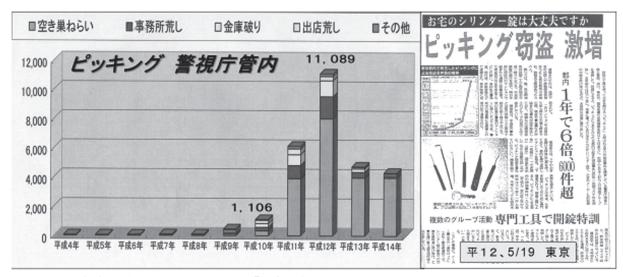
また、「住宅対象侵入盗発生実態に関する報告書」 JUSRIリポートNo.20を作成するにあたり、研究委員長の 原田豊先生と当時、生活安全総務課の江崎徹治氏ととも に、研究項目である「犯行の実態と犯罪者の心理につい て」多数の空き巣狙い被疑者から、聞き取り調査を実施 して、まとめた報告書は今でも貴重な資料として活用さ れており、忘れることのできない研究でした。

この頃から、盗犯捜査の経験と知識を活かして建物防犯に関する研究や講演活動をするようになりました。

四 官民合同で推進した防犯対策とその成果

我が国では、「水と安全はただ」と長い間言われ続け、建物の防犯対策は必ずしも万全で無かったので、来日外国人の窃盗グループは建物の脆弱な箇所を狙って、次々と新たな侵入用具を使って犯行をエスカレートさせました。ピッキングに強い錠前の普及にともない、ピッキング事件は減少傾向にありましたが、平成14年8月頃から、玄関ドアにドリルで穴を開け用具を差し込み、または、針金を使用してサムターンを回す、新たな手口の事件が発生しました。平成15年の都内の、サムターン回しの事件は1,501件まで急増し、更に、窓ガラスを携帯用バーナーで焼き切って侵入する事件が1,052件に増加しました。

空き巣犯人が対象建物に侵入する箇所は、窓からが60.5%、ドアからが33%であり、建物の開口部の窓とドアの防犯性能高める必要があり、平成14年11月、警察庁が中心となり関係官庁と建物部品生産5団体等が「官民合同会議」を立ち上げて、侵入犯罪の防止を図るため



(財) 都市防犯研究センターの「貴金属店等対象侵入盗発生実態に関する調査報告書」

に、官民が協働して「防犯性能の高い建物部品の開発」 に取り組み、私は、防犯性能試験の試験指導員として参 画しました。

平成15年8月から、国を挙げて治安再生に向けて、各種の防犯対策を推進しましたが、警視庁と東京都は連携して、「東京都安全・安心まちづくりアカデミー」を立ち上げ、多くの防犯リーダーを養成して、防犯知識の啓発と都民の防犯意識を高める活動を推進するなど各種防犯施策を積極的に取り組みました。

治安悪化の要因であった都内の侵入盗認知件数は、平成15年の3万1,426件から、令和2年の3,149件まで、18年連続して大幅に減少させました。

侵入盗の認知件数を減少させた主な理由として

- ○官民合同会議における防犯性能の高い「CP建物部品」 の開発と普及促進を図り、建物開口部の防犯性能の強 化を図ったこと
- ○侵入犯罪を抑止するために、「特殊解錠用具の所持禁止等に関する法律」(ピッキング防止法)を施行して、 多くの違反者を検挙して、効果的な運用を図ったこと
- ○防犯カメラの普及促進を図り、都内の広範囲に設置さ
- シーピーマーク

シリンダーの防犯性能試験(試験指導員)

れたカメラで撮影された映像は「犯罪捜査の武器」と 言われ、犯人の割り出し、特定、起訴資料、証拠等に 活用されたこと

○防犯ボランティア団体の結成と防犯パトロール等の積極的な防犯活動を実施したこと等、これらの防犯対策を推進した結果、犯人検挙に結び付き、大きな成果を上げました。

「殊解錠用具の持禁止等に関する法律」の立案時には、 侵入用具や侵入手口について解説し、同法の施行時に は、警察庁指定広域技能指導官として、全国の手口担当 者、警察職員に対して指導、教養を行いました。

五 最近の犯罪情勢と課題

刑法犯の認知件数は、治安再生を掲げた平成15年から、18年間連続減少しました。

数字上では目的を達成したかに思えますが、最近の事 件の特徴や傾向を見ると、犯罪弱者である子ども・女性・ 高齢者が被害者になる事件が増加し、犯行の動機が分か らず、自分勝手で、卑劣な事件が多く発生しています。 例えば・京都アニメ33人放火殺人事件・川崎市の登校途 中の児童らの無差別殺傷事件・大阪市クリニック26人放 火殺人事件・家族間の殺人事件の増加・DV、ストーカー 被害の増加・一人住まい女性の殺人事件・子どもの虐待 やいじめの増加・高齢者を狙うカードすり替え詐欺、点 検強盗、アポ電強盗、タンス預金を狙った強盗事件・地 震、台風、洪水等の自然災害で避難中の無人の家を狙っ た空き巣事件など、最近の世相を反映して、他人へのい たわりや優しさに欠けた許しがたい事件が目立ちます。 コロナ禍で行動が制限され、精神的、経済的に不安の続 く中で、時代の変化を読み取り、犯罪の発生傾向や課題 を正しく把握して、防犯対策を推進しなければなりませ



令和元年 5/28 読売

被災地 空き巣警戒



平成28 4/23 読売

六 便利さの裏に潜む犯罪

カードやスマートフォンが財布代わりとなり、コロナ 禍のソーシャルディスタンスなどの影響で、急速にキャ シューレス化が進み、現金を持たない人が増えたこと で、現金を狙う、ひったくり、すり、路上強盗、空き 巣、出店荒しなどの事件が減少する傾向にあります。便 利になった一方では、パソコンやSNSの位置情報を使っ て犯行対象の住宅を検索して下見をした後、空き巣を繰 り返す窃盗グループの犯行。SNSに投稿した書込みや写 真から住所を特定して犯行する空き巣事件。ネットや SNSの呼び掛けに応じて、知らない間に詐欺や窃盗事件 に加担した若者。犯罪に巻き込まれた座間市の9人殺害 事件。更に、GPSの追跡装置を悪用してストーカー行 為をする犯罪。コンピューターネットワークを悪用した サイバー犯罪が増加しています。カメラの遠隔操作で撮 影された鮮明画像が瞬時に何処でも見られてしまう映り すぎのリスクを抱え、流出した画像で誹謗中傷されるな どの危険性をはらんでいます。



七 見守り活動から学ぶ防犯

平成15年の東京都安全安心まちづくりアカデミーの講師を努めて以来、全国各地を回って防犯講演を続けています。年齢を重ね病気になったことを機に年寄りの役割は何かと考えて、将来を担う子ども達が、急速に変化する社会の中で家庭や学校生活の人間関係でストレスを抱えて悩み、いじめや不登校で苦しみ、事件事故の危険性に晒されていることを知って、市民安全学会の石附弘会長に相談したところ、長年、子どもの見守り活動をしている男性からのメールを見せながら、「名も無い市民による地道な努力の積み重ねによって、子ども達の安全が守られ、治安が維持されている」と、私に見守り活動の大切さを教えて下さり、活動を始めるきっかけを作って頂きました。

更に、会員の村瀬恵子さん、堀内裕子さん、新谷珠恵さん、鈴木英夫先生からは、学校の実情と安全教育や子ども達との向き合い方など、心強いアドバイスを頂き、6年前から毎朝、定点に立って小学生の見守り活動をしています。

自ら行動し体験することで、地域の防犯活動の大切さを理解し、問題点やこれからのあり方を知るとともに、子ども達から多くのことを学び生きる勇気を頂いています。

地域の子ども達が安全で安心して住める街にするため に、残された人生で、その役割を果たしていきたいと思 います。

市民安全学会の研究会や勉強会で学んだ最新情報を、 これからの防犯活動に活かして社会に還元したいと思い ます。



定点の交差点での見守り活動

東京2020ボランティアと市民安全

日本市民安全学会 常任理事 総務局第一次長 菅 野 泰 彦

東京オリンピック・パラリンピック(東京2020)での 私のボランティア活動は、計200時間の在宅研修を経て、 42日間、参加国貸与の車両のドライバーだった。

各国の団長・チーム関係者を空港・会場・練習場・ホテル・大使館等へ送迎した。

歴史的にも紛争・テロ・妨害・犯罪が勃発する中、今 東京大会はコロナウイルスとの闘いも余儀なくされ、正 に自助・共助・公助の実践の場であった。

- ・自助は、感染防止対策、ワクチン接種、健康管理、安 全運転
- ・共助は、運航管理システム、大会運営、ボランティア 同士の助け合い
- ・公助は、自衛隊・海保・警察・消防・医療従事者など 国を挙げての対応

学んだことは、この自助・共助・公助を機能させるエネルギー源の存在

- ・自助は、選手団の目的達成のための「おもてなし」の 心と判断力・実践力
- ・共助は、日々起きるシステム障害や想定外への対応を 支える小グループ活動
- ・公助は、空母打撃群の日本海配備に代表される一国の 力を超えた平和維持活動
- ・市民安全を語る時

他人を思いやる気持ち、想定外を無くす地域サークル活動、安心の大きな枠組みが不可欠であることを、東京2020はあらためて教えてくれた。



オリンピック関係者と↑ (ウクライナ団長・コーチも) パラリンピック関係者と。当学会の濱田氏も詰所が隣→





日本市民安全学会 第20回大会記念 特集 会員寄稿文集



2022年5月14日

会員プロフィール&メッセージ特集

日本市民安全学会の会員の皆様の日ごろの活動やこころざし、また、市民安全への思いや日本市民安全学会との出会いなどのお話をお寄せいただきました。皆様の活動やこころざしに順位をつけるわけにもいかず、現在のお立場や役職、あるいは本会での会長、理事等の役職に関係なく、掲載はお名前のアイウエオ順とさせていただきました。以下の方々からご寄稿いただきました。ありがとうございました。 (編集子)

□池﨑	守	□田島	敏明
□池田	英樹	□富田	俊彦
□出原	基成	□西内原	勝太郎
□井上	容子	□西田	佳史
□上原϶	美都男	□西山	智之
□大川	哲次	□能島	統主
□大庭	英次	□濱田	宏彰
□岡下	慶仁	□林	克明
□小畑	輝海	□原田	豊
□小澤	光男	□藤岡	一郎
□河井	繁樹	□藤田	大輔
□川崎	末美	□堀内	裕子
□菅野	泰彦	□堀口	眞
□木村	嘉子	□前田	浩雄
□後藤	一明	□牧瀬	稔
□小林	常良	□峰松	和夫
□小松	仲史	□宮﨑	牧子
□斎藤	晃顕	□村瀬	恵子
□四方	光	□山際位	生代子
□品川	萬里	□山下	弘忠
□新谷	珠恵	□山下	史雄
□鈴木	英夫	□山本	俊哉
□高木	裕已	□吉岡	良平
□髙木	雄太		

□池﨑 守(いけざき まもる)

元大阪府防犯協会連合会会長 NPO法人さかいhill-front forum理事長 堺市自治連合協議会副会長 日本市民安全学会会員

安全なくらしをつくる地域社会の構築

1. 住民のつながりが、課題解決の力(実践と行動による防犯まちづくり)

人をつなぎ・世代をつなぎ、そして各団体が活発に 行っている活動を横断的につなぎ、防犯を入口に総合 的なまちづくりに挑戦しています。机上の空論ではな く実際に行動し、実践することにより「現実の私たち の地域社会」に適用できる体制作りを進めたいと願っ ています

- ①大規模合同パトロール(防犯を入口にまちづくり& 楽しくまち歩き)
- ②3,000人参加の地域運動会(スポーツでまちづくり)
- ③小学生とともに(地元の歴史や河川等の調査・研究 &防犯・防災・交通MAPづくり)

中学生とともに (避難所開設・運営を主とした防災 訓練)

高校生とともに (駅頭での朝のあいさつ運動)

2. 想いの共有が地域向上のカギ(無理なく、楽しく、継続して)

価値観が多様化した現代社会であっても、理想とする安全安心に対する「めざす想い」は共通していると感じます。「想いの共有」は、地域社会に影響し、大きな効果をもたらします。若者も社会に無関心なわけではなく、きっかけがあれば、さまざまな地域の課題に取り組んでくれます。世代間の融合もスムーズに進みます。世代がつながり、他分野ともつながると、できることのステップが上がり、地域という総合的な空間に踏み出すことが可能になると考えています。

- ①自身が地域の担い手であることを発見する
- ②つながりと広がりをつくる
- ③実際に行動する

これらを命題に事業を実施していきたいと考えています。

- 3. 地道な地域活動を楽しく継続して マンネリでもいい、愚直に実践する。自らの実践こ そ「安心」を生むと感じています。
- 4. 大阪全体へ「安全なまち大阪・実現への挑戦」
 - ①大阪府にある65警察署すべての防犯協会に呼びかけ、「安全・安心まちづくりへの想い」を改めて確認する。実践と行動、そして想いの共有を広く住民へ広げる一歩とする。
 - ②日本国は、世界に冠たる治安の良い国。警察と住民との信頼関係こそ、重要な一つのKEY-point。防犯協会が各警察署と築いた「住民と警察との信頼関

係」の大切さを今一度振り返り、関係各団体の協力 も仰ぎ、大阪から「住民と警察との信頼」を全国に 発信する。

③防犯協会(住民)と警察、安全・安心への想いを結 集して「犯罪日本一返上」を広く大阪府民にアピー ルできることをめざす。

上記の崇高な目標をもって、さまざまな取り組みに挑戦してきました。りっぱなことは何一つ実現できていない反省の毎日です。ただ、人のつながりのおかげで、70歳になった今も、未来に向けての夢を追いかけて、仲間とともに楽しく地域でのまちづくりを進めたいと願っています。

□池田 英樹(いけだ ひでき)

埼玉県秩父地域振興センター 観光振興・産業労働担当

日本市民安全学会が第20回大会を迎えられたとのこと、誠におめでとうございます。

私と日本市民安全学会の関わりは、10年以上前に職務で防犯を担当していた際、単なる経験則ではない、論理的な方法により犯罪を減らせないかと考え、石附会長のご指導を仰いだことに始まります。

その後、職務内容が変わったため、あまり日本市民安全学会に貢献することもできませんでしたが、石附会長をはじめ学会の皆様にはこれまで大変良くしていただきました。

また本年度から、埼玉県秩父地域振興センターの観光 振興・産業労働担当を担当することになりました。

秩父市は、皆さんご存知のとおり、セーフコミュニティに取り組んでいます。私も何らかの形で貢献できればと考えています。

プライベートでは、文化を地域資源とした地域振興に 関心があり、今年度は福岡県にある大学で実習を受ける 予定です。また、個人的な趣味ですが、自動車を単なる 移動手段ではなく、多様で豊かな文化と捉えて、それを 広く知らしめるイベントなども開催する準備を進めてい ます。

どのような形になるかはわかりませんが、皆様方との連携の中で、安心安全をはじめ、地域の力を引き出し、高める活動を行っていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、改めまして、20回大会おめでとうございま した。日本市民安全学会の更なる発展を祈念いたします。

38

□出原 基成(いずはら もとなり)

警察職員生活協同組合参与

映画『糸』の舞台にもなった「函館」が警察職員としての最終勤務地となりました。警察大学校では生活安全教養部に短期間でしたが所属しておりました。遡ると防犯環境設計、地域安全活動、少年を被害者にも加害者にもしない取組などに、関係の皆様のご指導をいただきながら関わった経験があります。

人生100年時代の市民安全は、引き続き、市民が主役、 異業種・学際的なネットワークと行動連携に着目する必 要があると考えます。日本市民安全学会は、20年にわた り、市民生活の安全に関する意識、行動変容に必要なエ ビデンスと情報発信に加え、サイバー空間、医療福祉等 の領域にも目を向けて素晴らしい業績を残しています。

これに心を打たれた一人として、進化し続ける当学会の更なる発展に、いつか僅かなりとも貢献できたらと念じております。今しばらくの間は、再就職先(警察職員生活協同組合)の業務に専念しながら、できる限りの準備に励みます。

~つながり情報:趣味は赴任地ではじめた沖縄伝統空 手とヨーガ、はこだて観光大使~

□井上 容子(いのうえ ようこ)

放送大学 奈良学習センター所長 建築環境工学分野の光・視環境

専門は建築環境工学の光・視環境です。個人差や加齢に伴う視機能の低下に配慮し、光と色による安全で快適な視環境計画を目指してきました。放送大学にはCOVID-19が猛威を振るう兆候明瞭となった2020年4月に着任しました。多様な人たちの学びを多様な方法で支援する放送大学での職務に、これまでの研究姿勢に通じるものを感じています。皆様は、放送大学をご存じでしょうか? ご存じない方は、一度HPを覗いてみて下さい。学生数約9万人の全国規模の通信制大学・大学院です。

さて、私の市民安全学会との出会いは、2005年の奈良県における青色防犯灯ブームが切掛です。2006年と2007年の2回にわたり社会安全研究財団助成金を頂き、設置地区調査、現地での評価実験、および実験室実験を行いました。その中から設置地区調査結果と現地での評価実験結果を2007年の大阪堺大会で報告致しました。発表した経緯は朧になってしまいましたが、その後、市民安全学会で活動することはありませんでした。しかし、定期的に送られてくる研修や見学会の情報が大変魅力的で、参加をイメージして楽しんだりしていました。コロナでWeb研究会が頻繁に開催されるようになり、その手軽さから数回垣間覗かせて頂き、皆様の活発なご活動に敬服している次第です。

□上原 美都男(うえはら みつお)

元横浜国立大学安全安心の科学研究教育センター客員教授 元横浜市危機管理監 元警察庁官房審議官

『今、市民の安全をどう考えるか』

このたびの石附会長の求めに応じ、表題についての最 近の自分の思いなどを記してみたい。このところ2年 以上にわたって新型コロナウイルス感染症の恐怖に苛ま れてきた。高齢者が一旦これに感染すれば重症化する可 能性が高く、それは忽ち生命の危険に繋がりかねないと いう、一種の強迫観念に高齢者の一人としてずっと囚わ れ続けてきた。そのためにずっと密集、密閉、密接の3 密を避け、手洗いとマスクの着用を心掛け、家族以外の 他人と会うことを極力避け、3回のワクチン接種を受け、 人の集まる閉鎖された場所に行くことを可能な限り遠慮 するようにしてきた。おかげで偶然かもしれないが、未 だコロナ感染には陥っていない。これはウイルス感染と いう危険からの安全の確保に今のところ成功していると いうことである。それは政府の新型コロナ対策分科会な どからの新聞テレビを通じた勧奨助言に忠実に従った成 果とも言える。この拙い自分の経験から考えると、安全 を確保するための第三者からの推奨は、場合によっては 大きな意味を持つということである。もちろんすべての 助言や勧奨が正しいということはあり得ないし、その中 にはフェイクニュースや思い込みによる間違った助言も 多く含まれているだろう。しかし、その中から仮に正し くて的確な情報が選ばれ、これが実践されるのなら、安 全はある程度確保が可能になるということである。市民 の安全に必要な情報を広く共有していくという日本市民 安全学会が果たすべき役割もそのあたりに存在するとい うことだろう。重要なことは、情報を選ぶ側の私たち が、正しい情報をどう選ぶのか、それをどう実践してい くかということである。言い換えれば、我々安全を希求 する主体が、正しくて必要な安全に関する情報を、SNS を含め、どう集め、どう共有し、これをどう判断し、そ して何をどう実践していくかに、安全のすべては懸って いるということである。新型コロナの次に登場したロシ アによるウクライナ侵攻という深刻でかつ非人道的な平 和安全問題も同じことが言えると思うのである。

□大川 哲次(おおかわ てつじ)

よつば法律事務所所長弁護士(大阪弁護士会所属) 元大阪弁護士会副会長

全国篤志面接委員連盟常任理事

大阪矯正管区内篤志面接委員協議会副会長

奈良少年院篤志面接委員協議会会長

大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会元委員長 大阪犯罪被害者アドボカシーセンター代表理事

島根大学法文学部非常勤講師(更生保護担当)

大阪高齢者大学講師 (法律科目担当)

日本ペンクラブ会員

日本旅のペンクラブ関西部事務局長

温泉学会副会長

日本山岳会会員

大阪ユネスコ協会理事

○ボランティア活動

昭和63年から現在までボランティアとして近畿地区の 矯正施設(大阪刑務所・大阪拘置所・大阪医療刑務所・ 奈良少年刑務所(平成29年3月廃庁)・和歌山刑務所・ 奈良少年院・浪速少年院)において受刑者や非行少年の 改善更生のための篤志面接委員活動を34年間にわたり行 う。その活動で平成20年法務大臣表彰、平成28年4月藍 綬褒章を受ける。

また、平成10年から現在まで大阪弁護士会(委員長) や大阪被害者支援アドボカシーセンター(代表理事)に おいて犯罪被害者のための支援活動を行う。

更に平成19年から現在まで鹿児島県・沖縄県等の弁護士不在の離島、東日本大震災以降には同被災地にて、合計27回にわたりボランティア法律相談会・講演会を実施している。

○私のライフワークあれこれ

私は、弁護士業の他、各種ボランティア活動にも取り 組んでいる。更に、国内外の旅・登山・温泉巡り・鉄道 や島の旅、そして食べ歩き等の趣味の世界も人生におけ る心の癒しとして存分に楽しんでいる。

それら三つの分野での諸活動は、いずれも私にとって 大切な人生の大切な生きがいとなっている。

○私の市民の安全・安心実現への提言

市民の安全・安心は、地域のコミュニティーによる犯罪予防活動の充実等により達成されるものである。他方犯罪者の更生のための活動や犯罪被害者のための支援活動を長年にわたり行っている私としては、一度罪を犯してしまった人たちを社会内において孤立させずに立ち直らせて再犯を防止していくという面、及び犯罪被害者の個人の尊厳を回復してもとの社会生活に戻していくという面を更に一層地域社会の人たちの力を借りて、一層充実させていくことにより、市民の安全・安心をより実現していけるものと考える。

□大庭 英次(おおば えいじ)

福岡市市民局理事

私が勤務する福岡市のスローガンは「FUKUOKA NEXT」です。 これは、「人と環境と都市活力の



調和がとれたアジアのリーダー都市」を目指して、福岡市を次のステージへと飛躍させる様々なチャレンジを表しています。

本市はこのスローガンに基づき、天神ビックバン、グローバル創業雇用創出特区をはじめ様々な分野で先進的な取組みに力を注いでいます。

先日、ウクライナ大統領が日本の国会において「両国の首都は8193キロ離れていますが、平和を大切に思う気持ちなどには1ミリたりとも距離がない」という趣旨の発言をされました。全世界の人々が最も希求するものが平和や安全ということを現在の情勢から改めて感じたと同時に自分に課された使命に身が引き締まる思いです。

東京駅から博多駅までは1175キロ離れていますが、次のステージを見据えて様々な治安課題について学会員の方々と同じ思いを抱いて切り拓いて参りたいと思います。

本学会の益々のご発展を心より祈念申し上げます。

□岡下 慶仁(おかした よしひと)

映像ディレクター

最近、仕事とのタイミングが悪く、あまり学会に参加 できず申し訳ありません。また、さまざま研修会を拝聴 できず残念です。

また、映像制作などの機会がありましたらご協力させ て頂きます。

□小畑 輝海(おばた てるみ)

更生保護法人両全会理事長

特定非営利活動法人両全トウネサーレ理事長

元法務省大臣官房審議官

東京矯正管区長

法務省退職後、刑務所出所者等の社会復帰と再犯防止活動に取り組む。数年前から法務省の依頼で『女子刑務所のあり方研究委員会』委員、本年1月まで『再犯防止推進計画等検討会構成員』を務める。

日本市民安全学会第20回大会がコロナ禍の中で、新しい通信技術を活用することなどにより広範囲に多面的な課題に対して地域との密接な交流ができることになったことは、石附会長はじめ関係の皆様のご努力によるも

の、心より敬意を表します。

私は、最近は本業に追われ顧問として応援するだけですが、市民安全の関係領域をアグレッシブに拡大し網羅する活動をされている市民安全学会には、目を見張るものがあり驚いています。今後の益々の発展を祈っています

□小澤 光男(おざわ みつお)

関東学院大学法学部非常勤講師

元横須賀市消防局

医療法人社団優和会 介護事業部事務局(社会福祉主事)

今から67年前、相州三浦郡長井郷という三浦半島西岸で奇跡的に産声を上げることができました。私事ですが、生老病死という人生の過程の中で、昨年(令和3年)は「病」という大変な経験をさせていただきました。詳しくはこの場で語ることはできませんが、機会があれば皆様に体験談をお聞かせしたいと思っています。

第20回大会!誠におめでとうございます。改めまして、この学会を築き上げ継続されてきました会長はじめ諸先輩方に心から敬意を表します。

3年前に、娘と妻の3人で京都の鈴虫寺に行きました。その時のお話に、喜怒哀楽と加冷来素(カレーライス)という言葉がありました。「喜」には、「お蔭様」という言葉を「加」えてください。「怒」には、頭を「冷」やし深呼吸をしてください。「哀」には、悲しい時でも必ず心和らぐ時が「来」る。最後の「楽」には、「素」直に喜び、その日その時を素直に楽しんで行こう。という言葉でした。

横須賀市は、海軍カレー発祥の街です。ディープで チープな横須賀をご案内いたします。是非一度お越しく ださい。

□河井 繁樹(かわい しげき)

下妻市役所 危機管理監

日本市民安全学会第20回大会開催誠におめでとうございます。

私は、陸上自衛官として約33年間勤務したのちに、千葉県浦安市の危機管理監で5年間勤務し、昨年から茨城県下妻市の危機管理監として勤務しています。

全国では大地震や台風・豪雨災害が毎年のように起き、この教訓をもとに各種施策がなされてきていますが、昨年の5月には災害対策基本法が改正され、「避難行動要支援者の個別避難計画の作成」が市町村の努力義務とされました。これまでの「避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への交付」からさらに踏み込んだ検討が求められたことになります。下妻市でも、本計画作成

に向けて、防災部署、福祉部署、自治会担当部署による ワーキンググループにより、検討をすすめているところ ですが、個人情報の保護や民生委員・児童委員、福祉事 業者、自治会・自主防災組織等の連携など多くの課題が あります。

個別避難計画の作成も含め、各種防災力を高めることにより、少しでも早く、少しでも多くの方々の命を守れるよう努力してまいります。今後とも学会の皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

□川崎 末美(かわさき すえみ)

NPO法人後見つぼみ会員 NPO法人福岡・ネパール児童教育振興会会員 東洋英和女学院大学名誉教授

私の問題関心は、人々のウェルビーングを支える家族や学校、地域社会はどのようなものかということです。世界的に見ると、日本の子どもは自尊感情が低い、青年期以降の引きこもりが多く長期化している、若者や中高年男性の自殺率が高い、といった問題があります。そこで私は、日本の家族や学校、地域社会、企業等の人間関係や社会・文化的環境がこれらの問題とどのように関連しているかを、国際比較を中心に考えてきました。

ところで、私が依拠する学問分野は家政学です。家政学は、人と環境との相互関係を多角的に検討し、生活の質の向上を図る実践的な学問です。これは市民安全学と似ています。本学会の皆様も、人々の安全安心の実現を願い、そのための方法や環境のあり方について、学際的に、また、実践の場を通して探究しておられます。

以上の理由から、私にとって本学会の大会や研修会の内容は興味深いものばかりです。しかし、私が本学会に加えて頂いたのはコロナ禍が始まった年ですので、私が参加した大会や研修会はすべてオンライン開催でしたので、多士済々の会員の皆様の専門分野ご活動のご様子をまだ十分にわかっていません。第20回記念大会は、皆様と一堂に会して対面でお話を伺う機会となることを願っています。

□菅野 泰彦(かんの やすひこ)

日本市民安全学会 常任理事 総務局第一次長

出社制限により36年勤めた会社をひっそり定年退職し、東京2020ボランティアをやりながらハローワークに通いました。現在は、数社から仕事をもらって暮らしています。水槽育ちの魚が川に放たれた様な状態ですが、これからコロナが収束すれば、いよいよ海へ向かいます。海で元気に暮らせる様になったら、皆様を竜宮城へご案内したいです(笑)。

□木村 嘉子(きむら よしこ)

東京都消費生活総合センター 消費生活相談員

日本市民安全学会20回大会おめでとうございます。

私は、消費生活センターの相談員をしております。衣 食住さまざまな相談が入りますが、現在多いのは、トイ レの詰まり直し業者とのトラブルです。消費者が「500 円~」「見積無料」とのホームページ記載を見て来訪要 請すると、便器を外し高圧洗浄が必要等といわれて何十 万円も高額請求されます。トラブル急増の為、消費者庁 では消費者が来訪要請した場合でも、不意打ち的な契約 をした場合は「訪問販売」に当たる、クーリングオフ可 能との見解を示しました。実は、この商法では、作業員 は事業者と業務委託契約を結んでおり、いわゆる一人親 方です。ある作業員に聞いたところ、1割が自分の手取 りで9割は事業者に渡すそうです。仕事が欲しい一人親 方と、多くの利益を得る事業者、騙される消費者の構造 は振り込め詐欺に似ています。ぜひ警察に切り込んでい ただきたいと思います。これからも日本市民安全学会の 皆様の知見を得ながら、市民の安全を守る一助を担いた いと思っています。よろしくお願いいたします。

□後藤 一明(ごとう かずあき)

春日井市ボランティア連絡協議会会長

日本市民安全学会第20回大会おめで とうございます。

1995年8月の「春日井安全アカデミー」受講がきっかけで始まったボランティア活動も27年を迎えようとしています。この間「安全・安心まちづく



春日井市社会福祉協議会 ボランティアセンター マスコットぼららちゃん

りボニター」の活動も手探りで開始したことを、思い出しています。

最近は、2015年に「春日井市ボランティア連絡協議 会」を引き受け活性化しました。

2018年から、愛知県社会福祉協議会「ボランティアセンター運営委員会副委員長」、昨年(2021年)からは、同委員会の「ボランティア活動・福祉教育推進部会長」とし、自分としては新しい分野(福祉教育)で頑張っています。今年度改訂した『児童生徒の福祉実践教室テキスト』は、今年度から愛知県内の小学生から高校生までの福祉実践教室で使われる予定です。

2021年1月からは、名古屋市北区にある「別小江神社」(わけおえじんじゃ)のご朱印を趣味に加えて毎月1日に和んでいます。今年の正月のご朱印を!!





コロナ禍ではありますが、新型コロナと共存しながら活動を展開していきたいと思っています。近況は上記のとおりです。最近は「非常持ち出し品ゲーム」や防災啓発の出前講座が多くありますし、ZOOMでの会議が多くて時間調整が大変になっています。日本市民安全学会の講座にも聴講ができなくて申し訳ありません。

会員の皆さんもお体に気をつけて益々のご繁栄を、春 日井市の地から祈っております。

今後ともご指導ご支援よろしくお願いいたします。

□小林 常良(こばやし つねよし)

厚木市長

厚木市を市民の皆さんが安心・安全に暮らせるまちにしたい。

私のこうした思いから始まった本市でのセーフコミュニティの取組は、今年で14年目を迎えました。

以前の厚木は、放置自転車や不法投棄、違法看板などがあふれ、まちなかでは、乗り物盗やひったくりなどの 窃盗犯が多く、安心安全とは言いがたいまちでした。

市民の皆さんと積み重ねてきた市民協働による様々な取組が実を結び、今では、「借りて住みたい街ランキング首都圏版(不動産・住宅情報サイトLIFULL HOME'S)」に2年連続で1位にランキングされるなど、全国的にも注目されるまちへと進化しています。

昨年、本市は3度目の国際認証を取得しました。初めて国際認証を取得してから10年以上が経過し、社会生活も変化しています。セーフコミュニティの取組も新たな課題に対して立ち向かっていかねばなりません。3度目の認証を契機に、市民の皆さんの命や暮らしを守り抜くという決意を新たにし、世界に誇れる安全なまちの実現に全力を注いでまいります。

□小松 仲史(こまつ なかふみ)

勤務先:有限会社 P H セキュリティー:代表取締役 大和商工会議所:1号議員・南林間支部役員 座間市商工会:理事・ひばりが丘支部支部長

厚木商工会議所:会員

大和法人会:会員

座間市立東中学校コミュニティースクール委員 ワイズメンズ国際クラブ:

湘南沖縄部次期部長・厚木クラブ副会長 趣味として:

アグレント管弦楽団・トランペット主席奏者 MEL・トランペット担当

コロナ渦で仕事を通して感じる事

一般家庭での一人暮らしのお客様でほとんど外出をしなくなり自宅の前を通る人がとても気になり被害妄想と受け取れる方々が多くなってきていると感じます。

中には一晩中起きていて、防犯カメラの画像を見ていて、昼間寝ている人もいます。

安心して外出ができるようになることが望まれます。

趣味としては5月のゴールデンウイークに町田市の薬師池公園でMELとして、子ども向けのコンサートを行います。

ソプラノ、テノール、ピアノ、パーカッション、バス トロンボーン、トランペットで楽しく演奏いたします。

6月にはアグレント管弦楽団の定期演奏会がありメイン曲はブラームス作曲交響曲第1番です。

□斎藤 晃顕(さいとう こうけん)

ヒューマンネットワーク担当副会長・常務理事 特定非営利活動法人地域交流センター理事

高齢者による「地域防災ドローン」活動について

我が国は世界有数の自然災害多発国であり、毎年犠牲者の多くは、いつも高齢者であり、女、子供達という非力な災害弱者の方々です。誰が彼らを守るのかと考えると、地元を支えているのは町内会・自治会であり、防災の要はその下部組織の自主防災会です。

神奈川県相模原市の堀口眞氏(光が丘独立防災隊連絡協議会会長・当学会員)の活動は、学会誌創刊号論壇において「進化する自主防災隊『私たちのまちは私たちで守る』」で紹介されていますが、超スマートシティ・Society5.0時代に突入し、「5G・AI・高精度測位」の新技術を活用したドローンの防災を検討する必要があるとの判断の下、堀口さんが中心となり地元の有志に勉強会の参加者を募ったところ25名もの防災士の仲間達が参加を希望することになり勉強会を立ち上げ、この4月には「一般社団法人地域防災ドローン相模原」を発足させ、

6月までにドローンを購入し、地域防災活動の新展開に 果敢にチャレンジをすることにしています。

参加者の7割が65歳以上の高齢者です。そこでこの組織の肝は、非力な高齢者を戦力化し「地域防災活動」を行うという事で、防災訓練には、市の危機管理局や消防局、警察等とも連携した実践的防災活動が計画されています。また、追々は、ドローン訓練の研修参加を他の市町村にも呼びかけ、ネットワーク訓練の輪を広げていきたいとの夢を持っています。

なお、本事業については、相模原市及び周辺地区が大 規模災害に巻き込まれた際には、広域支援が必要となり ますが、相模原市は、それらの兵站場所・物資の配送場 所、医薬品の供給基地等のミッションを担える地理的最 適条件を適えているところから、市としてもドローンの 活用計画に積極的に支援してくれています。

私は、勉強会開始以前から堀口さんといろいろなことを相談し現在に至ります・この度の一般社団法人地域防災ドローン・相模原では、理事で広報兼コーディネーターを担当しており、これからも皆様に、関係情報をお届けしたいと思います。引き続き日本市民安全学会の皆様方のご支援、ご協力をお願い致します。

□四方 光(しかた こう)

中央大学法学部教授 刑事政策、犯罪学、社会安全政策論

市民安全学会20回大会おめでとうございます。

四方は、最近はサイバー犯罪対策を中心に研究を進めており、昨2021年には編著書として『サイバー犯罪対策』を成文堂から刊行しました。

市民生活の安全のための活動としては、中央大学多摩キャンパスのある八王子市の市民向け講座「いちょう塾」にていくつかの講座を担当することとなっているほか、2020年に開催された再犯防止推進計画策定懇談会の座長を務めさせていただき、同計画策定後は引き続き再犯防止推進会議の座長をさせていただいております。また、愛知県春日井市の春日井安全アカデミー講座においてお話をさせていただく機会がありました。

四方が中央大学にて指導しているゼミの学生は、やは り地元の警視庁南大沢警察署のご指導を受けて、防犯ボ ランティア防犯活動を行っています。南関東の範囲内で あれば、大学生のお手伝いが必要なイベントのお手伝い に参りますので、お声がけください。

市民安全学会の益々のご発展をお祈りします。

□品川 萬里(しながわ まさと)

郡山市長

本市が、WHO(世界保健機関)が推奨する安全・安 心なまちづくりの国際認証制度「セーフコミュニティ」 の認証を取得してから、本年2月で5年目を迎えました。

私たちはこれまで、地域や関係団体等の皆様との緊密な連携のもと、定量的なデータの分析により課題を見出し、けがや事故を予防するセーフコミュニティ活動に市を挙げて取り組み、セーフコミュニティの名に値する「安全安心都市」の実現を目指してまいりました。

こうした活動の結果、市内の交通事故や犯罪等の件数 は大幅に減少傾向にあります。

今後においても、本市はセーフコミュニティ活動を 「誰一人取り残されない」SDGsの目標達成に向けた重要 施策の一つとして位置づけ、EBPM(証拠に基づく政策 立案)の方針のもと、「郡山市セーフコミュニティ推進 協議会」をはじめとする関係団体の皆様、市民の皆様と の「公民協奏」により活動を継続し、今年度の国際認証 の再取得を目指してまいります。

□新谷 珠恵(しんたに たまえ)

(一社)東京都小学校PTA協議会相談役 東京都教育研究連盟副会長(全日本教職員連盟) 警察庁IHC運営委員

ここ数年、世界的に厄禍が覆い、なかなか未来が見通 せない時を過ごしました。明けない夜はないと、心を強 く持ちたいと日々考えています。

東京都教育委員会の東京都教育相談センターから、平成22年に『学校問題解決のための手引』が作成されました。当時私も作成委員として関わりましたが、昨年再び、令和4年度版として、一年かけて改訂しました。その過程で、社会、学校、子供や家庭における時代の流れは実に速いと、改めて変化の大きさを実感した次第です。進化か悪化か。大人たちには深い考察が求められています。この学会がそのような貴重な場であることに感謝致します。

□鈴木 英夫(すずき ひでお)

神奈川大学法学部特任教授 元横浜市立学校校長

学校で社会科の先生や校長などをしていた経験を活かして、大学で教職課程の学生を指導しています。地域の中学校で活動している学生ボランティアの指導もしています。子どもを学校で育てるのが先生、その先生を育てるのが大学の教職課程です。人が育つには、人との長い

時間のさまざま交流が欠かせません。新型コロナ禍のもと、多面的な交流が減少して、人が育つのには困難な2年間でした。

この2年間、大学の授業も会議もリモート、そして日本市民安全学会の会合もリモートが続いてきました。家を出なくても細々繋がっていられるのは安心できる面もありますが、世の中や組織の仕組みそのものをダイナミックに変更していくことは出来にくくなっています。私が今強く関心を持っているのは、民主主義社会、その社会の中の学校、そして社会科教育、これらの関連する場面の中で教員がどのような役割を果たすべきか、そのことによって明日の市民となる子どもたちがどのように育つかということです。学校教育に携わるものは、子どもの成長と安心で平和な社会の発展と、両方を考えないといけないのではないかと考え始めました。

□髙木 裕己(たかぎ ひろみ)

(株) 映学社 代表取締役および脚本・監督 一般社団法人 生涯学習支援機構 理事長

日本市民安全学会第20回記念大会、おめでとうございます。

15回大会から、この5年間の中で、最も大きな出来事は、目に見えない新型コロナウイルスが世界を覆い、社会や暮らしを激変させたことです。3度の緊急事態宣言の発令に追い込まれ、発令が解除される度に、「やっと」とつぶやきながら、胸をなでおろす安心感。この感覚が、如何に普段の生活のなかで大切なものだったかを実感したものです。

小生は、約23年前、劇場映画「福江島」(1時間30分) を脚本・監督しました。

この作品は、五島列島の南西端にある人口約4万人の島で悪性インフルエンザウイルスが感染爆発、このままでは、日本列島に広がることが懸念され、勇気ある若い医師や看護師の医療集団が島に乗り込み、必死になって悪性ウイルスの研究と治療に取り組む物語です。この映画は、百年ぶりに改正された感染症予防法の成立を記念して製作されたもので、この予防法の成立に国会内外で尽力された参議院議員・聖マリアンナ医科大学教授の故・水島裕氏が製作費の大半を私財を投じて製作されました。映画は、地球規模で大流行する可能性のある新型悪性ウイルスが如何に恐ろしいかを知ってもらうと共に、その防衛体制の現状と対策を国民に訴えるものです。映画完成後は、官邸でも上映され小渕総理も鑑賞されました。

人類と感染症との闘いの歴史は古いものです。ウイルスの祖先が誕生したのは数十億年前、それに比べ人類が誕生したのは、まだ約5百万年前です。その為、ウイルスの正体を知るには、高度な専門知識が要求されます。

今、コロナ禍が科学と政治の微妙な関係をあぶり出していますが、コロナ禍で得た様々な教訓を生かし、改めて国や地域の安全、安心の未来図を描いていかなくてはならない時代になったと思います。

□髙木 雄太(たかぎ ゆうた)

株式会社キステム警備統括部 課長代理 (一社) 全国警備業協会 技術研究専門部員 東京都社会保険労務士会会員 東京都警察官友の会会員

防犯、防災、交通安全、情報セキュリティに関心があります。

最近は杖道と居合道の稽古に取り組んでおります。

土日は警備業協会の活動がありましてなかなか、学会に参加できておりませんが今後とも宜しくお願い致します。

□田島 敏明(たじま としあき)

日本公衆電話会

"趣味油絵の思い出"

昨年、上野の美術館にゴッホ展を見学し感動しました。ゴッホは印象派の画家で「狂気な天才」ともいわれ、壮絶な人生と、絵画に対する情熱から「炎の画家」とも呼ばれています。多くの作品を残しましたが、生前はほとんど評価されず死後、遺族や画商により多



くの名作が人気を博することになりました。

自分も若い頃、展覧会を目標に印象的で独創的な油絵を目指したことがあります。しかし、先輩方から評価されず、情熱も冷めてしまいました。最近、昔の油絵を引っ張り出し、居間に飾って当時を思い出し楽しんでいます。添付の作品は「青空に映える」(20号)で、仕事も充実し家庭も円満な頃の作品です。青空の中、コスモスが伸び伸びと咲き乱れる様を表現しました。

仕事を引退したら趣味を再開し、自分で楽しめる作品 を描いてみたいと思っています。

□富田 俊彦(とみた としひこ)

(公社) 日本防犯設備協会 特別講師 全国読売防犯協力会 防犯セミナー講師 元警察庁指定広域技能指導官

平成15年の東京都安全安心まちづくりアカデミーの講

師を務めて以来、全国各地を回って防犯講演を続けています。年齢を重ね病気になったことを機に年寄りの役割は何かと考えて、将来を担う子ども達が、急速に変化する社会の中で家庭や学校生活の人間関係でストレスを抱えて悩み、いじめや不登校で苦しみ、事件や事故の危険性に晒されていることを知って、6年前から毎朝、定点に立って小学生の見守り活動をしています。自ら行動し体験することで、地域の防犯活動の大切さを理解し、問題点やこれからのあり方を知るとともに、子ども達から多くのことを学び生きる勇気を頂いています。地域の子ども達が安全で安心して住める街にするために、残された人生で、その役割を果たしていきたいと思います。

市民安全学会の研究会や勉強会で学んだ最新情報を、これからの防犯活動に活かして社会に還元したいと思います。

- ・著書 「盗賊日本左衛門こと浜嶋庄兵衛の研究」、「鍵 と錠」、「窓と扉」
- ・全国防犯協会連合会の月刊誌「安全な街に」へ「キノコおじさんの防犯日記」を連載中

□西内 勝太郎(にしうち かつたろう)

北須磨団地自治会長

日本市民安全学会第20回大会、おめでとうございます。 私たちの団地は、労働金庫創立15周年を記念して、低 廉で良質な住宅を供給することを目的に、兵庫県労働者 住宅生活協同組合(住生協)により開発され、1967年11 月に200世帯が入居したのが始まりで、今年、55周年を 迎えます。

現在5,288人2,639世帯で、高齢者率47.9%です。しか し、皆さん元気で楽しく生活しています。

当時は、地下鉄も開通しておらず、「陸の孤島」と言われていましたが、自治会を中心に行政との協働により、団地内の基盤整備や生活利便性の観点から生協、学校、全国初の幼保一元化の北須磨保育センター、自治会館、児童館、老人いこいの家、地域の家、地域福祉センター等が整備され、団地内には、県立北須磨高校、友が丘高校、神戸大学医学部保健学科、育英高校グランド等教育施設も多くあります。

今では「福祉のまち」と言われ、自治会が参画する社会福祉法人北須磨保育センター、聖隷福祉事業団、クローバーの会友が丘作業所があり、利用者の皆さんは、運動会、ふる里祭り、須磨寺綱敷天満宮梅見ハイキング、カラオケ、卓球等々で団地住民と交流しています。

55周年を迎え、住み良い美しい町づくりには、自治会を中心に労働金庫、北須磨保育センター、神戸市・兵庫県との三者一体の体制で維持運営を行い、連携することがますます重要になっていると思います。

2007年10月には、神戸市と「パートナーシップ協定」

を締結、「友愛のまち」実現をめざし、「安全・安心」「健康・福祉」「子ども・子育て」「環境・マナー」の4つの部会を設け活動を開始するとともに、住民みなが一緒に考える場「全体部会」を年1回開催するなど、「自立した地域運営」の持続的な取り組みを図っています。また同年、神戸市の地域のさまざまな課題(高齢化・少子化・過疎化・価値観)に対する地域のつながり会議「ソーシャル・キャピタル協働政策研究会」(人と人とのつながり)に参加しました。

貴学会はじめ団地調査の受け入れや議論を通じて思うことは、この団地が全国から注目されていることに、住んでいる住民が気付いていないことです。

私が思う「ソーシャル・キャピタル」とは、①町を好きになること ②笑顔で挨拶をして隣近所と仲良くなること ③ゴミのない美しい町づくり、この3つの当たり前のことを実践することが、北須磨団地に住み続けたい「友愛のまち」になる一番重要なことと考えています。

5月の貴学会記念大会で、皆様とお会いできることを 楽しみにしています。

□西田 佳史(にしだ よしふみ)

東京工業大学教授

分断されたバラバラな支援から、生活を中心とした総合 的な支援へ—

日本市民安全学会第20回大会おめでとうございます。

人生100年時代の到来に伴って多様な生活機能を持った人が共存していくダイバーシティの実現が求められています。何らかの支援をする対象とする市民を「家族」というシステムを広げてみると、家族の各構成員は、被子育で時期、妊娠・出産・子育で時期、介護時期、被介護時期などに属しており、多様な生活機能変化に対応することが求められていますが、この対応を、家族の努力の問題として片付けていては、本来起こるべき大きなイノベーションを通じた社会的解決には至らないと思います。

しかし、生活者が抱える困難な生活状況に関するデータは、学術分野でも、一般の生活者にとっても、ほとんど知られていません。また、支援に関しても、行政機関、事業者、研究者の間で、消費者問題、事故・虐待の問題、介護の問題、認知症の問題と分断され、別々に扱われている現状にあります。

今必要なことは、「生活者」に焦点を当て、この分断されたバラバラな支援を、生活している市民を中心に再統合し、総合的な支援を生み出すための活動であり、日本市民安全学会がそうした技術体系・社会の仕組みづくりに果たす役割は大きいと思います。

□西山 智之(にしやま ともゆき)

日本大学法学部 専任講師 洗足こども短期大学・桐朋学園芸術短期大学 非常勤講師 日本市民安全学会 常任理事 総務局第二次長

博士 (法学)

日本大学法学部で教員をしております。専門は刑事政策学・刑事法学で、その中でも性犯罪や児童虐待の予防について研究をしています。日本市民安全学会には、博士前期課程(修士課程)に入学した年からお世話になっており、博士後期課程(博士課程)、助教の頃も多くのことをご指導いただきました。情報がいくらでも簡単に手に入る時代となっても、多岐にわたる現場にいらっしゃった方の言葉ほど説得力のあるものはないと常に感じております。現在は学生を指導する立場となりましたが、私にとって日本市民安全学会は学生を指導する上で最も頼れる存在となっております。

□能島 統主(のじま とうしゅ)

富山交通安全協会理事 元富山県警察官

元 (一社) 富山県安全運転管理者協会専務理事元 (公社) とやま被害者支援センター財政局長

私が学会に入会させていただいたのは2013年春で、かれこれ10年の節目を迎えることとなりました。特に17年7月には、北陸では初めての全国大会が富山市内で開かれ、約400人が子どもや環境といった多彩な観点から安全安心なまちづくりについて話し合う機会を得ました。大会のテーマは「世代を超えて安全・安心を考える」で、久保田尚埼玉大学大学院教授と森雅志市長の基調講演に続いて、「環境・安全・安心・健康・暮らし」の5つの分科会に分かれ、環境や超高齢者社会、共生社会などについて活発な議論が展開され、参加した市民の皆様に大きな感銘を与えていただいております。

コロナ禍の中にあって日本は今、人口の急減や少子 化、超高齢化、グローバリゼーションの進展など様々な 課題を抱えております。私が携わっている交通安全活動 についても、毎年事故の減少傾向は続いているものの、 日常にかかわる身近な安全として大きな社会問題となっ ています。

特に本県では、信号機のない横断歩道における車両の 停止率が極めて低い現況にあり、県警では「横断歩道お もいやり作戦」を展開し、キャラクターによる安全指導 や取締り活動を強めています。

今後とも会員の皆様とともに手を携えて、安全・安心 な地域社会づくりに向け連携協力していきたいと思って おります。

□濱田 宏彰(はまだ ひろあき)

セコム株式会社IS研究所 リスクマネジメントグループ研究員

日本市民安全学会の第20回大会おめでとうございます。弊社は学会設立時から法人会員として参画させていただいております。社会が変化する中で安全・安心に関わる多くのことを学会から学ばせていただいております。

近年では、盗みなどのリアル世界の犯罪だけではなく、サイバーや特殊詐欺といった目に見えにくい犯罪が主流となり、安全・安心をみなさんにお届けするにはどうしたらいいのか、あらゆる不安のない社会を作るにはどうしたらいいのかを日頃研究しています。また、昨年は東京オリンピック・パラリンピックの警備業務にも参加し、安全・安心な競技運営にも携わらせていただきましたが、多くの関係者のみなさまのご尽力により、大きなトラブルもなく無事に終えられたのは大きな経験となりました。

今後、ますます社会の情勢は変化していくものと思われます。安全とはなにか?安心とはなにか?これらを常に考え、みなさんと一緒に安全・安心な社会を作り上げて行きたいと思います。

□林 克明(はやし かつあき)

元富山県警察 富山市神通本町福寿会会長 富山県警友会会員

住んでおります富山市神通本町の町内会長、愛宕神社総代の4年を経て、令和3年から神通本町二丁目福寿会会長を仰せつかっております。この間、町内の各種行事を通じて住民の繋がりを強め、想いの共有を高め、そして、イベントを通じて地域活動が楽しく継続していくことが「安全安心の町内会づくり」に繋がっていくと考え、自信をもって精力的に取り組んでまいりました。

ところがコロナ禍の影響をもろに受け、各種行事をこ とごとく中止せざるを得ない状況になっております。併 せて施設入所者の増加、子供さん宅への転居により会員 の減少が続いております。

そのなかで、かろうじて早朝のラジオ体操の実施や富山県が実施したGo To Eatに合わせて食事券を会員の皆さんに配布しながら健康状態の確認に努めております。

しかし、今後の状況に合わせて活動の再開を図ってまいりたいと考えております。

この度、開催されます日本市民安全学会第20回記念大会の盛会をご祈念いたしますとともに、今後とも多くの皆様と力を合わせ、学会の益々のご発展を願っております。

□原田 豊(はらだ ゆたか)

立正大学データサイエンス学部 (専攻:犯罪社会学)

丸40年務めた科警研を辞し大学教員となってから、4年目の春を迎えました。新任2年目で突然の「オンライン授業」、3年目で新設学部への所属変更と、文字どおり「想定外」の事態に翻弄され続けた3年間でした。

そんななかで、研究成果の「社会実装」という自分自身の大目標をほとんど見失いそうになっていた矢先、学部の事務室に一本の電話連絡がありました。発信元は千葉県八街市の教育委員会の方です。昨年6月に発生したいたましい交通事故を受けて、市内の小学校で通学路の安全点検活動を行うので、手伝ってほしいというお話でした。

この機を逃したらもう次はない。そんな勢いで、今の 自分に何ができそうか思いを巡らせました。取り組みの モデル校となった小学校に何度も足を運ぶなかであらた めて気づいたのは、現場の先生方が、教室に「今ある」 道具を最大限活用して、子どもたちの「主体的・対話的 で深い学び」の実現をめざされていることでした。

そうした現場の取り組みを真剣に学び、それを側面支援することこそが、研究者の果たすべき役割である。その気づきを形にするべく、現在、パソコン版『聞き書きマップ』の全面改訂に取り組んでいるところです。

□藤岡 一郎(ふじおか いちろう)

元京都産業大学

R&C空間活動の伴走を願って

石附会長はじめ執行部の先導のもとで第2期が「始まった」本学会は、リアルとサイバーという両空間での学会活動、特にコロナ禍中のサイバー空間での会議そして多種多様な社会課題の研修という空間拡大は、個々の会員の生活空間の拡がりをもたらすとともに、それに参加できない会員の方々がいらっしゃりその解消課題が生じています。リアルな交流再現のためにもコロナ禍の早期の収束を願うばかりです。

なお私事ながら近況報告です。人類の課題は尽きず、精神障害者問題もその一つで人類史上様々な悲惨な試行錯誤があり、我が国でも現在に至るもなおその処遇をめぐる人権の確立に向けた試行錯誤が続いています。その精神障害者問題に46年間余関係し、その一つである精神障害者の処遇に関する都道府県・政令指定都市に設置された京都市精神医療審査会に委員として加わりこの3月末で会長・委員を退任しました。『「終わった」と認め、思い出と戦わず先に進め』とは作家・内館真紀子さんの言葉です。

□藤田 大輔(ふじた だいすけ)

大阪教育大学 教授・学長補佐 (学校安全担当) 学校安全推進センター長

令和4年度から令和8年度の5年間におけるわが国の学校安全に係る基本的方向性と具体的な方策を示す「第3次学校安全の推進に関する計画」が、令和4年3月25日に閣議決定されました。この「第3次計画」では、学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実のために、「セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校医等の積極的な参画を得ながら、学校種や児童生徒等の発達段階に応じた学校安全計画自体の見直しを含むPDCAサイクルの確立を目指す」ことが明記されています。

このセーフティプロモーションスクール(SPS)とは、わが国独自の学校安全の考え方や「共感と協働」の視点を基盤とする包括的な学校安全の推進を支援することを目的として、平成26年に私が提唱した取組です。平成27年3月に大阪教育大学附属池田小学校、大阪教育大学附属池田中学校並びに東京都台東区立金竜小学校を最初のSPSに認証し、その後、文部科学省や都道府県・市町村教育委員会の支援を受けつつ日本各地で活動を展開しています。令和4年3月末時点で、SPSの認証校数は、日本国内で34校園、認証を目指している認証支援校は17校園となっています。またSPSの考え方に賛同した海外の学校園からの参加も増え、中国の30校園、イギリスの2校、タイの2校、台湾の1校の計35校園がSPSに認証され、さらに中国の25校園、イギリスの3校、タイの16校園の計44校園が認証支援校となっています。

「第3次計画」では、「学校安全の取組は、安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が将来社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な社会づくりに寄与するという点で極めて重要な意義がある」と述べられています。日本の多くの学校園でSPSの考え方が取り入れられ、家庭と地域が協働した安全で安心な学校を目指したSPS活動が展開され、その活動に参加した子どもたちが、10年・20年先に自分たちが住む地域の安全と安心を担う「安全協働人材」へと成長してくれることを願っております。

□堀内 裕子(ほりうち ゆうこ)

シニアライフデザイン代表 シニアライフデザイナー

老年学修士

東京都健康長寿医療センター研究所協力研究員 桜美林大学老年学総合研究所連携研究員 株式会社ツクイ顧問 日本応用老年学会常任理事

現在の活動状況

コロナ禍、様々な会社で出勤スタイルが変化し、リモート会議が通常となってきています。久しぶりにクライアントの会社にお邪魔すると、ずらっと並んでいた机の島は無くなり、おしゃれなフリーアドレスオフィスになっているところが多くて驚きます。

現在は、元気なシニアや地域の人向けの新規事業の立ち上げや、シニアマーケットの分析、執筆等を行っています。

今後、日本市民安全学会の一員として、高齢者の安心・安全な生活に関する研究・実装に携われるよう、精進します。

□堀口 眞(ほりぐち まこと)

一般社団法人 地域防災ドローン・相模原 会長 (前 独立防災隊連絡協議会)

地域防災

新たな挑戦「宇宙(そら)」から防災に取り組む」

「宇宙から防災を取り組むって何のこと?」この話を聞いてドローンを浮かべる人は防災に対して研究されている人です。先日も伊豆山の土砂崩壊による惨事をドローンで撮影した事が記憶に残ります。ウクライナ戦争ではドローンを兵器、空撮の映像を使い撃退した話は最新の事実ですが悲しい事です。

相模原市はJAXAの本部がありますが、私どもの地区から1キロも離れていません。

宇宙には関心が深い地区です。今回地区の防災にドローンを導入しようと考えたのは現在、日本の上空飛んでいる人工衛星「準天頂衛星みちびき」が大きな影響を与えました。みちびきは地上の物をセンチメートル単位で確認できるGPS機能があります。その機能を使えばドローンは無人で指定されたルートを飛行できます。さらにAI(人工知能)、各種センサー、機材の進化等により「ロボットドローン」になりました。国も積極的に動き出しました。

私どもは、この機能を地域防災に使えないか?と考えました。

現在、全国津々浦々にある自主防災隊は16万2千ある と言われています。

本当に機能しているのでしょうか?消防団も人員減で

大変です。

現実は隊員の高齢化等による人員減、自治会参加者の減少、防災訓練のマンネリ化、防災意識の低下(人任せ)、防災機具類の近代化の遅れ等若い人が魅力を感じない組織になりつつあります。

このような事態を改善するには全く新しい発想「空から先進的・近代的な防災機材」の導入により改善を図る必要を感じており、仲間を募りました。

光が丘地区独立防災隊連絡協議会(自主防災隊ですが 専業ボランティア隊)と光が丘地区防災マイスター(防 災士)に声をかけましたところ、発表後ただちに25名の 人の参加があり、反響に驚くとともに、可能性について 1年間毎月勉強しました。

会員の中にはいち早く操縦ライセンスを取り、ドローンも購入した人もおります。

12月にデモフライトをいたしましたが、上空から町を 見ると屋根や街区が鮮明でした。これは使えると判断し て、勉強会を発展解消して、一般社団法人「地域防災ド ローン・相模原」として、令和4年4月15日設立登記を することにいたしました。

この目的は市と災害時業務提携を結ぶことにより、地域の上空から被害状況を把握して、市と連携のもと減災につなげようという、画期的な計画です。

今回の企画実現のため、日本市民安全学会 石附弘会 長始め、斉藤晃顕副会長、澤田雅之氏他の皆様のご指導 に感謝申し上げます。

まず、第1歩が始まりました事を皆様へご報告申し上げます。

□前田 浩雄(まえだ ひろお)

学会名誉シニアーフェロー第1号 元玉川田園調布防犯パトロール隊代表

健康に老い行くために

~~心と体の健康のバランスを取って~~

今年85歳になる私にはそろそろお迎えが来る頃ですが、本人はこれまでの「防犯エンジニアリング」から「健康エンジニアリング」にステップを踏み変えて100歳に向かって歩んでいます。

ただ生死は本人の思い通りには行きませんから、生きる方向と死ぬ方向の両面作戦でやっています。

1. 生きる方向では

- 1.1 心の健康を保つために
 - 1.1.1 明るく・前向きに生きるよう努めています。
 - 1.1.2 外部との接点を保っています。例えば「私の ブログ;素天の浮遊日記」の再開や「高校同 期生の間のメーリングリスト」に積極的な投 稿を続けることなどです。
- 1.2 体の健康を保つために

- 1.2.1 四半世紀以上前からお世話になっている総合 診断医に月一回の診察をお願いしています。
- 1.2.2 毎日の健康状態と服薬の記録を續けていますが、続けると見えて来るものがあります。
- 1.2.3 食事とサプリメントと薬の内容のバランスに 気を付けています。
- 1.2.4 身体機能維持と向上の為のツールとして、椅子付きキャリーバッグや杖を厳選していま

2. 死ぬ方向では

- 2.1 リビングウイルは作成済みです。
 - 2.2 墓所の取得と生前戒名の受戒は済ませました。
 - 23 金融資産と不動産の一覧表は作成済みで、二人の娘に対する遺産相続の概要も決定済です。

永年ステロイドの服用を続けて来た副作用でステロイドミオパチー(脚の筋肉劣化)に苦しんでいる私は、家中に取り付けた10本の手摺をつたって移動しています。

まるで木から木へと飛び移っていくオランウータンで すが、まだ足が地に着いたままです。

何時の日になったらオランウータンにまで進化出来る のでしょうか、楽しみです。

□牧瀬 稔(まきせ みのる)

関東学院大学法学部准教授 社会構想大学院大学特任教授

研究・活動状況

私の専門は、自治体政策学・地域政策・地域創生・行政学、としています。

近年、自治体から依頼される多いテーマは、「シティプロモーション(都市・地域の売り込み)」「地域ブランド(地域の差別化)」「議員提案政策条例」「シビックプライド(市民の愛着、誇り)」「SDGs(持続可能な開発目標)」などになります。

過去、多様な行政分野に取組んできました。その中で 共通点を見つけ出すと「政策づくり」が専門と言えるか もしれません。

関東学院大学では、地域創生を教えています。社会構想大学院大学では、コミュニケーションデザインを担当しています。沖縄大学地域研究所の特別研究員もしており、子ども政策(特に子どもの貧困)の研究に従事しています。

市民安全

以前、私は政策条例の効果の研究を進めていました。 その中で生活安全条例や交通安全条例などの条例は効果 が明確に導出されます。その関係で市民安全にも関心を 持つようになりました。 2021年度末までは学部の教務主任をしていたため、研究活動に注力できませんでした。しかし、教務主任の任期が終わりましたので、市民安全系の条例を体系立ててまとめたいと思っています。また、その効果や限界も考察したいと考えています。

□峰松 和夫(みねまつ かずお)

長崎大学大学院教育学研究科・教育学部学校保健学教室

国立大学教育学部で学校保健学教室を担当していま す。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、児童 生徒が対面でディスカッションするグループワーク、音 楽における合唱やリコーダー等の管楽器演奏、家庭にお ける調理実習、体育におけるチーム学習などは控える指 導がなされています。また、確実にマスクが外れる給食 では、互いが向かい合わないように席を工夫する、黙食 の徹底がなされています。2021年、このような児童生徒 の学びの場を少しでも改善しようと持ち運びと折り畳み が可能でGIGAスクールにも対応した学校教育用飛沫防 止パーテーションを工学系研究者そして企業と開発しま した (実用新案3234682号)。人の行動が制限され対人関 係構築が難しいコロナ禍ですが、自らの研鑽を続け他分 野の研究者と共に新たな科学的知見を探究し産業界との 協働により製品として社会へ還元する歩みはとめること なく教育と研究に取り組んでまいります。今後ともよろ しくお願い申し上げます。

□宮﨑 牧子(みやざき まきこ)

江戸しぐさ伝承普及員

~江戸しぐさに魅せられて~

六十歳で出会った「江戸しぐさ」という実践哲学で、幸福になる為の物の見方考え方、そして心を磨いて豊かに生きる人間力をつけたリーダーのあり方を学びました。物事を心で魂で捉えている人は潜在意識がどんどん開発されて魅力に変わっていくそうです。

ロシアとウクライナがあっという間に戦争になったのも一国のリーダーの自己中心的な心のあり方が引き起こしたもの。このコロナ禍は改めて自分の日常と内面を見直すいい機会です。こんな困難な時だからこそ自分や他人の大切さに気付き、人とのつながりの中で生きている自分を愛おしくもなります。

きっと終息した時この反動で日本人はもっと頑張れる と思うし、先人が教えてくれた愛とか平和が増している ような気がします。

安全安心な人づくりとそこに住む人の魅力的なより良い生き方の提案として今後も講演という形で江戸しぐさを発信していきたいと思っています。

□村瀬 恵子(むらせ けいこ)

NPO浦安防犯ネット代表 タムス浦安病院 地域連携室長 NPO法人医療福祉連携士の会理事 防衛省自衛隊千葉地方協力本部」自衛官募集相談員 警察政策学会会員 日本医療マネジメント学会会員 千葉県警察本部サイバーウォッチャー 浦安市安全安心まちづくり推進協議会委員 浦安市介護認定審査会認定委員他 浦安市における委員他3つ

日本市民安全学会第20回大会記念おめでとうございます。私も日本市民安全学会に入会させて頂き、本当に貴重な経験を数多くさせて頂きましたこと心より深く感謝申し上げております。

現在、浦安市にありますケアミックス型(回復期リハビリテーション病棟・地域包括ケア病棟・緩和ケア病棟)199床のタムス浦安病院、地域連携室に勤務しております。医療機関の観点からは生命・健康・予防・安全という役割を担い。2025年超高齢化社会に向けて人々が健康で居続けられる様なお手伝い、おして病気や怪我に見舞われてもリハビリテーションを提供することにより回復し、再び在宅へ戻られるお手伝いが出来ることは本当に嬉しい限りです。

日本市民安全学会の理念も常に国民の平和、安全・安心に暮らし続けることのテーマを掲げ活動されていることに敬服しております。

新しいステージに向けての活動は幅広いものであり、 私自身とても刺激ある学びの場でもあり、本当に貴重な 経験と通常では体験できない研修会に参加させて頂き、 多くの方々と繋がりが出来たことは人生の宝だと感じて おります。

また、私自身の人生のステージとして地域貢献ならびに医療貢献出来る様に日本市民安全学会の活動を通じて、医療・介護・福祉・地域を横断的に結びつけ人々の幸せ、そして安全・安心・平和な社会であることを願い、地域活動を続けていきたいと思います。お互いの垣根を超えた連携は、沢山の力となり国民、県民、市民とが一体化となり各々の出来る活動から始める事で大きな渦となり地域活動の底力となると考えております。

これからも日本市民安全学会とともに安全・安心について学び、実践の場として大きな舵取りをして居続けて頂く学会活動であってほしいと期待しております。

(浦安市在住)

□山際 佳代子(やまぎわ かよこ)

綜合警備保障株式会社 リサーチセンター

当学会に入会し、安全・安心の発想を必要とする領域 の幅広さを感じています。

私は、機会あって長年、「良好な治安は最大の社会福 祉」という考えのもと、犯罪、災害等から国、地域社 会、家族をどう守るかなどを拙いながらに考えてきたつ もりでしたが、当学会では、さらに幅広い視野で、安 全・安心で健やかな毎日の暮らしのために考えなくては ならない問題をさまざま学ばせていただいており、これ までに持つことのなかった新たな気付きがたくさんです。

一方、私事ですが、最近高齢の親が両眼の視力を失 い、障碍者福祉サービスと介護保険サービスの両方に お世話になっています。「自分ごと」になって初めて、 これらの社会支援システムが縦割りで複雑怪奇なうえ、 コロナ禍で支援体制にも影響が出ている現実に「困っ た! | と感じました。

そのため、従来の関心分野である治安や防災に加え、 こどもや高齢者、障害者などみんながハッピーな「安 全|「安心|のかたち、それをつくり、支える社会につ いて皆さんの教えをいただきながらより深く考えていき たいと強く感じるこの頃です。

今後ともよろしくお願いいたします。

••••••

□山下 弘忠(やました ひろただ)

日本市民安全学会総務局長 警察政策学会(市安研分科会責任者) 高島平警友会事務局長 日本国際警察協会会員 全国足紋普及協会会員 行政書士・防災士・古物商(資格) 警備業教育指導責任者

日本市民安全学会に入会して思う

1 はじめに

この度、日本市民安全学会第20回記念大会、誠にお めでとうございます。

この間、会員の皆様はじめ事務に携わった人に心か ら感謝と御礼申し上げます。

私こと、数年前から事務の仕事に携わっています が、事務の仕事は、少人数で会長らとともに企画・立 案・実施そして資料作りをして会員の皆様にメールマ ガジン等通じて配信・郵送させていただいています。 会員の皆様が、ワクワクするような企画を練っていま すが、如何でしょうか

2 さて、学会に入会して思うこと

現在、会員は法人7団体・個人107名によって石附 会長中心に運営しています。

当初、警察退職後・民間会社勤務の中の入会でした。 会は、どのような人がいるのか不安がありました。し かし、石附会長・倉持副会長・会員の皆様の温かい歓 迎を受け、今日まで楽しく過ごさせていただいていま す。

会は、会員同士の絆があり、業種の異なる方がお互 いに助け合いながら運営に参加している姿は、素晴ら しいと思います。例えば、学会で習得したことや専門 分野の仕事をしている会員が、他の分野の会に出向き 講演活動したりしています。これこそ、我が学会の源 であります『自助』「共助」「公助」で市民の安全安心 を守る精神だと思います。これからもお互いに助け合 いで明るく・楽しい・そしてワクワクする会を希望し ます。

3 今後の学会について

現在、第二期目に入って、会長以下色々知恵を出し て、第三期に目指しています。

会長は、講演依頼は人脈を通じて、時期にマッチし た方をお願いしています。

また、副会長斉藤晃顕様におかれましては、長年仕 事を通じて様々な人との交流があり、紹介していた だき講演をしていただいています。会員の皆様からの 依頼もありますが、人脈こそ大事だと思います。人生 は、一人では生きていけません。人との絆が大切だと 思います。 第20回記念大会に当たって一言

- わたしね 人からやさしさもらった貯金をしておく の 寂しくなった時はそれを引き出して元気になる (人生訓・おばあちゃんの一言)
- びんぼうであっても どろぼうを決してしてはなら ない しんぼうが肝要である

(犯罪行為はするな・両親の一言)

- 他人に迷惑をかけない (田舎から出た息子に一言)
- 街づくり ①町には夢を ②人には愛を ③環境に は心を ④そして遊び心を

(防災・防犯活動・街づくりに一言)

- 明日死ぬかのように生きよう 永遠に生きるかのよ (マハトマ・ガンジーの一言) うに学べ
- 一生勉強 一生青春

(我が学会の指針・事務局から一言)

最後に 我が学会が明るく 楽しく 元気よく ワク ワクするように事務局は思っています。会員皆様のご協 力をお願いいたします。

□山下 史雄(やました ふみお)

東海旅客鉄道株式会社常勤監査役 元警察庁生活安全局長

日本市民安全学会第20回大会誠におめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。

私は、平成30年に警察庁を退官し、その後警察庁の大 先輩である石附会長から本会へのお誘いをいただき参加 させていただきました。

生活安全警察(犯罪予防、ストーカー・DV対策、少年非行防止等)に長く携わった者として、本会において本当に幅広い分野の「市民安全」について勉強させて頂けることを有難く思っています。

犯罪の被害に遭わない安全なまちづくりの要諦は、地域の関係者(行政、警察、ボランティア、事業者、教育関係者、防犯団体等)の「連携・協働」だと思います。本会には各地域で献身的な取組をされている方が多くおられ、頭が下がる思いです。

昨年から、安全安心まちづくりの先進自治体である愛知県春日井市の「安全アカデミー」において、地域の防犯リーダーになる方々に講義をする機会を頂いています。特殊詐欺やネット犯罪、児童虐待などの被害が深刻な中、地域の絆で一層安全な市民生活が確保されるよう、私もささやかながらお役に立っていきたいと思っています。

□山本 俊哉(やまもと としや)

明治大学理工学部建築学科教授

一般社団法人子ども安全まちづくりパートナーズ代表理事

コロナ禍3年目の新学期が始まりました。明治大学も対面授業が基本ですが、学生たちからはオンライン授業、特にいつでも視聴できるオンデマンド授業の要望が高く、学部共通の講義科目「環境計画」は今年度も全面オンライン授業にすることにしました。選択授業ですが、履修者が多く、大教室で講義するよりもパソコンに向き合って講義の録画を何度も聞いて毎回レポートを書く方が学習効果の高いことがこの2年間でよくわかりま

した。気候変動や生態系の危機などは学生の関心が強く、毎週提出のレポートはコロナ前よりもレベルが高いです。内容はアップデートしなければならないので、昨年度まで作成した録画を使い回せません。ということで、これからまた、コンピューターに向かって講義する週末です。

□吉岡 良平(よしおか りょうへい)

一般財団法人草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会 (情報モラル・情報セキュリティ・ICTリテラシー)

令和3年12月24日に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されました。『デジタル』というと古臭く感じますが、この中で定められたこれからの日本社会の在り方は、『サイバー』や『ICT』等では単純に表現できないほどの大きな変化を見据えたものです。これまでは「アナログ」が基本、「デジタル」でできることが登場し、それらを使いこなせば便利さを享受できるというものでした。ところが「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「デジタル社会形成のための基本原則」の一環として行政手続きは『デジタルファースト』であることを謳っています。今後は行政手続きに限らず、デジタルによる手続き(申請や届出等)が原則で、アナログ(窓口・電話受付、郵送等)は例外という考え方が民間にも広がっていくことでしょう。

その一方で地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず『誰一人取り残されない』デジタル共生社会を実現することを目指すとしています。現在、デジタル技術は生活を支える重要なインフラであるとともに、国家や組織、個人間によって悪意を持って利用されることもあります。『誰一人取り残されないデジタル社会』を形成し、より安心安全に私たちの暮らしが成り立っていくためにも世界中の人が使うたった一つのインターネットというネットワーク上の悪意をいかに乗り越える取り組みが実を結ぶか、この社会を構成する一人ひとりに課された古くて新しい課題かもしれません。

アンケート調査結果

学会活動に対するアンケート調査結果について(令和4年4月1日現在)

総務局長 山 下 弘 忠

会員の皆様へ

先日、会員の皆様のご協力により、学会活動に対する アンケート調査を行いました。

結果をまとめましたのでお知らせします。総務局としては、調査結果を踏まえて、学会の活力としたいと思います。ご回答くださいました方に深く御礼申し上げます。

アンケート調査結果

1 法人7団体・個人108名にアンケートの回答をお願い

○ 回答56名(法人2含む) 49%

2 内容別回答

○オンラインによるリモート会議・研修を行っている こと

・知っている	54名	96%
・知らない	2名	4%
・ズームの講習会に参加したい	9名	16%
○学会の連絡方法		
・オンラインで良い	46名	82%
・郵送によるペーパーが良い	6名	11%
○学会のマガジン読んでいるか		
・読んでいる	30名	54%
・読んでいない	17名	30%

○学会の運営に関すること

・現在のままで良い・変えた方が良い41名 73%・変えた方が良い3名 5%

3 マガジンを読んでの感想

- ・編集は素晴らしく読みやすく分かりやすい。風編と ビジョナリー編の内容に明確な違いがないように思 えます。統一した方が良いと思います。
- ・参考になっています。三種類の区別がわかっていな いので教えて欲しい。
- ・年度ごとのアクティビティ・レポートとしてまとめ たものの作成があっては如何でしょうか
- ・3種類の違いは、会員が知っているのかと案じています。発行数が多くなると担当者の負担が多くなる。
- ・冷静沈着な判断 強く、優しい人のカタマリ集団を 強く感じました。また、『道のおもてなしデザイン』 その通りですが何回も読み返しました。

- ・一括にした方が事務の負担にならない
- ・マガジンの種類の説明は
- ・三種類の役割、機能の明確化 読みやすいように
- ・ZOOM入口とか助かります。講演データとか助かり ます資料も
- ・セーフコミュニティの課内で供覧しています
- ・難しい文面も散見されます。わかりやすい文面や注 釈も欲しいところです。
- ・各原稿の提出方法と回覧板編・風編・ビジョナリー 編の分類方法等につき明記して頂くと、より鮮明に なるのではないでしょうか
- ・マガジンをいつも楽しみにしてみています。
- ・未知の分野の安全にかかわるお話読むことができ、 大変に勉強になります。
- ・講演内容がわかりやすくてありがたい。
- ・メールマガジンが届いていない

4 学会の運営に関する事項の意見

(1)現在のままで良い

- ・地方にいると参加の機会が制約されます。より地方 から参加しやすいことを希望します。
- ・会議等の時間を縮小しては如何。出勤時間があり参加できないことがあり、残念です。
- ・まだ、スターとして定着済という段階ではないと思 いますので・・・・
- ・現役の方々に参加しやすい時間帯には配慮を一考し て頂ければより参加者が増えるのではないでしょう か
- ・特にありませんが、更なる体制の充実を図っては如何でしょうか
- ・厚木チームと関西チームが参加されていないのが気 にかかります。

(2) 変えた方が良い

- ・ZOOMはセキュリティ面で不安があり参加しづらいです
- ・TEAMSまたはWEBEXなら安心して参加できます。
- ・講演者と受講者の意見交換を活発にしてほしい。
- ・例えば、中身によって小学生であったり、中高校生 を対象に講演会・研修を行う。学会には様々な豊か な方々いますから

5 研修会の講演で、どのようなお話を聞きたいか

- ・ウクライナ戦争
- ・ソサエティ5.0の社会での安全とは
- ・コロナ以降国内及び海外における市民の安全を守る 活動
- ・会員のニーズの把握の方法
- ・防災、国際情勢 米国がウクライナに送ったドローンなど
- · 防犯 防災 国防
- ・高齢化や過疎の中、警察や行政の方が地域住民と一緒に取り組んでいる防犯・防災について実践されている方又はされた方から伺いたい。小さな取り組みでも都市生活や街づくりにおいても有益なノウハウに繋がる。
- ・地震対策を中心とした防災・減災対応。特に家具の 倒壊防止など身近な危険対策を随時希望します。
- ・最近の防犯カメラ
- ・ユニバーサルデザインについて: 物理的環境、制度、 意識、情報等複数の視点がありますが、視点は問い ません。誰もが安全で便利で豊かな生活を送れる仕 組みについてのお話が聞ければありがたい。
- ・社会の構造や政府が目指す社会の姿が大きく変化しようとしているので、その変化に追いついていけるように、マクロ・ミクロの視点から様々な市民安全に寄与出来るテーマにも目を向けて欲しい。(特にあたらしいもの)

NFT、メタバース、サイバー戦、OSINT等

- ・有事に対しての心構えと備え
- ・地震に関すること
- ・インターネット依存症の対策。特にゲーム障害等
- ・今まで研修会に参加しておらず反省しています。今 後参加するように努力します。
- ・食事と食品そして食文化
- ・減災のこと
- ・よく選定されています。
- ・災害経験者の意見や感想
- ・災害時の犯罪・リスク管理・ヒヤリハットの事例(高齢者~子供)
- ・外国人労働者の受け入れ課題
- ・2025年問題解決への課題(団塊世代全員が後期高齢者になる)
- ・産官学の連携の再学習への門戸開放事例(市町村の 学習レベルの高度化と負担削減)
- ・鳥獣公害対策 (経済効果も担う)
- ・時期に遭ったテーマが良いと思います。
- ・通り魔的犯罪が多い今日、通勤時の防犯とかやって いただけると助かります。
- ・分野に関わらず、新鮮なお話を伺えるのを楽しみに しています。
- ・草の根的な現場の話を聴けたら嬉しい。

- ・新しい犯罪の話また、インターネットに関する犯罪 の対応と限界も知りたい。
- ・高齢化社会における地区の防災力向上方策。
- ・特にありませんが、全方位に興味があります。
- ・防災は是非 見学 訓練 勉強したい
- ・各会員の持ち回りで講演をしていただく機会を設け ては如何でしょうか
- ・防災・交通安全について
- ・体験談・一筋で仕事をした人のお話が参考になりま す。また、先端技術に関すること
- ・犯罪予防について
- ・地域活動について

6 今後、皆様のご意見を尊重して、学会の運営に反映 したいと思います。一言を

- ・研修会の情報は、関係者に閲覧させています。できる限り参加させていただきます。
- ・いつも最新情報を第一線で活躍している先生のお話 を聞けるのが良い
- ・皆様の熱意には感服しています。自分自身の勉強に なります。
- ・犯罪者の更生、再犯防止活動の充実による市民の安 全と安心
- ・会員のニーズの把握。総務の方が一生懸命にやって いただいている感謝します。
- ・運営に貢献できておらず申し訳ない
- ・お仕事の合間にメールマガジンの作成や配信などを してくださり本当に感謝しております
- ・市民安全を守るために防犯対策(例えば 防犯カメ ラの活用)
- ・オンラインの研修に日が合わない場合、後日 全員 が視聴できるよう録画を提供(オンライン上)して いただければ嬉しく思います。
- ・今後も業務の都合に合わせて参加させていただきま す。
- ・中国に台湾や沖縄を狙われていることに対して、市 民としてどのような考え方で臨めばよいか? 現在 の憲法では、子供たちの将来を守れない。国際情勢 の中での「安心・安全」をもっと考えたい
- ・なかなか参加できず、心苦しい限りです。様々なご 案内をいただき感謝しています。皆様のますますの ご発展を祈念しております。
- ・入会して間がないですが、たくさんの学びの機会を 提供されていることに驚いています。これからもよ ろしくお願いします。
- ・学会から会員に一方通行のように発信しているよう に思えます。会員からの投稿原稿の募集・掲載につ いての検討。
- ・会長以下の皆様の熱心なる活動に敬意を表します。 末席の常任理事として何らお役に立たず申し訳ない。

今後、単純な事務の仕事を手伝えればと思います。 リアルでお会いできることを楽しみにしています。

- ・事務局のご尽力に敬服します。今後もよろしくお願 いいたします。
- ・遠方のためにリモート研修は大変にありがたい。今 後は、可能な限り参加したいと思っています。
- ・ZOOM講習には参加できないのですが、オンライン で見られるようにしてほしい。
- ・たくさんの会員が気軽に参加できるような取り組み をこれからもご一緒に考えていきたい
- ・コロナ収束の折、以前のように総会が各地で開催されることを期待します。
- ・当然会員限定(厳格に)として会員相互の交流のために会員のアドレス・住所等の公開が必要ではないか
- ・いつも講演には一流の方々からの講演を賜り感謝しています。
- ・時代の要請にこたえて良く活動していると思います。
- ・ツイッター等でもリンクに貼ることができれば「お 堅い」イメージ学会が身近になるのではないか(人 に知られるようになる)と考えます。
- ・地域力の強化と安全・安心街づくり
- ・学会の組織体制の充実を希望します。
- ・事務局等に対して皆様と直接お会いし、お話しでき る機会を楽しみにしています。
- ・お体に留意され活動してください。常日頃に感謝いたしております。継続することは大変なことですが、出来る限り努力したいと考えています。
- ・ご無沙汰しています。会社の社員教育と庭いじりしています。コロナ禍の折ご自愛ください。

- ・母親の在宅療養等のため、マガジンやメールでのご 案内が登録したアドレスに届いて可能性がありま す。念のために確認をお願いいします。
- ・会長以下事務局の方々の負担が大きいと感じます。 ご多幸をお祈り申し上げます。
- ・勤務先の学生から警察・消防志望者からアドバイス が欲しいとのことで、学生が参加できる機会が欲し い。
- ・なかなか参加できず、新年度から市民安全の研究を 進めたい。
- ・近況報告として居酒屋の客引き対策でAIを活用、 ビッグデータを活用した防犯パトロール、固定電話 を減らすことによって詐欺被害が減るのではないか 等試行錯誤しています。結果が出れば学会に発信し たい。
- ・コロナ収束の折、リアル会議及び交流の場をお願い したい
- ・わたくし高齢なので実働は無理ですが、経験を生か して運営に参加したい。主は無理ですがサポートは 可能です。
- ・メールやユーチューブを活用した情報発信を充実し てほしい
- ・素晴らしい方のつながりが出来たらと思います。よ ろしければ資料が欲しい。
- ・リアル開催願っています

メールマガジン発行状況

メールマガジン発行 ~会員向け情報発信 会員のプラットフォーム~

コロナ時代、会員間の絆の強化のため、会員向け「メールマガジン『大地と光』」を配信しています。メールマガジンは以下の3種類を発行しています。

「回覧板」は学会の諸行事などのお知らせを、「ヴィジョナリー」は研修会などの講演要旨を、「風」は会員向けの 安全な生活に役立つ情報を、それぞれお届けしています。

今年度に発行したメールマガジン:

回覧板



メールマガジン【実施と意味】回覧版

2021.04.14. 研修会および総会の案内、会員の書籍紹介

2021.05.08. 小笠原和美氏のNHKプラスでの視聴案内

2021.06.01. 研修会案内

2021.07.01. 研修会案内

2021.07.14. 研修会案内

2021.07.23. 納涼祭案内

2021.08.17. 研修会案内

2021.08.19. 納涼祭結果

2021.09.20. オリンピックスペシャルトーク案内

2021.11.03. 研修会案内

2021.11.24. 研修会案内

2022.01.20. 研修会案内

ヴィジョナリー



2021.05.20. 慶應義塾大学 小笠原和美氏

2021.06.30. 東海大学 渡辺良久氏

2021.09.19. 神奈川県警 吉川裕介氏

2021.12.16. 関東学院大学 牧瀬稔氏の書籍案内

2022.01.18. シニアライフデザイン 堀内裕子氏の書籍案内

2022.01.25. 齋藤雅弘弁護士の書籍案内

2022.02.05. 東京都消費生活センター 木村嘉子氏の書籍案内

風



2021.04.23. 神奈川県警 志水佳比古氏

2021.05.31. 石附弘会長

2021.06.09. 京葉病院 原口義座氏

2022.02.17. 露木知浩理事

2022.03.09. 元警視庁 光眞章氏

2022.03.24. 京都産業大学 浦中千佳央氏

ヴィジョナリーと風については、全文を再掲載いたします。なお、2021.06.09の原口先生の部分につきましては、本機関誌の論説 1 に掲載しましたので、この部分では割愛しました。

Visionary 2021年5月20日号

性暴力のない社会を目指して 〜絵本からはじめる予防教育〜

慶應義塾大学総合政策学部教授(警察庁長官官房付) 小笠原 和 美

<性暴力の実態>

多くの方が、「性暴力に遭うのは一部の特別な人で、自分の身近にはいない」と思われているかもしれません。しかし、内閣府の「男女間における暴力に関する調査(令和2年度調査)」によると、女性の14人に1人が「無理やりの性交等」の被害経験があると答えています。 痴漢や盗撮など性暴力の全体像を考えると、この数字も 氷山の一角に過ぎません。皆、嫌な記憶に蓋をして、口を閉ざしているだけなのです。

被害を訴えることのできない被害者、自分の行為を正 当化し続ける加害者、加害の場面を見ても止めることが できない傍観者。性暴力をなくすには、このような被害 者、加害者、傍観者をつくらないための「予防教育」が 重要です。

<子供の性被害>

2020年に認知された強制わいせつ事件のうち、被害者の17%が12歳以下で、そのうちの13%は男の子でした(警察庁)。つまり予防教育は、小学校に入る前の子供たちに性別を問わず行う必要があります。

子供の性被害には、「自分のされていることの意味が 分からず、被害を被害として認識できない」、「身近な 人が加害者であることが多く、事件が発覚しづらい」と いった特徴があります。そのため、家族や親戚などから の犯行が長期間続いてしまうケースや、教え子へのわい せつ行為など、本来であれば子供をケアする立場の人か らの性的な犯行も起きています。

<絵本を予防教育のツールに>

このような幼い子供に対する性暴力の実態も踏まえ、性被害を予防するための教育ツールとして、2021年2月、絵本「おしえて!くもくん~プライベートゾーンってなあに?~」を出版しました。

子供同士の悪ふざけ(ズボン下ろし)をきっかけに、 身体のどこを守るべきか(水着を着ると隠れる部分)、 そこを侵害されたときは「いや」と言っていい、大人に 相談する、お友達が困っていたら助けてあげる、という 性暴力対策に必要なプライベートゾーンの知識を、家庭 や学校で幼い子供に読み聞かせをするだけで伝えられま す。 これらの知識は、一生涯、自分や親しい人を守ること に役立ちます。年齢や性別を問わず、全ての人が正しい 知識を自分のこととして身に付けることが、性暴力のな い社会への第一歩となるのです。

<生命(いのち)の安全教育>

この絵本は親子での読み聞かせを想定していますが、 性虐待などの実態も踏まえると、小学校が最後の砦とな ります。

2020年6月に政府から出された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」により、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校で「生命(いのち)の安全教育」を推進することになりました。我が国で初めて、身体をどうやって守るかを学校で教える方針が打ち出されたのです。

しかし、課題は山積みです。先生たちはこれまでそのような授業をしたことはありませんし、文科省からはどの科目時間を使うかも明示されていません。これから各地で模索が始まると思いますが、少しでもお手伝いができたらと思います。

<すぐに使えるダウンロードパッケージ>

文部科学省の指導案によると、体のどこが大切かということを幼児期から小学校高学年まで繰り返し伝えることになっています。

絵本の内容はこの指導案に沿った内容となっており、 学校関係者がすぐに指導に使えるよう、オリジナルの指 導案付きの活用の手引き、パワーポイント版絵本、保護 者へのお手紙、A3サイズのポスターなどをダウンロー ドできる特典をつけています。

また、被害を打ち明ける子供が出てくる可能性もありますので、その対応についても活用の手引きに盛り込みました。

ポスターを掲示して学校全体でプライベートゾーンに 対する意識を高めることで、子供同士はもちろん、教師 による児童へのわいせつ行為の抑止につながることも期 待できます。

<見て見ぬふりをしない大人に>

最近、同意のない性的な接触やハラスメントが目

メールマガジン発行状況

の前で起きた時に、見て見ぬふりをしない "Active Bystander" という概念が注目されています。性暴力を、加害者・被害者だけの問題として他人事にするのではなく、社会の安全を一人ひとりが自分事としてとらえ、行動しようという非常に重要な考え方です。

この絵本も、保育園で卒園記念のプレゼントとしたり、子供と接する活動をするNPO法人が職員への教育

に活用しようと考えたりするなど、様々な動きが出てきています。

このように、日本中の全ての子供たちに性暴力から身を守る知識と勇気を与える活動の輪が広がり、この絵本が、「性暴力のない安心して過ごせる未来」への架け橋となることを願っています。





Visionary 2021年6月30日号

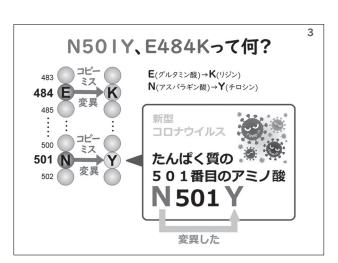
新型コロナ・感染症新時代を乗り切るための知恵

東海大学医学部基盤診療学系衛生学·公衆衛生学 客員准教授 渡 辺 良 久

				4 3 2	- N	徴(5月	
	アルファ	ベータ	ガンマ	シータ		イプシロン	デルタ
	英国型	南アフ リカ型	ブラジ ル型	フィリピ ン型	東京型	米国型	インド 型
PANGO系統 主要S蛋白変異	B.1.1.7 (UK)	B.1.351 (South Africa)	P.1 (Brazil)	P.3 (Philippines)	R.1 (Japan)	B.1.427 B.1.429 (CA, USA)	B.1.617 (India)
D614G	•	•	•	•	•	•	•
H69/V70欠失	•						
N501Y	•	•	•	•			
E484K		•	•	•	•		
E484Q							B.1.617.
K417N		•					
K417T			•				
L452R						•	•
W152C						● B.1.429	
主要なVOC指定国	• = 0	•	•				B.1.617
感染力	4~7割↑	5割↑	2割↑	データなし	データなし	2割↑	増加の可能性
重症度	入院・死亡率↑ の可能性?	死亡率↑ の可能性	データなし	データなし	データなし	ICU入室・ 死亡率↑	データなし
ワクチン効果	既存株と同等?	減弱する?	減弱する?	データなし	データなし	データなし	データなし

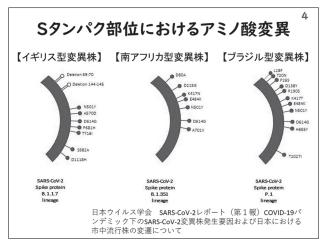
最初に、話題のコロナの変異株の話です。

一般的には英国型、インド型などと言っていますが、正しい名前は、表の左上欄の「PANGO系統」のとおり、英国型は「B.1.1.7」などとつけられています。なお、WHOは、今後は国の名前を呼ばないで、アルファ、ベータなどとつけようと言っていますが、多分すぐ増えすぎて収拾がつかなくなるでしょう。



次に、 $\lceil N501Y \rfloor$ とか「E484K」とかは何を意味しているのでしょうか?

新型コロナウイルスの遺伝子蛋白の501番目は通常N (アスパラギン酸) ですが、変異してY (チロシン) に置き換わったのがN501Y、同様に484番目は通常E (グルタミン酸) ですが、これがK (リジン) に置き換わったのが、E484Kです。

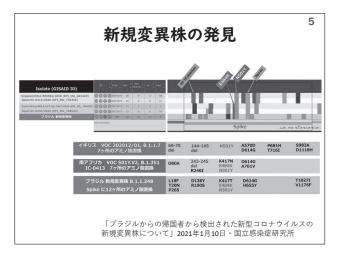


実際にはこんな変異があちこちで起こっており、例えばイギリス型ではごらんのように変異点がたくさんあります。同様に南アフリカ型ではイギリス型と同じ変異もありますが、違う変異もあります。ブラジル型では、もっと違う箇所がたくさん変異しています。

【参考】

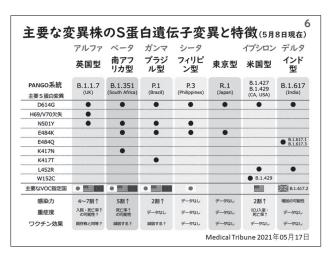
19	5 1																						
A	В	Γ	Δ	Е	Z	Н	Θ	I	K	Λ	M	N	Ξ	О	П	Р	Σ	Т	Y	Φ	X	Ψ	Ω
α	β	γ	δ	ε	ζ	η	θ	l	κ	λ	μ	ν	ξ	0	π	ρ	σ	τ	υ	φ	χ	ψ	ω
アルファ	ベータ	ガンマ	デルタ	イプシロン	ゼータ	イータ	シータ	イオタ	カッパ	ラムダ	ミュー	ニュー	クサイ	オミクロン	パイ		シグマ	タウ	ウプシロン	ファイ	カイ	プサイ	オメガ

編集委員会追記

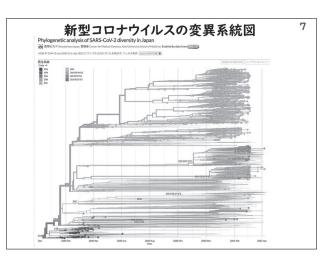


これは、新規変異株が発見された時のチャートの例です。

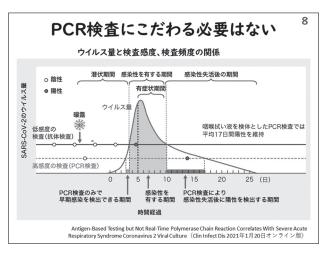
既に知られていたイギリス型と、南アフリカ型と比較すると、一番下のものは同じ点もありますが、違う箇所の変異がたくさんあります。これにより、ブラジル型が発見され、他のものと違う株であることがはっきりしました。



先程のスライドに戻りますが、例えばD614Gの変異はこの表のすべてにあります。N501Yは英国型、南アフリカ型、ブラジル型、フィリピン型にあります。一時期東京型の特徴として言われたE484Kは、南アフリカ型、ブラジル型、フィリピン型にもあります。これらの変異の一つ一つが感染性とか重症度とかを決めるわけではなく、その組み合わせ全体でより凶悪だったりします。英国型、南アフリカ型は従来型に比べ1.5倍感染力が高く、重症化しやすいといわれていますが、インド型はさらに1.5倍強いと言われています。

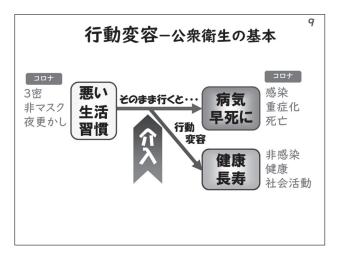


これは、日本で見つかった新型コロナウイルスの変異株の種類です。2019年12月から2021年4月までで約4,100の変異が見つかっており、そのうちの2,344を示しています。実は変異株というのはものすごい数があり、各々特徴が異なるため、「〇〇型」はこうだということがなかなか言えないというのが実情です。



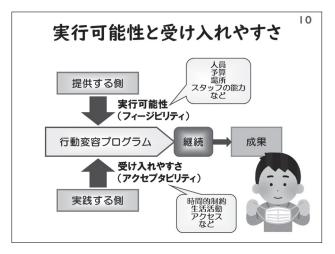
このスライドは、感度の高いPCR検査と、感度の低い 抗体検査を比較したものです。PCR検査は、感度が高 いので、抗体検査の1日前に発見できます。ところが、 PCR検査は報告までに1、2日かかるので、結局抗体検 査と同じではないかということです。抗体検査だとその 場でわかるので、安いし、便利ということです。

PCR検査は感度が高いため、感染性を有する期間が過ぎた後もなかなかPCR陰性になりません。一方、抗体検査だと感染性のある期間しか検出されません。また、PCR検査では退院が遅くなるので、無駄に病床が占有されています。

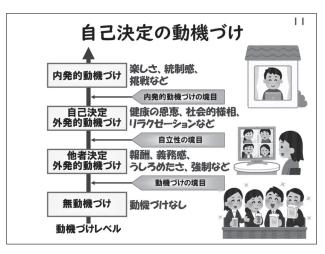


尾身先生が東京オリンピックについて提言されましたが、昔の公衆衛生学と今の公衆衛生学の違いについて説明します。

現在の公衆衛生学は、「行動変容」が主体です。不健康な生活習慣を介入により健康な生活習慣に変えようというものです。一方、伝統的な公衆衛生は環境改善です。公衆衛生の祖のナイチンゲールが病棟により死亡率が異なることから、衛生的な環境が大事と考えるものです。



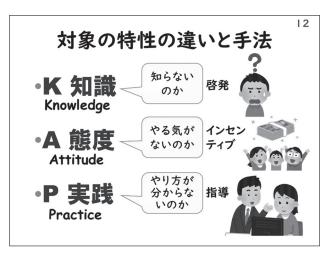
無論、環境改善は重要ですが、ウイルスの変化により、適切な環境は次々と変わるため、時間と費用が大幅にかかります。行動変容プログラムは、例えば行政が「こうしてください」と言っても、実践する側の受け入れやすさで変わってきます。行政側でも人員や予算などの制約で適切に提供できない可能性もあります。現在のワクチン接種では、まさしくこの混乱が起こっています。



一方で、動機づけの問題もあります。

コロナに注意を払わない若者というのは、この「無動機づけ」の状態です。介入というのは「他者決定外発的動機づけ」といいます。会社で在宅勤務を決めたので、"通勤するな"というようなものです。

次のレベルが「自己決定外発的動機づけ」です。周りの様子をみながらやるというもので、家でおとなしくしていますが、周りの人が出かけているのを見ると、自分もおとなしくしていられなくなります。この段階を過ぎると「内発的動機づけ」になります。家で仕事する方が捗るとか、もう新しい生活に慣れたという状態です。



世の中にはいろいろな人がいます。例えば

- ・K Knowledge: コロナのことについてよく知らない人には、啓発する必要があります。
- ・P Practice:消毒の仕方とかやり方が分からない 人には指導が必要です。
- ・A Attitude: やる気がない人です。これが問題な のです。

禁煙を例にとると、喫煙者でタバコの害を知らない Knowledgeの人はいないので、啓発は効果がありません。何回禁煙しても失敗するという人はPracticeの人な ので、成功する禁煙法の指導が必要です。現在、圧倒的 に多いのは禁煙するつもりのないAttitudeの人です。誰 が何と言おうとやめないので、脅しは効果がありません。このような人に効くのはインセンティブと言われています。あの手この手で得になる方法を吹き込むことです。

ちなみに、健康意識調査は英語でこの頭文字を取り、 KAP Surveyと呼びます。どんな人がどれくらいいるか を調べ、対象者ごとに方策を変える必要があります。現 在コロナワクチン接種では、Pの人が殺到していますが 今後、頭打ちになります。次にKの人への丁寧な情報提供、Aの人への大胆な方策が必要になると思います。

最後に、これからもコロナを取り巻く環境がどんどん変わります。既にインド株は空気感染っぽい感染機序が指摘されており、マスクやパーティションなどの効果がない可能性もあります。変化する情報に敏感になり、正しく対処していきましょう。

Visionary 2021年9月20日号

警察活動の最前線

神奈川県警察 犯罪抑止対策室 吉川 裕介





「コロナ禍に対応した新たな犯罪抑止対策」

新型コロナウイルス感染症は、社会環境を大きく変 化させ、県内でも不安や混乱に乗じた様々な犯罪が発 生しました。

「コロナ」をキーワードにした特殊詐欺や、閉店時間帯の店舗を狙った窃盗、更には、休校に伴う留守番中の子供の安全対策に取り組む必要があり、警察においても新たな犯罪抑止対策が求められることになりました。

しかし、コロナ禍では、防犯イベント等の従来の対面型・接触型の広報啓発活動が制限されました。そこで、アイデアを出し合い、新しい生活様式に対応した、新たなアプローチを考えました。例えば、著名な実演販売士等の発信力の高い方々に協力をいただき、迷惑電話防止機能付き電話機を紹介する動画を配信するなど、効果的に動画サイトやSNSを活用した情報発信に取り組みました。他にもデリバリー事業者など、県

民と対面で接する 事業者に防犯チラ シの配布等をお願 いし、感染拡大防 止に最大限配意し ながら、県民の耳 目を集める、創意 工夫を凝らした広

報啓発活動を展開しました。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、 犯罪情勢を含め、社会環境は日々変わっていくことか ら、今後も変化の兆しを鋭敏に捉え、時勢に応じた斬

新かつ先制的な犯罪抑止 対策を講じてまいります。



神奈川県警察防犯チャンネル【公式】

from

前 神奈川県警察本部生活安全部 生活安全総務課犯罪抑止対策室 (現 神奈川県庁に出向中)

吉川 裕介

コロナ禍で防犯活動に支障を来たす中、吉川さんは、テレビ番組などでの実演販売で知られるレジェンド松下さん (神奈川県居住) の知名度や巧みな話術が詐欺被害の防止にいかせるのではないかと協力を求め、動画作成に繋がりました。神奈川県警の公式HPで見ることができます。

松下さんは、本物の実演販売さながらに、軽快な口調で最近の手口を伝え、対策として「迷惑電話防止機能付き電話機」を紹介し、その効果を強調しました。

実演販売 "風"動画で詐欺防止! NHK 2020年9月24日 首都圏ネットワーク「STOP詐欺被害!」



メールマガジン発行状況



神奈川県警 犯罪抑止対策室の吉川裕介副室長

「短時間で人を引きつける話術やコンパクトに説明できる点に着目しました。家族で詐欺について話したり、高齢の家族に録音機能がついた電話機をプレゼントしたりするきっかけにしてほしいです」

どうすれば被害にあわないか、わかりやすく紹介されているのでぜひ一度、見てみてください。

https://www.youtube.com/watch?v=FM1tKgbM0FI

その他、吉川さんが作成したYouTubeによる啓発広報例



才木玲佳からの住宅侵入犯罪「最強」防 犯対策

神奈川県警察防犯チャンネル【公式】

筋肉アイドル「才木玲佳」さんと連携して、住宅侵入犯罪に対する 防犯啓発動画を制作しました。 「泥棒が嫌がる 4 つの要素」を才...

https://youtu.be/7kH1hJc4tS0



気象予報士「穂川果音」さんによるサギ 防犯予報 ~アポ電入電中!~

神奈川県警察防犯チャンネル【公式】

特殊詐欺被害を防止するため、気象予報士の穂川果音さんと株式会 社サニースポットに協力していただき、天気予報風に神奈川県内で…

https://youtu.be/qKWZZ4zW0Dk

Visionaru 2021年12月16日号

『地域づくりのヒント』

関東学院大学法学部准教授・社会情報大学院大学(現 社会構想大学院大学) 牧 特任教授 瀬 稔

先日『地域づくりのヒント』(社会情報大学院大学出 版部)を出版しました。本書の紹介をします。

長年、私は地域づくりに携わってきました。民間企業 や地方自治体、国の外郭団体、今は大学に軸足を置き、 地域づくりに取り組んでいます。私は多様な立場から地 域づくりを進めてきました。どの立場であっても、地域 づくりを成功の軌道に乗せる手段は大差ありません。そ の視点を本書に記しています。

本書は第Ⅰ部、第Ⅱ部、第Ⅲ部に分かれています。

第Ⅰ部は、本書の「総論」の位置づけです。地域づく りの具体的視点をまとめています。5論考を用意してい ます。第1章は国が進める地方創生の意図と総括を述べ ています。第2章は私が携わった地域づくりの具体的事 例を紹介しています。第3章は地域づくりを成功させて いく一視点として、公民連携とオープンイノベーション を言及しました。第4章は第2期地方創生と切り離せな いSDGsを記しています。第5章は私の考える地域づく りの展望です。

第Ⅱ部は、地域づくりを進める上で、基本的なキー ワードを例示しています。例えば、関係人口、人口還 流、インバウンド、EBPM、シビックプライド、コンパ クトシティ、税外収入など多様なキーワードを紹介して います。私が地域づくりの現場に行くと、概念が曖昧な まま使われている現状が多くあります。

第Ⅲ部は、私が地域づくりに関して、尋ねられること を「Q&A形式」でまとめています。56のQ&Aを記し ています。56のQ&Aを「地域イノベーションの視点」 から「議会のあり方」まで9カテゴリーにわけています。

本書の副題に「地域創生を進めるためのガイドブッ ク」と記しました。私は「ガイドブック」を意識して執 筆しました。私が意図するガイドブックとは「地域づく りに携わる人に対して、地域づくりを成功の軌道に乗せ るための情報を提供するための出版物」です。実践的な 視点を記しているため、きっと役立つと自負しています。

また書名には「ヒント」を入れています。ここで言う ヒントとは「望ましい地域に向けて、地域づくりを進め るために手がかりとなるような情報」という意味です。 本書によるヒントを参考に、地域づくりに取り組んでい ただき、成功の軌道に乗ることが私の理想ですし、そう なると確信しています。

最後になります。地域づくりを進める主体は、地方自 治体(地方議会)という行政だけではありませ。地域 づくりは地域で活動するすべての主体が関係者となりま す。地域に存在する多様な主体が「地域づくりを開始し よう!」と考えた時、本書は役立つと思います。本書を 手に取っていただけると幸いです。

「地域づくりのヒント 地域創生を進めるためのガイド ブック 牧瀬稔」



ISBN: 978-4910255071

目次

第 I 部 地域創生の論点

第1章 地方創生の総括

第2章 躍動する地方創生の事例

第3章 公民連携とオープンイノベーション

自治体におけるSDGsの意義 第4章

「人口減少を前提とした地方創生」への提言 第5章

第Ⅱ部 地域創生のキーワード

第1章 地方創生のキーワード

地域イノベーションのキーワード 第2章

第3章 未来創生のキーワード

第Ⅲ部 地域創生のQ&A

第1章 地域イノベーションの視点

第2章 定住人口・移住促進の視点

観光誘客(交流人口)の視点 政策づくりの基本的概念 第3章

第4章

政策づくりの技法 第5章

政策づくりの視点 第6章 人・組織のあり方

第7章 財政の視点 第8章

議会のあり方 第9章

Visionary 2022年1月18日号

『人生100年時代を楽しむ生き方 ~定年後を豊かにする28のインタビュー~』

シニアライフデザイン 堀内裕子

ISBN: 978-4845214426

書籍概要:

人生100年時代を楽しみ、 よりよく生きるには何が大切なのか 高齢者の生きがいや周囲の支え方 のみならず年齢や組織を超えて、 現代に生きる一人一人に刺さる 28人のインタビュー集。 定年後を豊かにする指南書!

目次:

はじめに

第1章 楽しみながら生きる

三浦雄一郎 プロスキーヤー、冒険家

常に目標を持ち、仲間と人生をおおらかに楽し

林家木久扇 落語家

常に"笑い"の中に身を置き、対価を得て自分 らしく生きる

入不二基義 哲学者、青山学院大学教育人間科学部 教授 高齢者がスポーツを始めるには「興味に向き合う」ことが重要

稲田 弘 「アイアンマン世界選手権大会」最高齢 チャンピオン

何かを始めるのに年齢は関係ない、まずは 「やってみる!」の精神で

鎌田 實 医師、作家

コロナ時代に重要な人とのつながり、社会貢献 がシニアの健康を支える

毒蝮三太夫 俳優、タレント

年を取るほどに謙虚な姿勢が大事、目指すは チャーミングで

第2章 チャレンジして成長する

若宮正子 アプリ開発者、シニア向けサイト「メロウ倶楽部」副会長

IT活用と楽しむ姿勢で、シニアの社会的孤立を 防ぐ

小林まさる 料理研究家

経験を生かし「前へ!」の精神で生きがいをつ かみ取る

鈴木絹英 NPO法人日本傾聴ボランティア協会理 事長

傾聴ボランティアで高齢者に寄り添い、笑顔に なってもらう

森永卓郎 経済アナリスト、獨協大学経済学部教授 老後の不安を乗り越える鍵は「生涯現役」と 「節約術」にあり

岸本裕紀子 エッセイスト

定年後をしなやかに楽しむ、「新しい生き方」 へ踏み出す機会に

第3章 絆をつくり深める

坂東眞理子 昭和女子大学理事長·総長

和顔愛語の精神で世代を超えて「志縁」をつくる

信友直子 ドキュメンタリーディレクター、映画監 督

認知症になった母を撮り続けて知った家族の絆 綾戸智恵 ジャズ・シンガー 社会に経験や知識を還元し、必要とされる高齢 者であれ

レギュラー お笑い芸人

高齢者を元気にする秘訣は「楽しい聞き上手」 になること

財前直見 女優

家族に伝え遺すメッセージが、シニア生活をより 豊かにする

第4章 地域社会とつながる

田中一正 大和ハウス工業株式会社ヒューマン・ケア事業推進部顧問

高齢者の背中を押し、人とつながるきっかけづ くりを

樋口恵子 評論家

地域に必要なのは「老働力」、センターは高齢 者を支える拠点に

藤原佳典 東京都健康長寿医療センター研究所 社 会参加と地域保健研究チーム研究部長

「三方よし」の地域参加で、シニアの健康寿命 を延ばす

青江覚峰 海土真宗東本願寺派湯島山緑泉寺住職、 料理僧

社会の"あそび"を担い、地域で存分に力を発揮する

下河原忠道 株式会社シルバーウッド代表取締役 高齢者が自分らしく最期を迎えられる、地域社 会を事業の視点でつくる 吉江 悟 一般社団法人Neighborhood Care代表 理事、「ビュートゾルフ柏」看護師/保健 師

> 地域を包括的に支え、高齢者の持つ「知の財 産」を生かす

第5章 生涯現役で社会貢献する

清家 篤 慶應義塾大学商学部教授・慶應義塾学事 顧問、博士(商学)

柔軟性と信用性を武器に、生涯現役社会をけん 引せよ

秋山弘子 東京大学高齢社会総合研究機構特任教授 高齢者を「支える側」に、福祉政策の労働政策 転換を

川崎二郎 衆議院議員(自由民主党所属)

六十五歳以上も働き、自分で定年を選ぶ時代に なる

堀田 力 弁護士、公益財団法人さわやか福祉財団 会長

働く場の開拓と、高齢者が社会貢献できる活動を

堀内裕子 シニアライフデザイン代表、シニアライフ・デザイナー

シニアの「モラトリアム」に注目、大義名分と 素直さで再チャレンジを

米山武義 歯科医師、歯学博士、医学博士

口と歯の健康が、シニア世代の生活・命を守る

Visionary 2022年1月25日号

『水底を掬う ~大川小学校津波被害事件に学ぶ~』

弁護士 齋藤雅弘



河上正二 著吉岡和弘 著齋藤雅弘 著

信山社、ISBN9784797285017

信山社のWebサイトの紹介文から:

民事の訴訟を託された2弁護士と、研究者の執筆による貴重な書。大川小学校を襲った大津波と国賠訴訟のリアルな体験から、ともに考えるために必読。水底に沈んで浮き上がることの出来なかった魂を、泥水をかき分け、この両手のひらに掬い上げたい。その一念で訴訟を闘い抜いた遺族の思いに、「法」は、「社会」は、事件とどう向き合うのか。社会がこの訴訟から新たに学ぶべきことは多い。はたして法は、遺族の心を救えるのか。一石を投じ、そして、ともに考える。

【目次】

- ◆第1章 「大川小学校津波被災事件」判決を読むために
 - 1 はじめに
 - 2 予備的知識
 - 3 判決文の構造
 - 4 最高裁判所
 - 5 仙台高裁判決の判断枠組み
 - 6 日本社会における法の役割と限界
 - 7 個人の責任とシステムや組織の責任

- ◆第2章 大川小学校国賠訴訟─津波被災事故における 学校の設置,管理・運営者の組織的過失と責 任
 - ◇ I その時,何が?
 - ◇Ⅱ 大川小国賠訴訟とは
 - 1 本件地震発生後の状況
 - 2 なぜ訴訟に至ったのか
 - 3 訴訟提起の決断―訴訟の意義と目的
 - ◇Ⅲ 大川小国賠訴訟の内容
 - 1 事案の概要
 - 2 1審の争点
 - 3 1審の審理経過と本件訴訟の特徴
 - ◇IV 1審判決の判断内容
 - 1 1審の認定した国賠責任
 - 2 事後的不法行為
 - 3 1審判決の損害の認定
 - 4 石巻市と宮城県の控訴と原告遺族らの控訴
 - 5 1審判決の意義
 - ◇V 控訴審の経緯と控訴審判決の内容
 - 1 控訴審の経緯
 - 2 控訴審の争点
 - 3 平時における校長等の安全確保義務の懈怠 の国賠法上の意義
 - 4 本件安全確保義務について
 - 5 本件安全確保義務の内容とその懈怠
 - 6 本件安全確保義務の懈怠と児童の死亡等と の因果関係について
 - 7 控訴審における国賠責任の肯定
 - ◇W 上告審について
 - 1 上告審の経緯と問題点
 - 2 上告および上告受理申立て理由
 - ◇W 控訴審判決の意義
 - 1 国賠訴訟における責任の判断枠組み
 - 2 本件訴訟における裁判所の判断枠組みと法 的意義
 - 3 控訴審判決の学校防災上の意義
 - 4 控訴審判決の射程と今後の展開
 - ◇™ 伝えたかったこと,伝えたいもの
 - 1 本件訴訟で特筆すべき点
 - 2 今後の取り組み
- ◆第3章 鼎談「大川小学校津波被災事件判決を考える」

Visionary 2022年2月5日号

『ネット・SNSの危険から子どもを守れ!』

東京都消費生活センター 木村 嘉子

今、子供たちにとってスマホは必需品になっています。大人は子供に社会のルールを教えることができますがスマホを含めたネットの使い方については適切なアドバイスが十分できているとは言えません。いじめや誹謗中傷、ショッピングやゲームなどネットのトラブルも色々起きています。これらの状況を事前に防ぐきっかけになってほしいと思い、私が所属している消費者団体NACS(ナックス=[公社]日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会)ICT委員会で、本を書きました。本の執筆にあたり、日本市民安全学会の吉岡良平様にアドバイスをいただきました。教師や保護者や子

供と関わる多くの方々に手に取っていただきたいと思い ます。

また、この本の執筆をきっかけに、出版社から小学校 低学年向けの副教材を作ってほしいと依頼があり、A4 の小冊子を作りました。小学校教師にこの言い回しは古 くないか、ルビがあれば内容は理解できるか等を聞きな がら修正を重ねました。自治体によっては市内全小学校 で使用するとの注文が入っているようです。消費者相談 の現場ではコロナ禍以降、オンラインゲームの高額課金 の相談が増えています。相談より、まず啓発が大切なの で、啓発のお役に立てるといいなと思っています。



編著: 原早苗、坂本かよみ、著: 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会ICT委員会 ISBN: 978-4324110096

目次

- I 子どもを取り巻くネット環境
 - 第1章 インターネットが欠かせない生活
 - 第2章 知っているようで、実はよく知らないインターネット
 - 第3章 インターネットの特徴を知る
 - 第4章 子どもが夢中になるSNS、動画サイトのしくみを知る
 - 第5章 情報に左右される
- Ⅱ トラブルを防ぐために大切なこと
 - 第1章 SNSのやり取りで起きているトラブル
 - 第2章 インターネットのなかのさまざまな危険
 - 第3章 オンラインゲーム
 - 第4章 ネットショッピング・フリマアプリ
 - 第5章 さまざまなトラブル事例と解決方法
- Ⅲ 教師や保護者は、子どもにどう向き合うか〈子どもに守ってほしいルールの例〉
- IV 資料編
 - 用語集/相談先&お役立ちサービス案内/関係法令



《小冊子》ネット・SNSを毎日見ているあなたへ

監修:日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会ICT委員

目次

ロバ 第1部 さまざまなケース

_| ケース1 | どこの誰だかバレちゃった!

ケース2 ほんとうにおなじ年の子?(悪い人が変身?)

ケース3 ネットでけんかになった!

- ケース4 勝手に友だちの写真をアップした!
- ケース5 スマホなどを手ばなせない?
- ケース6 無料ゲームと思っていたのに
- ケース7 ゲームをするときにうその年れいを入れたら
- ケース8 ネットの広告がウソだった!
- ケース9 ネットショッピングで買ったものは返せる?
- ケース10 無料でマンガが読めるサイトは見てもいい?
- 第2部 トラブルをふせぐ学習ページ
 - 1. フィルタリング
 - 2. あなたのネットトラブル度をチェック!
 - 3. スマホ・ネット利用のルールづくり
 - 4. 相談窓口

2021年4月23日号

大麻汚染が激増。中高生への広がりも!

神奈川県警察本部 刑事部 組織犯罪対策本部 薬物銃器対策課 薬物捜査伝承官 志 水 佳比古

1. 将来を担う若者の間で大麻乱用者が急増

薬物犯罪で検挙される人は、全国で毎年1万4,000人 前後おり、神奈川県内だけでも毎年1,100人前後もの人 が検挙されています。

この中で今、私が最も心配していることは、日本の将来を担う若者たちの間で薬物犯罪が増え続けていることです。特に大麻犯罪の増加は顕著で、少年による全国の大麻犯罪の検挙者は、5年前は年間210人でしたが、年々増え続け、昨年は887人でした。神奈川県内では、さらに顕著な増加がみられ、5年間で15人から98人と実に6倍以上のハイスピードで増えています。(下記表を参考)

検挙された少年の中には、大学生はもちろん、高校生や中学生もいました。昨年中、神奈川県警察において薬物犯罪で検挙した大学生は、28人にも及んでおり、将来を嘱望される若者たちが薬物に汚染されてしまうことが残念でなりません。

2. 年齢、性別、職業等を問わず薬物犯罪は広がっている

薬物犯罪は、多くの人が他人事と考えがちですが、じつはとても身近な犯罪なのです。薬物犯罪で検挙される人は実にさまざまで、年齢層も小学生から90歳くらいのお年寄りまでと幅広く、男女の区別もありません。また、現職の警察官から学校の先生、医師、看護師、薬剤師等、あらゆる職業の人が薬物犯罪で検挙されていますし、スポーツ界や芸能界でも検挙されている人たちが大勢いることは皆さんご存知のとおりです。薬物犯罪は、年齢、性別、国籍、職業などは関係なく、あらゆる"境"を飛び越えて、ものすごい勢いで広がっているのが現実です。

3. 好奇心から薬物に手を出す若者

若者の間では、先輩やネットなどから「ダイエットに効く」、「受験勉強に集中できる」、「みんなやっている」、「誰にも迷惑をかけない」等といった間違った知識や情報が入ります。大麻は「草」「野菜」「葉っぱ」、合成麻薬は「タマ」「バツ」「エクスタシー」、覚醒剤は「エス」「スピード」「アイス」等と洒落た名で呼ばれ、使い方も昔のように注射器を使うのではなく煙を吸う方法に変わってきています。また、大麻リキッドは「タバコ感覚」、大麻クッキーは「お菓子感覚」、錠剤の合成麻薬にいたっては「ジュース等に入れて健康補助食品のような感覚で飲んでしまう」等、ファッション感覚で違法薬物が使われています。

今は自分が求めれば、ネット等で簡単に違法薬物を買うことができる時代ですし、購入価格が手頃になってきていることも若者が手を出しやすくなっている理由だと思います。

4. 薬物乱用の「悪魔の囁き」と「奈落の底」

人が違法薬物に走るのは、わずかな時間であっても、 快楽感、多幸感、爽快感等を味わえ、また、悩み、スト レス、孤独感等から一時的に解放されるといった「悪魔 の囁き」ともいえる薬理作用によるものです。しかし、 この薬理作用は数分間から数時間しか続きません。副作 用として疲労感、倦怠感、無力感、不安感、孤独感、悲 壮感、不快感等に襲われ、違法薬物を繰り返し使うよう になり、薬物依存という「奈落の底」へと陥ってしまう のです。薬物犯罪の本当の恐ろしさは、この薬物依存に あります。世の中にはさまざまな犯罪がありますが、そ の中でも薬物犯罪は再犯率が高いという特徴がありま す。覚醒剤犯罪の再犯率は60%を上回っており、それだ

【大麻犯罪検挙人員の推移(過去5年)】

E- 41112	_,,,,,,					
区	分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
全	玉	2,536人	3,008人	3,578人	4,321人	5,034人
(うち	少年)	(210人)	(297人)	(429人)	(609人)	(887人)
神奈	川県	280人	318人	384人	440人	491人
(うち少年)		(15人)	(18人)	(47人)	(75人)	(98人)

け止めることが難しい犯罪なのです。

さらに、違法薬物を使い続けていると程度の差こそあれ、幻視、幻聴、幻覚、幻想等の症状が現れ、これを起因として薬物乱用者による殺人や放火等の様々な犯罪、自殺、交通事故等が発生することとなるのです。

5. 効果的な薬物乱用防止対策

薬物乱用防止に即効薬はありません。警察等による末端乱用者の検挙(需要の根絶)と密輸・密売等薬物犯罪組織の壊滅(供給の遮断)など徹底した取り締まりだけでは薬物犯罪をなくすことは出来ません。すべての国民

が薬物犯罪の危険に晒されているといえる今、小学校まで含めた学校教育現場はもちろんのこと、社会全般において薬物乱用防止教育等の啓発活動を進めることが大切です。

薬物に頼らないためには、孤独感、悲壮感、不安感等を取り除く環境が重要となります。人と人との絆がもたらす力が必要となるのです。会話や笑顔がない家庭、学校、職場、社会は薬物乱用の温床となり得るということをよく知っていただき、人との確かな絆を育むことが薬物の乱用を防ぐこととなります。

2021年5月31日号

コロナ災禍切り抜き帳 未知の大危機への対処

日本市民安全学会会長 石 附 弘

「危機管理とは最悪を想定して準備し、小さくまとめる社会技術」と定義する石附さんが、日頃考えておられる目線からコロナ災禍現象を6項目、51枚のスライドにまとめてお話しくださった。以下抄録。

AI時代の新予測

過日、NHKでは世界の研究者が発表した新型コロナ関連の全論文25万本以上を人工知能に読み込ませ、そこから洗い出した最新情報を基に、専門家と日本の今後の感染状況を予測。変異ウイルスの影響で、今秋第5波となる感染拡大が起こる可能性が見えてきた。知れば知るほど陰鬱に、などと感傷的になっていられないほど深刻。『ウイズ(共存)コロナ』ではなく、『生きるか死ぬかの、毎日がコロナとの戦争』である。命が大切。人類は、ウイルスの変化変質の速さに対抗できるのか?

1 歴史観察:コロナと大危機への対処

今は昔:泰平の眠りを覚ます上喜撰(蒸気船)

たった四杯で夜も寝られず

今 :泰平の眠りを覚ますコロナ船

たった一杯で夜も寝られず

(コロナ船がきっかけで『文明の利器』に気付く)

夜も寝られない理由 (今は昔)

- ①黒船(大国の植民地主義の脅威)―軍艦・大砲産業革命で大量生産された工業品の輸出拡大の必要性インドを中心に東南アジアと中国大陸の清への市場拡大を急ぎ熾烈な植民地獲得競争の大波が来襲
- ②西欧の文明の利器に圧倒(文明開化:日本の近代化促 進)

夜も寝られない理由 (今)

- ①コロナ船来港(新興感染症の未知の脅威) スペイン風邪100年ぶりの再来の恐怖
- ②世界を 2 分 (米中) するデジタル (文明の利器) 大国 の脅威

日本もデジタルソリューション変革にやっと開眼 「Digital Transformation = 「DX」への立ち遅れ *世界はアフターデジタル化へ(日経PB)

2020年、クルーズ船ダイアモンドプリンセス号 コロナウイルス日本初上陸、極めて手強い敵。感染者 712人、死者13人。

突如重症化 感染しても無症状 敵と味方が混在

①疫学的データなし ②ワクチンなし ③治療薬なし 人口1億2600万人の日本において、何もしなければその 約20%、2520万人が感染し、感染者の約2%、50万人が 死亡するとの推計。厚労省のクラスター対策班は「対策 ゼロなら40万人死亡」(2020.4.15) と。但しこれは医療 崩壊を考慮していない数字。

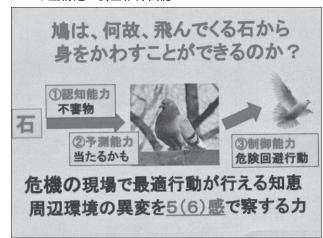
コロナの死者数だけを見てもダメ。関連死(変死、コロナ不安による自殺、特に小中高生で前年の25%増。女性の自殺も増加)など全体の数で受け止める必要がある。札幌医科大学医学部附属フロンティア医学研究所ゲノム医科学部門の研究が興味深い。人口100万人当たりの感染者数の推移だが、被害が多く出ている欧米は直角型、日本は低くかつなだらかで、当時は日本ミラクルといわれた。では、これからどうするか。カギはワクチン接種。世界各国のワクチン接種状況はイスラエルがダントツで進んでおり、日本は最下位。なぜか。 ワクチンが安全保障上の武器である ことをあまり認識していなかったからではないか。

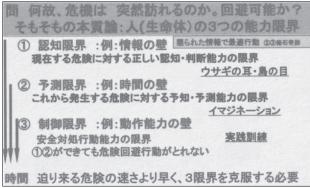
2 危機管理とは何か

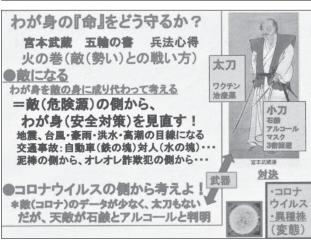
災禍は、天からも地からも、現実社会からもネット社会 からも、降ってくる。

何時、何処で、何が起こるか人は知ることができない。

- 1. 人間の3つの安全能力限界への挑戦 ①認知限界 ②予測限界 ③制御限界
- 2. 3重構造の安全維持機能







3 台湾の好事例

①認知限界:限られた情報で最適行動迅速な機動的対策 情報センス・

2019.12.31 中国武漢市衛生健康委員会の「原因不明の 肺炎が27例、重症7例確認」の発表。即、国民に最初の 注意喚起を行い検疫強化や専門家チーム発足(日本: 2020.1.6 最初の注意喚起)

- : リスク情報に対する基本的考え方
- : 迅速なデマ情報対策 (極めて重要)

危険性有り対応型:台湾、証拠無し非対応型:日本

- ●感染者ゼロでも「非常対策本部」を設置
- ●具体的な感染予防対策として、徹底的なマスク対策実施。国民健康保険のIDを使い、薬局でマスクの配給システムを立ち上げ、全国の薬局6500カ所のマスクの在庫をオンラインで把握し、過不足なく無料で配送する態勢を整備。など。

答 台湾は、①②③のいずれに対しても、国民との信頼関係重視の下、必要な措置を迅速に実施 ① 認知限界:例:情報の壁 限られた情報で最適行動 現在する危険に対する正しい認知・判断能力の限界 WHOからの情報なくても、安全センスがあれば危険情報察知 ② 予測限界:例:時間の壁 周辺異常事態に危険性察知 これから発生する危険に対する予知・予測能力の限界 この先 何が起きるかを予測する危機管理センス=対策へ

③ 制御限界:例:動作能力の壁 安全対処行動能力の限界 関を挙げ、育民一体となった 緊急対策実施

危機回避に必要な体制整備、現場的措置を実施

コミュニティの原義

時間 迫り来る危険の速さより早く3限界を克服できた

台湾:人の3つの安全能力の限界を、 皆で努力すれば 危険回避できることを示した

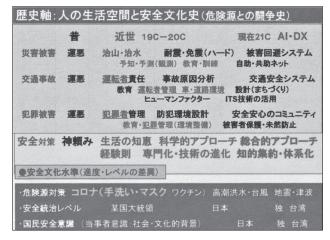
閑話休題スペイン風邪と危機管理安全センス

①認知限界:情報の壁への挑戦

現在する危険に対する正しい認知・判断能力 参考:スペイン風邪の際の、感染者の生の言葉

- ●川端康成は、スペイン風邪の感染が広がりつつある東京を避け、伊豆へ。大正7年秋、19歳の一高生川端は、スペイン風邪を警戒して伊豆・修善寺から湯ケ島を旅した。この旅で出会った旅芸人一座との思い出を描いたのが後の名作「伊豆の踊子」。
- ●志賀直哉は、大正8年発表の短編「流行感冒」で、徹底したスペイン風邪対策をとった。「流行感冒」の主人公は、感冒を恐れ、医師が勧めるのに娘を運動会に行かせない、女中を街に出すときにも店での無駄話や芝居見物を禁じるなど「事実をありのままに」(あとがき)描いた(千葉県・我孫子在住)。限られた情報で最適行動。
- ●与謝野晶子:「政府はなぜいち早くこの危険を防止するために、大呉服店、学校、興行物、大工場、大展覧会等、多くの人間の密集する場所の一時的休業を命じなかったのでしょうか」(大正7年、与謝野の10人の子の1人が小学校でスペイン風邪に感染したのをきっかけに、家族が次々と感染した(「感冒の床から」)。
- ●斎藤茂吉:大正6年末から長崎医学専門学校教授、県立長崎病院精神科部長として赴任。茂吉も感染(大正9年1月)、同僚の教授と校長がスペイン風邪で落命。茂吉の詠んだ歌「はやりかぜ一年(ひととせ)おそれ過ぎ来しが吾は臥(こや)りて現(うつつ)ともなし」
- ●芥川龍之介:大正7年11月、友人への手紙「胸中の凩 (こがらし)咳となりにけり」「見かへるや麓の村は菊 日和」・・・辞世の句死は免れたが、翌年2月、回復 したはずの芥川が再び感染。

4 安全文化史からの考察



人は3つの安全能力の限界を克服できない 不可抗力の問題(運命)+努力すれば危険回避できる問題



約500年前、イタリアの思想家マキアヴェッリ見解 運と人間の自由意志50%論

いかに思慮をめぐらせようとも宿命を変えることはできないし・・・対策など講じても所詮は無駄だと多くの人は思ってきた。・・・現代(16世紀)では、この意見はより説得力をもつ(運命論)。

しかし、われわれ「人間の自由意志の炎」は、まったく 消されてしまったというわけではない。残りの半ばの 動向ならば、運命もそれを、人間にまかせているのでは ないかと思う。運命は、力量によって防備されていない ところでは、その強大な力を思う存分ふるう(安全力量 (力学)論命名石附)塩野七生著『マキアヴェッリ語録』 君主論

「危険」なくしては人は成長しなくなる (コーカサスの諺)

5 危機の時こそ(政治)リーダーの真価

- ・大局観(時代情勢観)・・・認知(広さ深さ)
- ・情報収集(リスク分析・判断)・・・予知予測
- ・専従の組織体制整備・・・対策方針決定
- ・根拠ある安全対策
- ・指揮統率力 総合力発揮 資源の確保と集中投入
- ・国民統合 説明責任(国民に寄り添う)

・政治責任

政治家・科学者・行政官・国民 判断決断力 データ分析力 執行能力 官民一体

コロナ脅威の見積もり

- ①世界経済フォーラム (ダボス会議) 2021.1.25 コロナwebシュワブ会長
- ●パンデミックは、失業、気候変動、貧困とのグローバル規模の努力を無に帰してしまった。 「2021年は信頼を再構築する重要な年」「3つのグレー

|2021年は信頼を再構築する重要な年」| 3つのグレートリセット年」(地球温暖化、富の格差、民主主義の機能不全リセット)

- ●即ち、資本主義の行き過ぎ、社会の分断、地球温暖化等あらゆる視点でみて、現行の社会システムが機能不全に陥りかけている。それをどうリセットすべきなのか議論し、リーダーは決断力のある包括的行動のため協力必要。
 - ・レジリエントな経済システムの設計
 - ・責任ある産業革命と成長
 - ・地球公共財のスチュワードシップ (法的拘束力に縛られない自主規制)強化
 - ・第4次産業革命のテクノロジー活用
 - ・地球・地域協力の進化
- ■メルケル首相のコロナ対策演説(動画)2020/3/18 Kanzlerin hält TV-Ansprache zur Coronapandemie https://www.youtube.com/watch?v=5-ubyQ3Tf80 (日本語訳付き)

【トップの政治哲学】

開かれた民主主義に必要なことは、私たちが政治的決断を透明にし、説明すること、私たちの行動の根拠をできる限り示して、それを伝達することで、理解を得られるようにすることです。

【歴史認識】

事態は深刻です。あなたも真剣に考えてください。東西 ドイツ統一以来、いいえ、第二次世界大戦以来、これほ ど市民による一致団結した行動が重要になるような課題 がわが国に降りかかってきたことはありませんでした。

【民主的権利の制限】

旅行および移動の自由が苦労して勝ち取った権利であるという私のようなものにとっては、このような制限は絶対的に必要な場合のみ正当化されるものです。そうしたことは民主主義社会において決して軽々しく、一時的であっても決められるべきではありません。しかし、それは今、命を救うために不可欠なのです。

【自分の課題として理解】

もし、市民の皆さんがこの課題を自分の課題として理解 すれば、私たちはこれを乗り越えられると固く信じてい ます。(以下略) ■2020/12/12:メルケル首相の議会演説「魂の演説」は 世界中に大きな感銘を!

【啓蒙と科学的根拠ある政策】

私は啓蒙の力を信じている。

今日の欧州が、まさにここに、このようにあるのは、啓 蒙と科学的知見への信仰のおかげ。

【国家のアイデンティティ:強い民主主義】

ドイツは、「強い経済」と「強い市民社会」をもった「民 主主義」国家だ。そのような国家のアイデンティティの 前提にあるのが啓蒙の精神、すなわち知を愛することだ。

【個人の責任と団結】

ドイツのような自由で開かれた国にとって、パンデミックに取り組むための最も重要な鍵は「禁止と統制」ではなく、「すべての個人が責任を持って行動し、解決策の一部となることをいとわないこと」

【説明責任】

「私権の制限を伴うロックダウンは、自由で民主的な体制と必ず衝突する。もしロックダウンを行うのであれば、いかにそれが公正に行われるかを、政府はオープンな議論のもとで市民に示す必要がある。

いかにパンデミックのような緊急事態であろうと、政府がアカウンタビリティ(説明責任)を果たそうとせず、 強権的な政治を行うのならば、それは独裁への道だ」 と。

【祖父母との最後のクリスマス】

休暇が近づくことを考慮して、ドイツのすべての人に 警戒するよう呼びかけた。「クリスマス前の今、もし接 触を増やして、これが祖父母との最後のクリスマスにな るとしたら、私たちは間違ったことをしたことになるで しょう。」

【医療関係者への労い】

犠牲者に弔意を表し、患者を救うために毎日戦っている 医師や看護師に感謝。

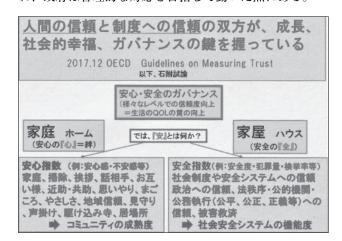
6 **リーダーシップとリスクコミュニケーション** キーワード

トップの政治決断と自らの考えを国民に熱く伝える、根拠あるコロナ対策、政策の透明性、政治への信頼感、社会への思いやり、国民の目線に寄添い、民主的等

英国の市場調査会社ユーガブ(YouGov2020.5)

コロナ後、政治トップや国への支持率が上昇した国が多い。独、英、仏、オランダ、オーストリア、アイルランド、デンマーク、フィンランド、ポルトガル、ノルウェーでも類似の傾向。

こうした国々の特徴は、移動などの権利の制限をともなうコロナへの対応について、国民との意思疎通がなされ、政府は合理的な対応を目指して動いた点にある。



2022年2月17日号

学会常任理事 菅野泰彦氏 三島市で講演

『講演テーマ セーフティ教育サンプル講演 ~スマホ・ネットの安心・安全な使い方~ 』

三島市立北上小学校校長 露 木 知 浩

IoT・AI・ウェアラブルコンピュータの分かり易い解説から、スマホ、タブレット等を道具として使う考え方を教授していただきました。学校現場では生徒指導等、問題が起こることによって「スマホは危険、SNS等のアプリケーションは悪い物」だという意識を持つ教員が多いことは事実です。このような風潮を菅野氏は「家にある包丁は、使い方によって便利なものであるが凶器にもなる。スマホ、SNSも同じ道具である。物のせいにするのではなく、使う本人が正しく考え想像できる力を働かせることが大事である。そのためには、一人一人の心技体を充実させることが大切である。」という多方面から見たスタンスを教えていただきました。講演を終え、本校教職員も「目から鱗」という感想が多く聞かれました。

また、現在教育現場では、SOCIETY5.0の世界で生きる力、子供たち一人一人が、持続可能な社会の担い手として、個人や社会の成長のために必要な新たな価値を生み出していくことが求められています。まさに菅野氏の講演は、子供たち個々が自らの経験や情報をフルに活用し、思考判断していくことに繋がり、新たな価値観を生みだす教育活動にも大いに参考となりました。また、楽しく引きつけられる軽妙な語り口での講演は、オミクロン株の感染拡大により緊張感がある学校現場に明るく温かい光を注いでくれました。

また、本講演は今後三島市内の教職員に伝達していくこととなりました。

参加教員の感想

- 「フィルタリングは、ヘルメットやシートベルトと同じ」という言葉が印象に残りました。自分を守るため使うことが当たり前となるよう、子供達に情報提供していきたいと思いました。(40代教員)
- 最新機器の使い方ではなく、道具としての使い方を教 えていただき参考になった。(新任教員)
- ・ゲーム時間と成績の良さは比例しないというグラフに 驚きましたが、「時間を決めて、それを守れるかどう か」や「息抜きとしての利用」という説明には納得し ました。ゲームに限らず様々なICT機器が増えていく 中で、「危険だから使わない」ではなく、正しい使い 方とルールを子供たちに教えていくことが大事だと思 いました。資料も分かりやすくて、今後も活用してい きたいと思いました。(20代教員)
- 「これはダメ」ではなく、なぜダメなのか、やめると どんないいことがあるのかというのを理解させるのが 大切だという話はためになりました。参考になるウェ ブページも活用していけると思いました。(20代教員)
- ・スマホやインターネットの使用について、指導の仕方 が講演を通し理解できました。すぐにでも、授業の中 で子供たちに伝えたいと思いました。また、保護者に も伝える機会があればと思いました。(50代教員)
- ・いただいた資料を使って、1年生にも少し内容を絞って道徳の授業に使わせてもらいました。(30代教員)







2022年3月9日号

元警視庁捜査1課長が学会で語る

元警視庁捜査第一課長 光 眞 章

1. 犯罪捜査と歯科について

(1) 犯罪捜査では、死体は、殺人事件・傷害事件・ 過失致死事件・死体損壊・遺棄事件犯罪の構成要 件であり、個体識別が必要であります。

事件以外の事故死・災害死についても、必要な 検査・解剖により死因の究明を行うとともに死 体の身元を解明することが、警察の責務でありま す。

- (2) 死体の個別識別作業を行い身元を特定します。
 - (ア) 身元確認は、身体特徴など外形から行われていますが、科学的方法としては、歯型・指紋・血液型・DNA型等が主にあります。現在、当協会では災害に際して「足紋」による方法で確認を行うように普及活動をしています。
 - (イ) 歯型は、法歯学医(警察歯科医)が行っています。歯科医の先生の協力なくして身元の確認は出来ません。歯型は、法歯学医が治療痕など患者のカルテと対照して身元を確認します。日本は、保険制度があり、ほとんどの人が歯科医に治療を受けています。他方、発展途上国の外国人は、歯科治療を受けることが少なく、歯型から身元確認は難しいです。
 - (ウ) 警察は、何故身元確認を急ぐか 次の3点 があります。
 - ○事件・事故の判断をして事案の早期解決を 目指します。
 - ○ご遺体を早急に遺族にお返しします。
 - ○国民に知らせる社会的義務を果たします。
 - (エ) 現在、身元確認の3要素
 - ●指紋照合 終生不変・万人不同 ⇒指紋は世の中で一人
 - ●歯牙鑑定
 - ●DNA型鑑定
 - (オ) 指紋採取は、犯罪者のみ行っています。一部の国は、指紋採取を義務化しているところもあります。警察では、犯罪者でない人の身元確認は、生前に使用していた手帳等から採取して照合します。DNA型鑑定は、「在宅」つまり、生前使用していた櫛・歯ブラシ・眼鏡などから毛髪・皮膚片・汗等の資料を抽出し、鑑定をします。

(3) 身元を確認した事例

- (ア) 交通事故による焼死者については歯型から 確認しました。
- (イ) 殺人・死体遺棄事件で歯型から確認しました。
- (ウ) 一部腐乱水死体から歯型から確認しました。
- (エ) 飛行機事故の死体・災害死等から歯型から 確認しました。(日航機墜落事故等)
- (オ) その他に身体特徴・入れ墨・指欠損等で確認しました。

2. 身元確認に有効な「足紋」の普及について

(1) 足紋とは

足裏の面の隆線を押なつし作成された資料とご遺体の足紋と照合するものです。足紋は、指紋と同じで終生不変・万人不同です。採取し作成された資料の保管はまだ決まっていませんが、今後予想されます南海トラフ、首都地下型巨大地震の際、相当の身元不明遺体が予想されます。

したがって、生前中に足紋を採取作成保管していれば、災害時に身元不明にならず家族のもとに帰ることができると確信します。

(2) 足紋採取要領

足紋採取キットにより採取し、別の保管用用紙に 転写する方法を活用しています。「足紋」は、個人 情報であることから各自で保管をしていただいてい ますが、将来は、公的機関が保管するのが適切と考 えています。

3. 万引犯罪の現状と問題点について

(1) 統計からみた現状

資料1

年別	2000年	2010年	2020年	2021年
全刑法犯認知 件数	2,443,470	1,604,019	614,231	568,104
万引犯罪の認 知件数	112,559	148,665	87,280	86,237
万引犯罪の割 合	4.6%	9.3%	14.2%	15.2%

資料2

年別	2017年	2018年	2020年	2021年
全刑法犯検挙 件数	215,003	206,094	182,582	175,041
万引検挙数	66,154	61,061	51,622	50,369
万引犯罪の割 合	30.8%	29.6%	28.3%	28.8%

(2) 犯罪の傾向

2021年の統計を見ると、全刑法犯の認知件数が隔年減少していますが、万引犯罪認知件数は、全刑法犯認知件数の15.2%と年々上昇しています。2000年代4万人台を超えていた少年の万引が、昨年は6千人台に減少したのに対し高齢者は、2004年以降2万人台に推移し、高止まりの状態にあります。

(3) 万引の理由を調査結果

最近では、コロナ禍に伴い年金では苦しいと節約 感あり、その背景には孤立・孤独が予想されます。 また犯罪者の再犯・常習犯が多くみられる。

※法務省の犯罪白書(平成30年度)による高齢者万引調 査

- ●万引犯罪の動機は55%が節約で、生活困窮が27%で す。
- ●万引犯罪の被害額は70%が3,000円未満です。
- ●盗み癖 女性3割・男性2割で心身の問題も同率で

した。

●家庭の事情は、男女と異なりますが、男性は、同居 人なしが半数、近親者なしが3割、一方女性は、同 居7割、近親者2割となっています。

(4) 外国人の犯罪傾向

東南アジア系のベトナム人・中国人の万引犯罪が多くみられ、特にベトナム人は、生活に困窮した実習生らによる犯行が見られます。また、万引きをした品物を換金する手段としてネット市場に転売しています。更に、注文を受けてから万引きに行く「受注万引」犯罪も見受けられます。以上、全刑法犯の犯罪が、戦後最少になっても万引犯罪は、減少しておらず、社会の安全安心を確保するために対策が必要であることをご理解ください。

これで、私の講演会を終了させていただきますが、私 どもは、大震災など災害被災者の身元確認に供するため に「足紋」採取をお願いしています。この点も皆様方の ご協力を賜りますようにお願いいたします。

会員の皆様、リモートによるご清聴ありがとうござい ました。

警察政策学会(市安研)及び日本市民安全学会の益々のご発展を祈念します。

2022年3月24日号

仏のテロ緊急事態からコロナ衛生緊急事態、そして極右の台頭 ~民主主義への重大な脅威を占う、仏の治安情勢と大統領選挙~

京都産業大学法学部教授 浦 中 千佳央

2015年1月のシャルリエブド編集部襲撃事件を発端に、フランスはイスラム過激思想に影響された若者による波状的なテロに襲われ、加えて、新たなテロ発生の危険が絶えず、これを予防するテロ対策が大きな課題となった。

このため「緊急事態」が布告された。この緊急事態を 定める法律は、アルジェリア独立戦争時に多発したテロ を抑え込むものとして考案されたもので、県地方長官の 行政警察権を一時的に拡大し、基本的人権の制約をもた らす、普段であれば許可されない例外措置を含むもので あった。

そしてコロナ禍により「衛生緊急事態」が布告され、ロックダウン、夜間外出禁止令、教育施設の閉鎖、必要な財・とサービスの徴発・徴用(高性能マスクなどの衛生資材の徴発、医療関係者の徴用)、マスク着用義務化などが行われた。さらにワクチン接種が可能になってからは、ワクチンパスや医療従事者へのワクチン接種義務化を行った。

これらのコロナ対策も「往来の自由」、「営業の自由」 などの基本的権利、言ってみれば、人の自由を制限する ものである。これら一連の動きから垣間見れたフランスのコロナ対策は、国による私権制限を伴う強い権限に基づく施策であった。日本のように政府が国民への「お願い」や「要請」をしますが、良識ある行動を導くものでなく、国の有する強力な権限により、コロナを封じ込めようとするフランスの施策、フランス社会の変化を紹介した。

最後に4・5月に行われる共和国大統領選挙について 話をされ、中道の現職のマクロンの優位は変化がないも のの、有権者の3割強が、移民・難民問題、治安問題の 解決を唱える2名の極右系候補のいずれかに投票すると の調査結果が出ている。特に世論調査では調査対象の警 察官、軍人の多くも極右系候補への投票を指向している ことが明らかになっている。

テロ予備軍ともいわれるイスラム系若者の急進化、過激化だけでなく、コロナ禍により顕著になった格差社会、住宅、教育問題、そして既存政党の没落により、左右の急進的な勢力が支持を伸ばす政治の両極化、フランス社会の極右、超保守主義への旋回が、民主主義への重大な脅威となっていることを分析された。

お知らせコーナー(総務局だより)

総務局長 山 下 弘 忠

会員の皆様におかれましては、コロナ禍においてオンラインによるリモート会議等に参加していただき又、講師の皆様には講師ご多忙の中講演をしていただきましたことに心から御礼申し上げます。今回、第20回記念大会が開催できることは、皆様のご協力によるものと深く感謝申し上げます。

今年度、行事結果等のお知らせをさせていただきます。

1 第19回日本市民安全学会総会の結果

令和3年5月15日オンライによる総会を開催しま した。(115名中40名参加)

議題

- (1) 令和2年度 第1号議案から第4号議案まで審 議・全員一致で可決
- (2) 基調講演 会長石附弘「コロナ災禍切り抜き帳 について」
- (3) 講演 科学警察研究所 島田貴仁「犯罪予防の社会心理学について」
- (4) 映学社・高木裕己社長製作 短編映画「フクロウ人形の秘密」

2 令和3年度 研修会の状況(順不同)

○慶應義塾大学教授

小笠原和美 様 (参加人員24名)

○防衛大学校

佐藤 浩 様 (参加人員12名)

○独立防災隊連合協議会

堀口 真 様 (参加人員12名)

○京葉病院外科医

原口 義座 様 (参加人員17名)

○弁護士

荒井 隆雄 様 (参加人員13名)

○東海大学客員教授

渡辺 良久 様 (参加人員26名)

○青山学院大学教授

古橋 大地 様 (参加人員31名)

○東北大学名誉教授

矢野 雅文 様 (参加人員10名)

○弁護士 (元大阪府警察本部長)

樋口 真人 様 (参加人員12名)

○宇宙システム開発利用推進機構常務理事

三神 泉 様 (参加人員16名)

○弁護士

齋藤 雅弘 様 (参加人員23名)

○法政大学教授

今井 猛嘉 様 (参加人員16名)

○暴力団追放推進都民センター代表理事

櫻榮 茂樹 様 (参加人員11名)

○日本自然保護協会指導員

小原 芳郎 様 (参加人員12名)

○澤田技術コンサルタント

澤田 雅之 様 (参加人員16名)

○東京工業大学教授

西田 佳史 様 (参加人員28名)

○前厚生労働省事務次官

樽見 英樹 様 (参加人員23名)

○弁護士

篠崎 芳明 様 (参加人員11名)

○全国足紋普及協会理事 (元警視庁)

光眞 章 様 (参加人員19名)

○NECサイバーセキュリティ対策デレクター

木村 公也 様 (参加人員17名)

○早稲田大学研究員 招聘研究員

前田 義男 様 (参加人員22名)

以上21名の講師方 合計参加人数459名

以上の皆様ご協力により講演会を開催しました。各講 師の皆様ありがとうございました。

3 常任理事会の開催

夏休みの8月をお休みして11回の開催をして、会 の運営方針等を討議しました。

4 各委員会等の開催

- ○反社研究会 警察政策学会部会研究へ参加
- ○ロボ研・夢委員会 随時開催
- ○名誉シニアフェロー選考部会 その都度開催
- ○拡大コア会議等 会長のもとで開催
- ○語ろう会 随時開催

5 他の機関との協力

学会との協力関係にあります警察政策学会部会研究との共催行事など、また、

- ○全国足紋普及協会
- ○QBIC
- ○実践首長会

等の行事に会長はじめ会員の方が参加して交流を深めました。

当会は、コロナ禍において、オンラインによるリモート会議等を69回開催して累計960名の方に参加していただきました。各常任理事会の皆様はじめ総務局スタッフの皆様のご協力に感謝申し上げます。

7

「日本市民安全学会2.0 会則」

日本市民安全学会会則 2004(平成16)年4月25日制定 2004(平成16)年4月25日施行 2005(平成17)年1月29日改正 2006(平成18)年11月11日改正 2007(平成19)年3月18日改正 2008(平成20)年5月1日改正 2014(平成26)年5月11日改正 2020(令和2)年12月5日改正

【前文】

日本市民安全学会は、16年前、「『安全問題』が、地球規模においても、国家規模においても、私たち市民生活の場においても『最重要の課題』として急浮上した」情勢下に創設され、これまで、各地の地方自治体との共催、あるいは、市民対象の研修会等の開催などを通じ、「市民生活の安全・安心の質の向上のための社会貢献活動」を行なってきました。

しかしながら、創設時に比べ、人類の生存にかかわる地球環境の変化、巨大自然災害、詐欺等知能犯罪の急増、少子超高齢社会の進展に伴う地域社会の変化、新たなサイバー空間の出現、AI時代の到来等に伴う「新たな脅威と不安」が生み出され、その多様なリスクファクターが複雑かつ有機的に結合し、加えて変化のスピードが市民生活の安全・安心を大きく脅かしています。

さらに、新型コロナウイルスによる公衆衛生危機は、伝統的な地域内での「安全観」から、「全地球規模の連携から市民一人ひとりの生活安全行動」までを包含する新たな「市民安全観」への転換を図っていくことが求められているのではないでしょうか。

本会は、体制移行チームにより検討を重ね、今後は、これら大変化の方向性を踏まえつつ、自らのベースラインをしっかりと見据え、これまで安全・安心を支えてきた伝統的社会安全システムを検証し、設計思想の変革等「発想の転換」により、「新たな安全・安心」の社会的価値を創造するため、地域特性に即した具体的・実践的な地域活動の展開が必要であるとの認識の下、ここに、「日本市民安全学会2.0」と銘打って学会第2期のスタートを切ることとしました。

第1章 総則

(名 称)

- 第1条 本会は、日本市民安全学会(以下「本会」という)と称する。
- 2 英文表記は、Japan Association of Community Based Civil Safety Sciences (略称: JACBCSS) とする。

(目 的)

第2条 本会は、子どもから高齢者まで「安全・安心に暮らせる社会づくり」に資するため、2つの生活空間(リアル+サイバー)における市民主役の健康・安全・安心創造のあり方(以下「市民安全学」という)に関する調査・研究、啓発・普及及び関係機関・団体・実務者・研究者等の相互の連携・協力を図り、新たな社会的価値の創造に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、新技術情報を活用し、コミュニティの現場に着目した次の事業を行う。
- (1) 市民生活の健康・安全・安心学の調査・研究
- (2) 大会の開催及び研究会・講演会の開催

- (3) 安全に関する関係機関・団体等との交流
- (4) 市民生活の健康・安全・安心学の啓発・普及及び講師派遣
- (5)調査研究の受託
- (6) 刊行物の発行
- (7) その他必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、正会員、名誉シニアフェロー、特別会員及び法人会員とする。

(正会員)

第5条 正会員は、本会の趣旨に賛同し、市民安全・安心学または関連領域の専門的知識や経験を持ち、市民安全・安心学の発展・普及に寄与できると認められる者で、常任理事会の承認を得た者とする。

(名誉シニアフェロー)

第6条 名誉シニアフェローは、本会の発展に顕著な貢献があった者または市民安全・安心学の領域において特に功 労のあった者に授与される名誉称号であり、常任理事会が推挙し、総会の承認を得た者とする。

(特別会員)

第7条 特別会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業を後援するため財政的援助等をなした者で、常任理事会の承認を得た者とする。

(法人会員)

第8条 法人会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業に協力・支援等をする法人で、常任理事会の承認を得た法人 とする。

(入 会)

- 第9条 本会に入会を希望する者(法人も含む)は、入会申込書個人用(第1号様式)若しくは、法人用(第2号様式) に必要事項を記入し、常任理事会に提出しなければならない。
- 2 前項の届出があった場合、常任理事会は入会の可否について審議しなければならない。
- 3 入会の承認を得た者は、当該年度の会費を速やかに納入しなければならない。

(会員の権利)

第10条 会員は、本会の行う各種行事に参加することができる。また本会の発行する刊行物の配布やテレビ会議システムや電話会議システム等により、関係情報を受けることができる。

(退 会)

- 第11条 次の各号に掲げる者は、本会を退会したものとみなす。
- (1) 本会を退会する意思を表明した者
- (2) 第25条で定める会費を2年間連続で未納の者

(除 名)

- 第12条 次の各号に該当する者は、常任理事会の決議により除名することができる。
- (1) 本会の名誉を著しく毀損した者
- (2) 本会則に従わない者

第3章 役 員

(役 員)

第13条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長	1名
(2) 最高顧問	1名
(3) 副会長(及び「夢」委員会委員長)	2名以上
(4) 常任理事 (特命理事を含む)	10名以上
(5) 委員	2名以上
(6) 監事	2名
(7) 評議員	3名以上

(8) 顧問

(役員の選出等)

- 第14条 役員の選出は次による。
- (1) 会長及び副会長は、常任理事の互選とし総会の承認を得るものとする。
- (2) 最高顧問、「夢」委員会委員長は、常任理事会の議を経て会長が委嘱する。
- (3) 常任理事は、別に定める規定により選出する。
- (4) 監事は、会長が推薦し、総会の承認を得るものとする。
- (5) 委員は、常任理事会の承認を得るものとする。
- (6) 評議員、顧問は、常任理事会の議を経て会長が委嘱する。

(役員の任務)

- 第15条 役員の任務は次のとおりとする。
- (1)会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、常任理事会が指定する副会長が会務を総括する。
- (3) 常任理事は、本会の運営執行責任者として、会長、副会長、総務局長とともに本会の発展に努めなければならない。
- (4) 評議員は、会長、副会長、常任理事会の諮問に応じるとともに、本会の運営について提言や意見を述べることができる。
- (5) 顧問は、市民安全学の先人として知見を伝承するものとする。
- (6) 委員は、広く会務を扶け、常任理事会を補佐する。
- (7) 監事は、本会の会計及び会務の運営状況を監査する。

(常任理事等の役割)

- 第16条 常任理事は、次に掲げる役割を担当するものとする。
- (1) 総務担当副会長(常任理事)は、学会の基本方針の策定、各種会議の運営の掌理に関すること。
- (2) 総務局長(常任理事)は、常任理事会の企画、総務局の運営(会員情報の管理、会員との情報連絡、会費及び会計管理等)、HPの編集等の事務の統括に関すること。このため、総務局に、第1次長、第2次長、編集委員会委員長を置く。
- (3) 領域別副会長(常任理事)は、専門分野の知見を本会の事業発展のために活用すること。 また、組織強化、支部活動及び地域関係団体、他の学会との連携に関すること。
- (4) 特命理事は、大会開催地大会長、会長の特命事項調査など、本会の機動的運営のための特命事務を担当するものとする。

(役員の任期)

- 第17条 会長、常任理事、評議員、監事の任期は1期2ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期途中において、第14条に掲げる役員の交代が必要と常任理事会が認めたときは、同条の規定に基づき、任期途中でも役員を選出できるものとする。
- 3 委員、顧問の任期は、特に定めないものとする。

第4章 会 議

(常任理事会)

- 第18条 常任理事会は、会長が招集する。また、必要に応じ、適宜、テレビ会議により常任理事会を開催するものと する。
- 2 常任理事会は、常任理事総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席は委任状をもってこれに代えることができる。
- 3 常任理事会の議は、出席者の過半数の賛同によって決定する。
- 4 なお、半数以上の常任理事が常任理事会の開催を求めた場合、会長は、速やかに常任理事会を招集しなければならない。

(総 会)

- 第19条 総会は、全会員をもって組織し、次の事項を審議する。
- (1) 事業の執行結果及び事業計画の承認
- (2)役員の選任

- (3) 名誉シニアフェローの決定
- (4) 予算及び決算の承認
- (5) 会費に関する事項
- (6) 会則の改正
- (7) その他常任理事会が必要と認めた事項
- 2 総会は、年1回開催するものとし、常任理事会の議を経て会長が招集する。このほか、常任理事会が必要と認めた場合、臨時に開催することができる。なお3分の1以上の会員が総会の開催を求めた場合、会長は速やかに総会を招集しなければならない。
- 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席は委任状をもってこれに代えることができる。
- 4 総会の議は、出席者(オンライン出席を含む)の過半数の賛同によって決定する。

第5章 事務局

(事務局)

第20条 本会の事務局及び事務所は、会長の指定する場所に置く。

2 総務局は、担当常任理事(副会長・総務局長)の指示により、会長印の管理、各種資料の作成・管理、名簿の管理、会員への連絡、会費請求などの事務を行うものとする。

第6章 担当副会長・「夢」委員会委員長

(担当副会長)

第21条 本会に、会則第3条に定める各種事業を効率的に実施するため、担当副会長を置くことができる。

(「夢」委員会委員長)

第22条 会長の下に、「夢」委員会委員長を置くことができる。

第7章 支 部

(支 部)

- 第23条 本会に、会則第3条に定める事業を効率的に実施するための活動拠点として、支部を設置することができる。
- 2 支部を設置する場合は、常任理事会の承認を得なければならない。

第8章 会 計

(経費)

第24条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入によって支弁する。

(会 費)

- 第25条 通常会員の会費は年額5,000円とし、年度初めに納入するものとする。
- 2 法人会員の会費は年額1口30.000円とし、年度初めに納入するものとする。
- 3 国外に在住し、かつ国内に連絡先を有しない者の会費の額は、理事会の定めるところによる。
- 4 退会者には、納付した会費は返納しないものとする。

(計画・予算・事業報告・決算)

- 第26条 常任理事会は、本年度の事業計画を策定し、予算を編成して総会の承認を得なければならない。
- 2 常任理事会は、前年度の事業報告・収支決算を作成し、監事の承認を経て総会に報告する。 (会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 解散・委任

(解 散)

第28条 本会を解散しようとするときは、会員の4分の3以上の承認により解散できるものとする。

2 解散時の本会の財産処分は、理事会に諮り定めるものする。

(委 任)

第29条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会に諮って定め、総会に報告しなければならない。

第10章 個人情報取り扱い

(目 的)

第30条 この個人情報取扱方法は、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営 を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責 務)

第31条 本会は個人情報保護に関する法令等を順守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周 知)

第32条 個人情報取り扱いは都度総会資料等で会員に周知し運用を徹底するものとする。

(個人情報の取得)

第33条 個人情報とは、「入会申込書」などにより同意を得て事務局に提出された個人が特定される事項とする。 (同意の取り消し)

- 第34条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての項目に ついて同意を取り消すことができる。
- 2 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、または削除しなければならない。ただし、会員 名簿としてすでに会員に配付しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

(利 用)

- 第35条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。
 - 1 会費請求、その他文書の送付
 - 2 会員名簿の作成
 - 3 選考委員会活動
 - 4 緊急時・災害時などの連絡網の作成

(管理)

- 第36条 個人情報は会長または会長が指定する役員が適正に管理する。
- 2 不要となった個人情報は会長立会いの下で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三者提供の制限)

- 第37条 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合は除く。
 - 1 法令に基づく場合
 - 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - 3 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
 - 4 国の機関若しくは地方自治体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

第11章 補 則

(施 行)

第39条 本会則は、2004(平成16)年4月25日より施行する。

(改 正)

2005 (平成17) 年1月29日改正 第8条及び第22条第2項の法人会員規程の追加。

(改 正)

2006 (平成18) 年11月11日改正 第13条第1項第2号の副会長を1名から2名に改正。

(改 正)

2007 (平成19) 年3月18日改正

- ・第2条、第3条、第5条、第9条第1項、第12条、第13条、第14条、第15条、第17条第1項、第20条第1項、第20条第4項、第21条を一部改正
- ・第9条第2項、第9条第3項、第11条、第16条、第17条第2項、第17条第3項、第19条、第20条第3項、第22条、第23条、第25条第4項、第28条、第29条を追加

(附 則)

第17条 役員任期について、特例処置として2006 (平成18) 年度役員の任期を2007 (平成19) 年3月31日までとする。 2007 (平成19) 年度役員の任期を2007 (平成19) 年4月1日から2008 (平成20) 年3月31日までとする。

(改 正

2008 (平成20) 年5月18日改正 第13条第1項第7号の監事を1名から2名に改正

(改 正)

2014 (平成26) 年5月11日改正 第26条第1項の通常会員の会費を年額3,000円から5,000円に改正。

(改 正)

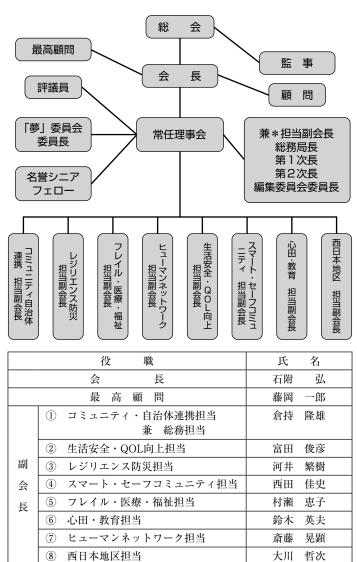
2020 (令和2) 年12月5日改正

- ・第4章 第18条 理事会 削除
- ・第10章(第31条から第38条)を追加し、従来の第10章第30条を第11章39条と改正。

(附 則

-令和2年12月5日から施行する。

日本市民安全学会の組織図と役員名簿



評議員

白石 陽子 小畑 輝海 久保田 尚 藤田 大輔 山本 俊哉 向山 静雄 新谷 珠恵 山内 勇 新井山洋子 細川 亮二 後藤 一明 西内勝太郎 池崎 竹内 正人 守 明 牧瀬 稔 坂 山下 史雄

原田

豊

「夢」委員会委員長

顧問

能島 統主 岩田 廣文 上原美都男 内田 孝正 早川 正行 高木 裕己 水 昭仁

岩澤 栄一 瀧上 勝義

監 事

小松 仲史 澤田 稔二

常任理事

弘忠 菅野 泰彦 西山 智之 濱田 宏彰 堀内 裕子 辻 龍雄 富田 俊彦 山下 櫻田 秀美 山田 典子 浦中千佳央 牧子 後藤 健介 渡辺 良久 内山 有子 宮﨑 鏑木 重治 山際佳代子 岡下 慶仁 大庭 英次 小澤 光男 川崎 末美 木村 嘉子

吉岡 良平 三橋 景虎 江崎 徹治 田島 敏明 露木 知浩 久保田徹雄

名誉シニアフェロー

前田 浩雄 富田 俊彦

【編集後記】

日本市民安全学会は、平成16年に設立して本年で18年目を迎えました。まさに「光陰矢の如し」の感じが致します。

さて、「年年歳歳花相似たり、歳歳年年人同じからず」(劉廷芝)という言葉がありますが、この間、「市民安全・安心」をめぐる環境は、想像をはるかに超えて大きく様変わりしました。当学会もこころ新たにして、2020年、「ネクストステージ」へ第一歩を踏み出したところです。しかしながら、コロナ災禍に伴い対面会議等が困難となり活動に大きな支障がでてきましたが、オンラインによるリモート会議・研修会という新技術の活用により、リアル時代よりはるかに多くの皆様へ「市民安全・安心」の情報をお届けできることなど新たな発見もありました。

機関誌第2号では、2つの記念講演、2つのテーマで特別寄稿、20回大会寄稿文集など盛りだくさんな内容とすることができました。また、会員全員に対するアンケート調査で、これまでの学会運営へのご賛同を得た半面、リモートに参加できない会員の方もおられることが判りました。多様なご意見を踏まえながら、Zoom研修会なども企画を立てたいと思います。

ここに改めて、皆さまのご協力を得て第20回記念大会機関誌「市民安全の栞」第2号を発刊することができましたことを御礼申し上げます。

この間の会員の皆様はじめ総務局スタッフ及びご関係の皆さまのご尽力に対し、再度、心から御礼申し上げます。

(編集子)

本誌日本市民安全学会20回大会記念号は、 総務局の企画調整の下、執筆者の皆様、編集委員会の皆様、 そのほか多くの皆様の熱い議論を通じ、 ご関係の皆様の格別のご尽力により、 完成することができました。 こころから厚く御礼申し上げます。

総務局

局長: 山下弘忠

第一次長: 菅野泰彦

第二次長: 西山智之

編集委員会委員長: 濱田宏彰

編集委員会

濱田宏彰、石附 弘、山下弘忠、鏑木重治、河井繁樹、川崎末美、 菅野泰彦、斎藤晃顕、櫻田秀美、鈴木英夫、辻 龍雄、西山智之、 花田雄二、堀内裕子、村瀬恵子、山田典子、横矢真理

名誉シニアフェロー選考部会

山本俊哉、原田 豊、山下弘忠、濱田宏彰、菅野泰彦 西山智之、櫻田秀美、村瀬恵子、堀内裕子、斎藤晃顕 河井繁樹、鈴木英夫、川崎末美、前田浩雄、宮崎道名

> 発行日:令和4年5月14日 発行責任者:日本市民安全学会

https://www.shimin-anzen-gakkai.org/

会長:石附弘

*本機関誌の、無断使用・転載・複写を固く禁じます。

日本市民安全学会 第20回 大会 名誉シニアフェロー第2号 富田俊彦氏の地域安全活動の現場から

地域の安全・安心の向上を『夢』として、その具現化に果敢に挑戦された先人の足跡をたどり、 安全・安心まちづくり手法や具現化のプロセス、情報発信やコミュニティづくりの 今をレビューし、これを記録化し、市民安全・安心学の構築に役立て ようとするため、『名誉シニアフェロー』制度が発足しました



作品名『額縁から見る新たな風景:野菜畑の向こうに立つ子供たちの母校』 富田俊彦氏作:通学路の破れた金網を、フレーミング効果で犯罪予防アートに!

フレーミング効果とは、相手の捉え方や与える印象を変えることにより、 意思決定に影響を及ぼすことのできる心理現象で、 認知心理学や行動経済学などで注目されており、 身近な生活安全対策への応用が期待されます。

『市民安全』をめぐる環境大変化を踏まえ、日本市民安全学会はネクストステージへの飛躍を目指しています。皆様のご理解とご協力、また、活動へのご参加をお待ちしています。